

昭和三年十一月一日現在役職員左の如くである

會長	大阪府知事	力石雄一郎
副會長	大阪府内務部長	木島茂郎
理事	大阪府信用組合聯合會長	片岡安
	地方事務官商務課長	奧村泰助
	同 會計課長	坂井勝一
	地方農林主事	上田忠次
	地方農林技師	外山親三
	保證責任大阪府產業信用組合	深川重義
	有限責任豊崎信用組合	川崎榮治郎
	有限責任堺興業信用組合	河盛安之介
	保證責任岸和田信用組合	淺田吉松
	有限責任中高安信用購買販賣組合	森田真太郎
	有限責任大冠信用購買組合	磯村彌右衛門
	保證責任氷室信用購買販賣利用組合	重村太右衛門
	有限責任伯太信用購買販賣利用組合	山本與治郎

役員

同	有限責任深日信用購買組合	川嶋直治郎
同	豊能郡部會長	古田誠
同	南河内郡部會理事	西山爲次
評議員	保證責任大阪府產業信用組合	深川重義
同	有限責任千船信用組合	見市乘保
同	保證責任堺信用組合	堀畑徳治郎
同	保證責任岸和田信用組合	淺田吉松
同	有限責任如是信用購買組合	松田慶二郎
同	無限責任根根莊信用購買販賣組合	新谷寅之助
同	有限責任木島信用購買販賣利用組合	南谷寅三郎
同	有限責任南松尾殖産獎勵信用購買組合	山本圓治
同	有限責任駒ヶ谷信用購買組合	眞銅住太郎
同	有限責任久寶寺信用購買販賣組合	高田仁兵衛
同	有限責任桶葉信用購買利用組合	中井正胤
總代	有限責任	千船信用組合
同	保證責任	天滿市場信用購買販賣利用組合



同	有限責任	依羅信用購買組合
同	同	大阪信用組合
同	同	浪速購買組合
同	保證責任	大阪府產業信用組合
同	同	堺信用組合
同	同	岸和田信用組合
同	有限責任	芥川信用購買販賣組合
同	同	春日信用購買組合
同	同	山田信用購買販賣組合
同	無限責任	細河信用組合
同	同	東郷信用購買販賣組合
同	有限責任	雄信達信用販賣購買利用組合
同	無限責任	日根野信用購買利用組合
同	有限責任	南掃守信信用購買組合
同	保證責任	貝塚信用組合
同	有限責任	大津信用組合

同	同	久世信用購買販賣利用組合
同	同	五箇莊信用購買組合
同	同	喜志信用購買販賣利用組合
同	同	天野信用購買組合
同	同	古市町信用購買組合
同	同	三都信用購買組合
同	同	大戶信用購買組合
同	同	高安信用購買組合
同	保證責任	天美信用組合
同	同	氷室信用購買販賣利用組合
同	有限責任	豊野信用購買利用組合
同	保證責任	大阪府信用組合聯合會
同	有限責任	河南信用購買販賣利用組合
同	有限責任	深日信用購買組合
同	保證責任	氷室信用購買販賣利用組合
同	同	產業組合中央會總代
同	同	產業組合中央會代表
同	同	有限責任全國購買組合聯合會總代

役 職 員



職員

主事補  
書記

堀野江林  
浦野喜義

囑託職員

講師

大阪府農林主事補  
葦原米藏

同

同

同

同

同

保證責任大阪府信用組合聯合會主事

川ノ上雄

主事補

大阪府農林主事補  
山路輝造

書記

大阪府農林主事補  
前田英太郎

次に創立以來役員の異動を掲ぐれば次の通りである

會長

明治四十四年十一月八日就任

高崎親章

大正二年三月十六日就任

犬塚勝太郎

大正六年三月十八日就任

大久保利武

大正七年三月二十五日就任

林市藏

大正九年十月六日就任

池松時和

大正十一年三月十四日就任

井上孝哉

大正十二年六月十四日就任

中川望

昭和十三年五月十七日就任

田邊治通

昭和十三年五月十五日就任

力石雄一郎

昭和十四年三月十七日就任

土居通夫

大正二十二年三月十八日就任

堀内秀太郎

大正三十四年三月二十二日就任

土岐嘉平

同

同

役員

副會長















### 事業

本會創立以來實施せる事業の主要なるものを掲ぐれば左の如くである

#### 會議

##### イ、總會及總代會

明治四十年十一月八日大阪府會議事堂に於て臨時總會を開き、會則の制定、役員の選舉並に明治四十一年度經費收支豫算及事業方法書を議決せし以來年次總會又は總代會を左の通り開催した。

順次	開催年月日	會場	議案
第一回總會(以下同ジ)	明治四十一年六月九日	大阪府會議事堂	會則變更、理事補欠選舉、四十一年度決算
第二回	同 四十一年十一月十九日	同	會則變更、四十二年度豫算
第三回	同 四十三年二月二十六日	同	四十二年度決算、四十三年度豫算
第四回	同 四十四年三月十七日	同	役員滿期改選、四十三年度決算、四十四年度豫算

第五回	大正 元年三月十六日	同	會長及理事補欠選舉、四十四年度決算、元年度豫算
第六回	同 二年三月十八日	同	會長副會長及理事補欠選舉、評議員滿期改選、元年度決算、二年度豫算
第七回	同 三年三月三十日	同	役員滿期改選、二年度決算、三年度豫算
第八回	同 四年二月二十八日	府立大阪博物場	會則變更、三年度決算、四年度豫算
第九回	同 五年三月十五日	大阪府會議事堂	會長補欠選舉、代表者及評議員改選、會則變更、五年度豫算
第十回	同 六年三月二十三日	同	會則變更、役員改選、六年度豫算
第十一回	同 七年三月二十五日	同	會長理事一名補欠選舉、優良組合表彰、諸規程制定、七年度豫算
第十二回	同 八年三月十九日	府立商品陳列所	八年度豫算、理事二名補欠選舉、評議員滿期改選
第十三回	同 九年三月六日	同	九年度豫算、仲介斡旋手数料、會則變更、役員滿期改選、林前會長、柴田副會長へ感謝狀贈呈
第十四回	同 十年三月二十三日	大阪府會議事堂	十年度豫算、旅費支給規程制定、副會長理事各一名補欠選舉、前會長二感謝狀贈呈
第十五回	同 十一年三月三日	同	十一年度豫算、代表者一名滿期改選、評議員滿期改選
第十六回	同 十二年三月十三日	府立商品陳列所	十二年度豫算、役員滿期改選、代表者一名補欠選舉、増田前副會長二記念品贈呈
第十七回	同 十三年三月二十一日	大阪府會議事堂	十一年度決算、十三年度豫算、會長理事二名補欠選舉、代表者評議員改選、會則變更、職員退職給與金規程制定
臨時總代會(以下總代會)	同 十三年七月十四日	府立實業會館	十一年度決算更正、會則變更、理事一名補欠選舉
第一回	同 十四年三月九日	同	十三年度豫算更正、十四年度豫算、副會長理事各一名補欠選舉、表彰者決定、職員退職給與規定變更

事業



産業組合中央會大阪支會狀況

三六六

第二回	同	十五年三月二日	同
臨時	同	十五年六月二十八日	同
第三回	同	昭和二年二月二十六日	同
第四回	同	三年二月十四日	同

ク、評議員會

十三年度決算、十五年度豫算、役員満期改選、評議員満期改選、餘裕金預入先追加  
支會々則變更、十五年度豫算更正、十五年度特別會計豫算、理事豫選  
十四年度決算、二年度豫算、二年度特別會計豫算會則變更、基本財産積立及管理規程制定  
元年度決算、元年度特別會計決算、二年度豫算更正、三年度豫算、同特別會計豫算、會則變更、會長副會長各一名補欠選舉

大正四年二月二十八日會則變更の結果、左の通り評議員會を開催した。

開催年月日	会場	議案
大正五年四月七日	大阪府會議事堂	大正四年度決算及事業報告書
同 六年四月二十三日	同	同 五年度決算及事業報告書
同 七年四月十三日	同	同 六年度決算及事業報告書
同 八年四月十五日	大阪府農會樓上	同 七年度決算及事業報告書
同 九年四月十五日	同	同 八年度決算及事業報告書
同 十年四月十三日	同	同 九年度決算及事業報告書
同 十一年四月十二日	大阪府會議事堂	同 十年度決算及事業報告書

講習會

イ、一般講習

産業組合及産業組合聯合會に關する智識の普及發達を圖る爲め、新たに産業組合を設立せんとするものを集めて、講習會を開催せしこゝ五回、講習修了者三百八人を出した。其狀況左の如くである。

順次	開催年月日	期間	会場	講師	修了者
第一回	明治四十二年七月一日	七日	泉北郡濱寺町	農商務屬 惠登代 磨	六三
第二回	同 四十三年七月二十三日	同	府立農學校	産業組合中央會 二宮 德	七一
第三回	同 四十四年八月二日	同	南河内郡長野町	小 出 忱	七〇
第四回	大正 元年七月十四日	同	北河内郡牧方町	農商務屬 松村 行藏	六四
第五回	同 二年七月二十一日	同	豊能郡箕面村	産業組合中央會主事補若林正臣	四〇

産業組合及産業組合聯合會の指導に關する智識を養成する爲め、各郡市書記及郡市農會技術員を集めて、講習會を開催せしこゝ一回、講習修了者二十一人を出した。其狀況左の如くである。

開催年月日	期間	会場	講師	修了者
大正三年七月二十日	七日	西成郡役所	農商務屬 惠登代 磨	二一人

三六七



産業組合及産業組合聯合會に關する智識の普及發達を圖り、併せて男女青少年及學童に、組合精神の普及を圖る目的を以て、小學校及補習學校教員を集め、教育者講習會を開催せしこころ一回、修了者三十一名を出した。其の狀況左の如くである。

開催年月日	期間	會場	講師	修了者
昭和二年八月十二日	二日	泉南郡佐野町小學校	産業組合中央會主事有元英夫 大阪府主事 大島鎮治 地方農林主事 上田忠次	三一

又産業組合及産業組合聯合會の、實務に關する智識の普及發達を圖る爲め、組合及聯合會の事務に執掌せる役職員を集めて、實務講習會を開催せしこころ四十九回、講習修了者千百六十三人を出した。其の狀況左の如くである。

順次	開催年月日	期間	會場	修了者
第一回	大正三年九月一日	七日	三島郡役所	一四
第二回	同 年九月二十日	五日	泉南郡日根野村	一四
第三回	同 年五月二十四日	同	中河内郡役所	一三
第四回	同 年十一月二十二日	同	豊能郡東郷村	七
第五回	同 年三月九日	同	南河内郡役所	一一
第六回	同 年八月八日	同	北河内郡役所	二四

第七回	同 六年八月一日	同	中河内郡役所	二八
第八回	同 七年七月一日	同	泉北郡役所	三六
第九回	同 年八月二十六日	同	泉南郡佐野町西方寺	二三
第一〇回	同 八年七月七日	同	泉北郡役所	二三
第一一回	同 年八月十八日	六日間	豊能郡役所	一六
第一二回	同 年十二月二日	五日間	南河内郡役所	一五
第一三回	同 九年五月四日	七日間	北河内郡役所	二一
第一四回	同 年八月十八日	同	三島郡役所	一九
第一五回	同 年九月一日	四日間	泉南郡大土村犬鳴不動院	二九
第一六回	同 十年八月一日	五日間	豊能郡役所	一六
第一七回	同 年八月六日	同	泉南郡淡輪村	五二
第一八回	同 年八月二十三日	同	南河内郡役所	一九
第一九回	同 十一年五月一日	四日間	三島郡役所	一三
第二〇回	同 年七月十七日	七日間	中河内郡役所	二〇
第二一回	同 年九月二十一日	五日間	南河内郡役所	一四
第二二回	同 年十月九日	同	豊能郡役所	一八



第三三回	同	十二年三月二十五日	二日	大阪府會議事堂	六八
第二四回	同	年五月二十一日	五日	泉北郡役所	一四
第二五回	同	年十月八日	三日	泉南郡雄信達村外二	二六
第二六回	同	十三年五月十九日	八日	南河内郡役所	二〇
第二七回	同	年八月二十五日	三日	豊能郡役所	二五
第二八回	同	年九月二十四日	四日	三島郡役所	二一
第二九回	同	年十月六日	三日	北河内郡役所	三〇
第三〇回	同	十四年三月十三日	同日	中河内郡役所	四〇
第三一回	同	年五月四日	五日	泉南郡梅井村	三一
第三二回	同	年五月二十四日	八日	南河内郡役所	三九
第三三回	同	年六月十五日	六日	大阪府農會	三九
第三四回	同	年九月二十一日	同日	豊能郡役所	三〇
第三五回	同	十五年四月二十三日	五日	大阪府會議事堂	四一
第三六回	同	年十一月二十日	二日	元泉南郡役所	三五
第三七回	昭和二年三月十四日	同日	三日	同南河内郡役所	二八
第三八回	同	年三月十七日	同日	同泉北郡役所	二一

第三九回	同	年三月二十二日	同日	同豊能郡役所	二五
第四〇回	同	年三月二十五日	二日	同北河内郡役所	一六
第四一回	同	年三月二十八日	三日	同中河内郡役所	三一
第四二回	同	年九月五日	同日	同南河内郡役所	二三
第四三回	同	年九月八日	同日	同泉北郡役所	一三
第四四回	同	年九月十四日	同日	同泉南郡役所	二〇
第四五回	同	年十月六日	同日	同北河内郡役所	八
第四六回	同	三年八月四日	二日	同泉南郡役所	三〇
第四七回	同	年九月十七日	三日	同泉北郡役所	七
第四八回	同	年九月二十日	同日	同南河内郡役所	二二
第四九回	同	年九月二十五日	同日	同豊能郡役所	一五

ロ、婦人講習會

婦人の日常生活上の智識を啓發し、併せて産業組合趣旨を、廣く一般家庭に理解せしむる爲め、料理、洗濯、染色、禮儀作法、結髪、着付等の科目に産業組合科目を加へて、婦人講習會を開催せしこゝ左の如くである。



開催年月日	期間	會場	修了者
大正十三年八月三日	二日	南河内郡三日市小學校	一三〇
同 八月十八日	同	泉北郡大津町小學校	五〇
同 十四年六月五日	一日	三島郡清水、信、購組合	一八〇
同 十五年三月六日	二日	泉南郡佐野町佐野家政女學校	三〇
同 年三月二十日	一日	三島郡石河村大門寺	一〇二
同 年三月二十四日	二日	南河内郡狹山村小學校	一二〇
同 年三月二十八日	同	中河内郡久寶寺村小學校	一一八
同 年三月三十日	同	豊能郡東郷村小學校	一八〇
昭和二年三月十一日	同	豊能郡田尻信、購組合	八〇
同 年三月十五日	一日	三島郡島本信、購、販組合	六一
同 年三月十六日	二日	中河内郡大戸信、購組合	六三
同 年三月十八日	同	南河内郡喜志信、購、販、利組合	七三
同 年七月二日	同	南河内郡千代田信、購組合	五三
同 年七月四日	一日	泉北郡久世信、購、販、利組合	二〇
同 年七月五日	同	泉北郡鳳信、購、利、組合	一五

同 年七月六日	同	泉北郡穴師信、購組合	四五
同 年七月七日	同	泉北郡横山信、購組合	五一
同 年七月三十日	同	三島郡三宅信、購、販、利組合	六〇
同 三年八月八日	二日	三島郡磐手信、購、販組合	五一
同 年九月三日	同	泉北郡日根野信、購、利、組合	二〇五
同 年九月十日	一日	泉北郡鶴田信、購、利組合	一〇
同 年九月十一日	同	泉北郡深井信、購、販、利組合	三〇
同 年九月十二日	同	泉北郡伯太信、購、販、利組合	三〇
同 年十月五日	二日	中河内郡長瀬信、購、販、利組合	五三

講演及講話會

イ、普通講演

産業組合に關する智識の普及發達を圖らんが爲め、斯道の大家を招聘して講演會を開催せしこゝ左の如くである。



開催年月日

會場

講師

明治四十年十一月八日	大阪府會議事堂	産業組合中央會頭 平田東助
同 四十三年二月二十六日	同	法學博士 子爵 神戶正雄
同 四十四年三月十七日	同	京都帝國大學助教授 河上肇
大正元年三月十六日	同	京都帝國大學教授 米田庄太郎
同 年五月二十八日	大阪購買信用組合	産業組合中央會頭 小松原英太郎
同 年五月二十九日	南河内郡高向村	同
同 年五月三十日	中河内郡役所	同
同 二年三月十八日	大阪府會議事堂	神戶高商教授 津村秀松
同 三年三月三十日	同	法學博士 青木得三
同 四年二月二十八日	府立大阪博物館	法學博士 矢作榮藏
同 五年三月十五日	大阪府會議事堂	文學博士 南條文雄
同 六年三月二十三日	同	大阪高商助教授 村本福松
同 年五月六日	同	産業組合中央會頭 平田東助
同 七年三月二十五日	同	同 副會頭 小松原英太郎
		京都帝國大學教授 河田嗣郎

同 年八月四日	泉南郡佐野町西方寺	農務局事務官補 丹下茂十郎
同 年八月五日	北河内郡役所	同
同 年八月六日	豊能郡豊中町	同
同 八年九月十日	三島郡役所	農學士 千石興太郎
同 年九月十一日	中河内郡八尾町慈願寺	同
同 年九月十二日	泉北郡役所	同
同 年九月十三日	大阪市天満市場樓上	農學士 千石興太郎
同 九年三月六日	府立商品陳列所	法學士 百濟文輔
同 十年三月三日	大阪府會議事堂	産業組合中央會講師 左子清道
同 年三月二十三日	同	農學士 千石興太郎
同 年四月	中河内英田村	神宮奉濟會長 吉村清享
同 年四月	泉南郡貝塚町	大阪府農會技師 高落松男
同 年四月	豊能郡北豊島村	大阪府産業主事 西川三郎
		大阪府信用組合聯合會長 増田鐵藏



産業組合中央會大阪支會狀況

三七六

同	年十一月五日	大阪市民館	大阪市民館長	賀志那人
同	年十一月十日	天王寺公會堂	神戸婦人同情會長	のぶ
同	年十一月十五日	大阪市市岡高等女學校	神戸婦人矯風會長	邊常
同	十二年三月十三日	大阪府立商品陳列所	大阪高商教授	松崎壽
同	十四年十一月六日	府立實業會館	東京帝國大學教授	佐藤寛治
同	年十一月八日	同	農學博士	志村源太郎
昭和	二年二月十三日	同	産業組合中央會頭	志村源太郎
同	年三月五日	同	産業組合中央金庫主事	寺嶋參之輔
同	年三月五日	同	産業組合中央會主事補	辻誠
同	三年三月三日	同	日本勸業銀行大阪支店長	近藤有會

ロ、人形劇講演會

産業組合趣旨宣傳の爲め、山口縣佐波郡八阪村、八阪信用組合人形劇講演部を聘し、「家庭鑑恵の露」、「信用組合道しるべ」劇を以て管内を巡回し、併せて講演會を開催せしこゝ左の如くである。

開催年度	郡市別	開催回数	人員
大正十四年度	三島郡	四	二、五〇〇
	豊能郡	八	二、四〇〇
	泉南郡	一三	七、九〇〇
	泉北郡	一二	三、八八〇
	南河内郡	一八	五、四〇〇
	中河内郡	一五	五、三五〇
	大阪市	二	六二〇
	堺市	一	四八〇
	三島郡	二	七一〇
	泉南郡	三	一、〇二五
	泉北郡	九	二、九六五
	南河内郡	七	二、四四九
中河内郡	八	二、五八四	
昭和二年度	三島郡	四	二、五〇〇
	豊能郡	八	二、四〇〇
	泉南郡	一三	七、九〇〇
	泉北郡	一二	三、八八〇
	南河内郡	一八	五、四〇〇
	中河内郡	一五	五、三五〇
	大阪市	二	六二〇
	堺市	一	四八〇
	三島郡	二	七一〇
	泉南郡	三	一、〇二五
	泉北郡	九	二、九六五
	南河内郡	七	二、四四九
中河内郡	八	二、五八四	

ハ、活動寫眞講演會

事業

三七七



産業組合趣旨宣傳の爲め、映畫「村の榮え」「庄吉が幸福になつた理由」「盤石に築く」を以て管内を巡回し、併せて講演會を開催せしこゝ左の如くである。

開催年度	郡市別	開催回数	人員
大正十三年度	大 阪 市	四	一、八〇〇
	岸 和 田 市	一	一、五〇〇
	三 島 郡	四	五、二〇〇
	西 成 郡	一	一、二〇〇
	豊 能 郡	一〇	五、七〇〇
	中 河 内 郡	一〇	五、八〇〇
	泉 南 郡	七	四、五〇〇
	南 河 内 郡	五	三、一〇〇
	泉 北 郡	一	一、五〇〇
	北 河 内 郡	一	五〇〇
	大 阪 市	九	八、四五〇
	泉 南 郡	四	九〇〇
	泉 北 郡	三	二、六〇〇
	大 阪 市	三	二、六〇〇
大正十四年度	大 阪 市	九	四、五〇〇
	北 河 内 郡	二	一、三〇〇
	南 河 内 郡	四	三、二五〇
	北 河 内 郡	二	一、三〇〇
	大 阪 市	二	六〇〇
	堺 市	一	八〇〇
	中 河 内 郡	一	五〇〇
	大 阪 市	一	八〇〇
	泉 南 郡	三	二、〇〇〇
	泉 北 郡	三	一、五〇〇
	豊 能 郡	一	五〇〇
	堺 市	一	八〇〇
	大 阪 市	一	四、五〇〇
	北 河 内 郡	二	一、三〇〇
南 河 内 郡	三	二、〇〇〇	
北 河 内 郡	一	五〇〇	
大 阪 市	二	六〇〇	
堺 市	一	八〇〇	
中 河 内 郡	一	五〇〇	
大 阪 市	一	二、三〇〇	
泉 南 郡	三	四、五〇〇	
泉 北 郡	一	七〇〇	
中 河 内 郡	一	七〇〇	
南 河 内 郡	二	一、六〇〇	

開催年度	郡市別	開催回数	人員
昭和元年度	大 阪 市	九	四、五〇〇
	北 河 内 郡	二	一、三〇〇
	南 河 内 郡	四	三、二五〇
	北 河 内 郡	二	一、三〇〇
	大 阪 市	二	六〇〇
	堺 市	一	八〇〇
	中 河 内 郡	一	五〇〇
	大 阪 市	一	八〇〇
	泉 南 郡	三	二、〇〇〇
	泉 北 郡	三	一、五〇〇
	豊 能 郡	一	五〇〇
	堺 市	一	八〇〇
	大 阪 市	一	四、五〇〇
	北 河 内 郡	二	一、三〇〇
南 河 内 郡	三	二、〇〇〇	
北 河 内 郡	一	五〇〇	
大 阪 市	二	六〇〇	
堺 市	一	八〇〇	
中 河 内 郡	一	五〇〇	
大 阪 市	一	二、三〇〇	
泉 南 郡	三	四、五〇〇	
泉 北 郡	一	七〇〇	
中 河 内 郡	一	七〇〇	
南 河 内 郡	二	一、六〇〇	



ニ、産業組合浪花節講演

産業組合精神を一般に通俗的に普及徹底せしむる爲め、京山孤舟氏を聘し、「恵の露」「夢より醒めて」「努力」なる浪花節を以て宣傳講演會を開催せしこゝ左の如くである。

年 度 別	郡 市 別	開催回数	人 員	
大正十四年度	三島郡	三	一、五〇〇	
	豊能郡	二	一、〇〇〇	
	南河内郡	五	二、五〇〇	
	中河内郡	五	二、三〇〇	
	大坂市	三	四、〇〇〇	
	大坂市	五	三、六〇〇	
	泉南郡	三	二、〇〇〇	
	南河内郡	六	三、五〇〇	
	大坂市	二	六、一〇〇	
	泉南郡	八	三、二〇七	
昭和元年度	大坂市	三	四、〇〇〇	
	大坂市	五	三、六〇〇	
	泉南郡	三	二、〇〇〇	
	南河内郡	六	三、五〇〇	
	大坂市	二	六、一〇〇	
	泉南郡	八	三、二〇七	
	昭和二年度	大坂市	三	四、〇〇〇
		大坂市	五	三、六〇〇
		泉南郡	三	二、〇〇〇
		南河内郡	六	三、五〇〇
大坂市		二	六、一〇〇	
泉南郡		八	三、二〇七	

協 議 會

イ、協 議 會

郡 市 別	開催回数	人 員
泉北郡	三	一、〇四五
南河内郡	一〇	四、二六〇
中河内郡	二	五五〇
北河内郡	五	一、七八五

産業組合及産業組合聯合會理事をして、其經驗を交換し、其抱負を吐露せしめ、以て組合經營に資せんが爲め、協議會を開催せしこゝ左の如くである。

開 催 年 月 日 會 場 協 議 事 項

明治四十年十一月八日 大阪府會議事堂

- 一、大日本産業組合中央會大阪支會設置ノ件
- 二、最モ有利ニ資金ヲ得ル方法如何
- 三、各組合事業經營方法如何
- 四、産業組合及其ノ組合員ハ同業組合ニ加入スヘキモノナリヤ否ヤ



同	四十四年三月十九日	同
同	四十四年三月二十六日	同
同	四十四年三月三十日	同
同	四十四年三月三十一日	同
同	七年一月十五日	府立工業試驗場樓上
同	年九月二十六日	泉南郡役所
同	年十一月十二日	南河内郡役所
同	年十二月九日	府會議事堂
同	年十二月二十三日	北河内郡役所
同	八年一月十六日—三日間	中河内郡役所
同	年二月三日	三島郡役所
同	年三月十九日	府立商品陳列所

- 支會總會ト併セテ開催ス
- 一、組合員ノ德義ヲ涵養スルニ直接効果アル組合施設ノ方法如何
  - 二、購買組合及購買兼營ノ組合ニ於ケル肥料購買事業ヲ進展セシムル方法如何
  - 一、聯合會設立ニ關シ其ノ種類區域及方法如何
  - 二、支會人員増加ノ件
  - 三、組合資金供給ノ件
  - 一、信用組合聯合會創立ニ關スル協議
  - 一、御大典記念トシテ各組合ニ適當ノ事業及其方法如何
  - 一、大阪府信用組合聯合會設立ノ件
  - 一、産業組合法改正ニ伴フ主旨普及ノ件
  - 一、郡部會設置ノ件
  - 二、購買組合聯合會設置ノ件
  - 一、購買品聯合購入ノ件
  - 一、購買組合ノ事業ニ關スル件
  - 一、郡部會設置ノ件
  - 一、實務研究ノ件
  - 一、郡部會設置ノ件
  - 二、餘裕金ノ運用ニ關スル件
  - 一、産業組合餘裕金ノ運用ニ適當ナル方法
  - 二、組合員ノ訓練ニ適切ナル方法

同	年五月九日	北河内郡役所
同	年九月三日	南河内郡役所
同	年九月四日	北河内郡役所
同	年九月十日	三島郡役所
同	年九月十一日	中河内郡役所
同	年九月十二日	泉北郡役所
同	年九月十三日	天滿市場樓上
同	年十月十三日	三島郡役所
同	年十一月二十八日	東成郡役所
同	十年三月二十三日	府會議事堂
同	十一年九月八日	府農會樓上
同	十二年一月二十五日	同
同	七月五日	同
同	十三年九月十五日	府立實業會館
同	十三年	各郡役所

- 一、郡部會設置ノ件
- 一、産業組合ノ向上ニ關スル件
- 一、同 件
- 一、同 件
- 一、同 件
- 一、同 件
- 一、同 件
- 一、購買組合聯合會設置ノ件
- 一、産業組合實務研究
- 一、自作農創設ノ爲メ産業組合ニ於テ執ル可キ方法
- 二、産業組合ノ目的上今後獎勵スヘキ事業
- 三、農業倉庫ヲ普及發達セシムルニ適切ナル方法
- 一、各郡部會役職員協議
- 一、各郡市都會役職員協議
- 一、各郡部會主任協議
- 一、産業組合ノ向上ニ關スル件(開催回数十四回)



同	十	四	年	中	同	一、同	件	(開催回数十四回)
昭	和	元	年	中	同	一、同	件	(開催回数十三回)
同	二	年	中	同	一、同	件	件	(開催回数十三回)
同	三	年	中	同	一、同	件	件	(開催回数八回)

ロ、市街地信用組合協議會

市街地信用組合は特殊の經營を要するものであるから、之が經營に衝る理事者が、相互に其の經驗を交換し以て圓滑なる發達を期せむが爲め、大正十年十月濟美會なる團體を組織し更に大正十四年十一月大阪府市街地信用組合協議會を改稱し、協議會を開催せしこ左の如くである。

開	催	年	月	日	會	場	協	議	事	項					
大	正	十	年	四	月	二	六	日	府	農	會	樓	上	經濟界ノ推移ニ伴ヒ市街地信用組合トシテ執ルヘキ諸問題ヲ協議ス	
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	省	略
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

同	十	三	年	三	月	二	三	日	堺	興	業	信	用	組	合	同
同	十	四	年	一	月	十	四	日	豊	崎	信	用	組	合	同	同
昭	和	元	年	中	每	月	例	會	同	同	同	同	同	同	同	同
同	二	年	中	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

ハ、有終會

大正十年十月十日、産業組合中央會及産業組合中央會大阪支會より、表彰を受けた産業組合を以て、有終會なる團體を組織し、相互に其の經驗を交換し一層表彰組合の眞價を發揮し、併せて一般組合に其の範を示さむが爲め、協議會を開催して來た。其の狀況は次の通である。

開	催	年	月	日	會	場	協	議	事	項							
大	正	十	年	十	月	二	七	日	大	阪	府	知	事	官	邸	省	略
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

- 一、御大典記念事業ニ關スル件
- 二、産業組合執務時間ニ關スル件
- 三、經營上最モ注意スヘキ要項ニ關スル件



諸問事項 (昭和元年二月二十一日於有終會)

一、自治的監査ノ適切ナル方法如何

答 申

一、監事ニ對シ監査ノ方法並實務ニ關スル講習ヲ爲シ適當ナル人物ノ養成ニ努ムルコト

二、組合監査ハ殆ト有名無實ナルモノアルヲ以テ年三回以上必ス監事會ヲ開催スルコト

三、各組合聯絡ノ許ニ監事ノ協議會ヲ開催スルコト

以上

諸問事項 (昭和二年七月十七日於有終會)

這般財界ノ變動ニ際會セシ事實ニ鑑ミ産業組合ノ採ルヘキ方策如何

答 申

一、産業組合思想ノ徹底ヲ期スルコト

組合員ヲ訓練シ組合ノ相互主義ナルコトヲ徹底セシムルコト

理事者ハ一層責任ヲ重スルコト

二、組合ノ内容ヲ充實スルコト

組合員ヲ全村ニ及ホスコト

自己資金ノ充實ヲ圖ルコト

三、資産ノ内容ヲ強固ナラシムルコト

貸付金ニ對シテハ貸付前ノ調査ト貸付後ニ於ケル資金利用狀況ヲ監視シ之カ固定防止ニ努ムルコト

各種未收金ノ整理ニ努ムルコト

所有物ノ償却ニ努ムルコト

四、餘裕金管理ニ關スルコト

産業組合中央金庫保證責任大阪府信用組合聯合會ノ利用ニ努ムルコト

産業組合中央金庫保證責任大阪府信用組合聯合會利用困難ナル場合ハ預ケ入先ノ信用狀態ニ付キ常ニ深甚ナル注意ヲ拂ヒ且

ツ分散ノ方法ニ依ルコト

五、貯金拂戻準備ニ關スルコト

貯金總額若干ハ貯金拂戻準備金トシテ管理スルコト

六、積立金管理ニ關スルコト

積立金ヲ事業資金ニ融通スルコトハナルヘク避クルコト

證券化又ハ系統機關ニ預ケ入ルル等其ノ措置ヲ誤ラサルコト



尙有終會規約左ノ如クテアル

有終會々則

- 第一條 本會ハ産業組合中央會及同大阪支會ヨリ表彰ヲ受ケタル産業組合ヲ以テ組織ス
- 第二條 本會ハ有終會ト稱ス
- 第三條 本會ハ産業組合ノ發達ヲ助長スル爲メ少クトモ年一回以上研究會ヲ開クモノトス
- 第四條 研究會開催ノ時日、場所及經費ハ別ニ之ヲ定ム
- 第五條 本會ノ事務ハ之ヲ産業組合中央會大阪支會ニ囑託ス

ニ、農業倉庫協議會

大正十年十月十日、農業倉庫業兼營の二十七箇産業組合を以て、「太田會」なる團體を組織し、其の事業の一部を以て農業に關する協議會を開いて來た。其の狀況は次の通である。

開催年月日	會場	協議事項
大正十年四月二十七日	府農會樓上	一、設立協議
同 十一年二月二十八日	中河内郡長瀬信、購、販、生組合	省略
同 十二年十月十五日	北河内郡氷室信、購、販、利組合	省略

- 同 十四年八月十三日 三島郡島本信、販、購組合 一、農業倉庫利用ニ關スル件
- 昭和三年九月二十四日 南河内郡喜志信、販、購、利組合 一、農業倉庫ノ適切ナル主旨宣傳方法  
二、入庫米竝共同販賣獎勵ノ方法

尙太田會は大正十四年八月十三日「農業倉庫協議會」に改稱した。其の規約次の通である、

農業倉庫協議會々則

- 第一條 本會ハ農業倉庫業者ヲ以テ之ヲ組織ス
- 第二條 本會ハ農業倉庫協議會ト稱ス
- 第三條 本會ハ農業倉庫業ノ連絡ヲ圖リ其ノ普及發達ヲ助長スル爲メ少ナクトモ年一回以上研究會ヲ開クモノトス
- 第四條 研究會開催ノ時日場所及經費ハ別ニ之ヲ定ム
- 第五條 本會ノ事務ハ之ヲ産業組合中央會大阪支會ニ囑託ス

府下産業組合大會

府下産業組合の最近に於ける發達は、特に著しきものがある、従つて組合の業務は愈々繁多を加へ、且つ倍々内容の充實整備の要あるを以て、支會は毎年府下産業組合大會を開催し、産業組合の精神を高調し、併せて經營者の奮起を促した。其の概況を記載す。



第一回府下産業組合大會

大正十四年十一月八日、府立實業會館に於て開催し、産業組合中央會々頭、農林省、大藏省及産業組合中央金庫、大阪市、及同商工會議所等よりの來賓並府下産業組合關係者約四百五十名出席し、頗る盛會裡に同日午後五時閉會した。其の概況左の如くである。

本會に於ける協議事項は、志村産業組合中央會頭より「産業組合振興刷新に關する要綱」に付、詳細なる説明を加へられたるに對し、大阪府産業組合大會は、左記の通滿場一致の決議を爲し、之れが實行に努力すること、した。次に其の刷新要綱及其の決議要綱を掲げて置く。

産業組合振興刷新ニ關スル要綱

第一、役員ニ關スル事項

- 一、役員ノ選任ハ公正ニ之ヲ行ヒ情實ニ流レズ適材ヲ得ルニ注意スルコト
  - 二、組合長又ハ専務理事ハ事業經營上ノ技能ヲ有シ常時組合事務ヲ掌理シ得ル人物ヲ選任スルコト
  - 三、役員會ハ期ヲ定メテ開催シ重要事項ニ關スル協議及報告ヲ爲シ其ノ要項ヲ記録スルコト
  - 四、組合事業ノ狀況ハ常ニ組合員ニ周知セシムルコトニ努メ總會ヲ設クルモノニアリテハ一層周知ノ方法ヲ講スルコト
  - 五、理事ハ法令、定款、内規、總會決議事項ヲ嚴守シ事業ヲ公正ニ執行スルコト
  - 六、監事ハ理事ノ職務執行ヲ監視シ定時又ハ臨時ニ組合ノ業務及財産ノ狀況ヲ監査スルコト
  - 七、役員ハ常ニ組合員ニ對シ組合精神ノ涵養ニ努メ組合員ヲシテ組合ヲ利用セシムルコトニ注意スルコト
- 第二、事務員ニ關スル事項

- 一、事務員ハ廣ク適任者ヲ撰擇シ其ノ待遇及修養ニ注意スルコト
  - 二、事務員ノ職責ヲ明カニシ其ノ監督ヲ嚴正ニスルコト
- 第三、事業經營ニ關スル事項

(一) 一般ニ關スル事項

- 一、組合ノ區域ハ地方ノ地理的經濟的關係等ヲ考慮シテ組合事業ノ發達ヲ圖ルニ適當ナル地域ニ依ルコト
- 二、組合員ノ増加ヲ圖リ組合事業ノ利用ヲ普カラシムルコト
- 三、自己資金ノ増加ヲ圖リ組合基礎ノ鞏固ヲ期スルコト
- 四、産業組合中央金庫、全國購買組合聯合會其ノ他ノ聯合會トノ聯絡ヲ密接ニスルコト

(二) 信用事業ニ關スル事項

- 一、貯金ノ獎勵ニ努メ自給資金ヲ潤澤ナラシムルコト
- 二、貸出ハ資金ノ用途ニ注意シ放慢ヲ戒メ情實ニ流レサルコト
- 三、組合資金ノ狀態ニ鑑ミ貸出最高限度及貸出金額ノ決定ニ付注意スルコト
- 四、資力薄弱ナル組合員ニ對シテハ適當ナル償還方法ヲ定メ貸出ノ便宜ヲ圖ルコト
- 五、貸出ハ資金ノ用途ニ應シテ條件ヲ定メ資金ノ固定ヲ避クルコト
- 六、延滞シタル貸出金ノ回收整理ニ努ムルコト
- 七、役員ニ對スル貸出ニ付テハ特ニ注意シ理事ニ對スルモノハ必ス監事ヲシテ行ハシムルコト
- 八、組合員ノ納稅等ハ成ルヘク組合ニ於テ其ノ取扱ヲ爲シ組合員ノ利便ヲ圖ルコト

(三) 販賣事業ニ關スル事項



産業組合中央會大阪支會狀況

- 一、主要生産品ノ共同販賣ヲ實行スルコト
- 二、受託販賣ノ原則トスルコト
- 三、副業的生産品ニ對シテハ特ニ其ノ蒐集ニ付テ便宜ヲ圖ルコト
- 四、購買組合又ハ中央卸賣市場トノ聯絡ヲ圖ルコト

(四) 購買事業ニ關スル事項

- 一、取扱物品ノ選擇ニ注意スルコト
- 二、仕入先ノ選擇ニ注意シ聯合會ヲ利用スルコト
- 三、生計用品ニ付テハ現金賣ヲ原則トスルコト
- 四、賣掛代金ニ付テハ其ノ回收整理ヲ嚴正ニスルコト
- 五、取扱物品ノ出納保管整理ニ注意スルコト

(五) 利用事業ニ關スル事項

- 一、利用設備ノ計畫ニ付テハ組合員利用ノ程度、資金調達ノ方法、收支ノ計算等ニ注意シ其ノ設計、建設等ニ付テハ専門家ノ指導監督ヲ受ルコト
- 二、利用設備ノ維持管理ニ注意シ減價償却ヲ嚴止ニ行フコト

(六) 農業倉庫ニ關スル事項

- 一、必要ニ應シ農業倉庫事業ヲ開始シ其ノ經營ニ付テハ地方生産ノ狀況ト組合ノ經濟狀態ヲ考慮スルコト
- 二、米穀ノ販賣ニ付テハ成ルヘク平均賣ニ依ルコトトシ此ノ場合ニハ特ニ金融ノ便ヲ圖ルコト

三、乾鹵裝置ヲ設ケテ鹵ノ保管ヲ爲スコト

第四、組合ノ財務ニ關スル事項

- 一、常ニ組合ノ清算力ニ顧ミ資力ノ充實ニ努メ財産ノ鞏固ヲ圖ルコト
- 二、固定及流動資産ト長期及短期負債トノ關係ヲ考慮シ資産負債相互間ノ調和ヲ保ツコト
- 三、財務ニ關スル重要ナル事項ハ必ス各理事ノ協議ヲ以テ處理スルコト
- 四、事務取扱ニ關スル規程ヲ完備シ事務分擔ヲ適當ナラシメ殊ニ現金出納事務ト記帳事務トハ同一人ニテ處理セサルコト
- 五、現金及物品ノ管理出納ニ付テハ特ニ之ヲ嚴ニシ確實ヲ期スルコト
- 六、會計帳簿ハ確實ナル突合ノ方法ヲ備フル様其ノ組織ヲ整備シ敏速正確ニ記載スルコト
- 七、帳簿、證書其ノ他必要ナル書類ノ保存ニ注意スルコト
- 八、積立金及餘裕金ノ管理ニ付テハ主トシテ産業組合聯合會及産業組合中央金庫ヲ利用シ又銀行預金ニ付テハ常ニ預入銀行ノ信用ヲ調査シ有價證券ハ最モ確實ナルモノヲ選ヒ保護預ケトナスコト
- 九、不確實ナル債權其ノ他ニ付テハ適當ニ之ヲ整理シ又資産ニ對スル相當ノ減價償却ヲ行フコト
- 十、損益ニ關スル計算ハ正確ヲ期シ確實ニ收入スルノ見込ナキモノハ之ヲ計上セサルコト

産業組合振興刷新ニ關スル決議要綱

- 一、各理事ハ其ノ職責ノ重大ナルコトヲ自覺シテ常ニ組合ノ事業上ニ注意シ重要事項ノ處理ハ必ス其ノ協議ヲ以テ處理スルコト
- 一、監事ハ必ス定時又ハ臨時ニ組合ノ業務及財産ノ狀態ヲ監査スルコト
- 一、組合員ニ對シ組合ノ趣旨、組合事業ノ狀況ヲ知悉セシムルコトニ努ムルト共ニ組合ヲ利用セシムル様注意スルコト



- 一、組合員ノ増加ヲ圖リ組合事業ノ利用ヲ普カラシムルコト
- 一、益々勤儉貯蓄ノ獎勵ニ努メ自給資金ヲ潤澤ナラシムルコト
- 一、貸付金ハ其ノ用途ニ注意シ産業資金ヲ主トシ經濟資金ヲ從トシ又ナルヘク長期ノ貸付ハ差控ヘルコト
- 一、貸付最高限度ハナルヘク低ク之ヲ定メ信用程度ノ調査ヲ嚴重ニスルコト
- 一、延滞セル貸付金ノ回收整理ヲ爲スト共ニ組合員ヲシテ期限ヲ嚴守セシムルニ努ムルコト
- 一、常ニ相當ノ餘裕資金ヲ組合ニ存シ之ヲ確實ナル方法ニ依リ蓄シ組合ノ經營ノ堅實ヲ期スルコト
- 一、購買組合ノ事業ニ依リ物價ノ調節ニ資スルコト
- 一、販賣組合ノ事業ニ依リ主要生産物ヲ有利ニ賣却スル方法ヲ講スルコト
- 一、利用組合ノ事業ニ依リ勞費ノ節約ヲ圖ルコト
- 一、出資金、準備金、其ノ他積立金ノ増加ヲ圖リ組合ノ基礎ヲ鞏固ナラシムルコト

### 第二回府下産業組合大會

昭和二年三月五日大阪府立實業會館に於て開催し、産業組合中央會、其他關係方面の來賓並に管内出席者五百名に達し、頗る盛會にして、産業組合發展上極めて有意義に終了した。

協議問題に付ては各提案者より説明し、協議を重ねたる結果、委員附託に決し、正午休憩し午後第一、第二委員會の報告があつて、滿場一致別項の如く可決した。其提出問題及決議事項左の通である。

#### 第二回産業組合大會協議事項

- 一、明年御舉行ノコトニ仄聞セル御即位ノ御大典記念事業トシテ産業組合ノ採ル可キ適當ナル方法如何

(右産業組合中央會大阪支會提出)

左記ノ通りニ可決ス

- (一) 据置貯金ヲ爲スコト  
但シ最低五圓ヲ一口トシ十年間ヲ一期トシ可成高率ニ取扱フコト
  - (二) 参拜貯金ノ制ヲ設クルコト
  - (三) 組合是ヲ制定スルコト(但シ優異組合員ノ表彰其他事業計畫ヲ定ムルコト)  
第一項及第二項ノ貯金ハ之ヲ聯合會又ハ中央金庫ニ預入ヲ爲スコト
  - (四) 組合ノ事情ニ依リ左記事項ノ内何レカ適當ナル事項ノ實行ヲ爲スコト
    - イ、事務所ノ建築
    - ロ、事業ノ兼營
    - ハ、附帶事業トシテ自治、産業、教育、家政等ニ關スル團體ヲ作ラシメ之ヲ指導援助シテ間接ニ組合精神ノ普及ヲ圖ルコト
    - ニ、醫療、衛生、文庫等社會的方面ノ施設ヲ爲スコト
    - ホ、組合員ヲシテ記念植樹ヲ爲サシムルコト
    - ヘ、組合員ニシテ記念ノ爲メ造林、果樹園、竹林等ノ造成、耕地整理、家屋ノ新築等ヲ爲ス場合ハ貸付上便宜ヲ與フルコト
- 二、組合精神ヲ一般家庭ニ普及セシムル最モ適當ナル方法如何

(右産業組合中央會大阪支會提出)

左記ノ通り可決ス

- (一) 婦人ト産業組合トヲ密接ナラシムル爲メ屢々婦人講習會ヲ開催スルコト
- (二) 婦人ヲシテ各自組合ノ經營状態ヲ視察セシメ或ハ見學團ヲ組織シテ優異組合ヲ視察セシムルコト

事 業



- (三) 婦人及兒童ニ産業組合主旨ノ普及ヲ圖ル爲メ各組合ニ於テ毎年家族同伴ノ慰安會等ヲ催スコト
- (四) 婦人及兒童ノ貯蓄ヲ奨励スル爲メ之等ニ對シテ優遇ノ方法ヲ講スルコト
- (五) 家庭ニ産業組合主旨ヲ普及セシムルニ適切ナルポスター宣傳ビラ等ヲ配布スルコト

三、産業組合ノ經營ニ屬スル販賣部及農業倉庫ニ於テ取扱フ産米輸出検査ニ對シ其ノ検査料ヲ免除サレタキ件

(右無限責任東郷信用購買販賣組合提出)

左記ノ通り可決ス

- (一) 昭和二年度ヨリ實施セラルル様其ノ筋へ建議スルコト

四、産業組合餘裕金ヲ最モ確實且ツ有効ニ運用スル方法如何

(右産業組合中央會大阪支會泉南郡部會提出)

左記ノ通り可決ス

- (一) 相當多額ノ餘裕金ヲ有シ且ツ事業安定セル組合ニ在リテハ左ノ方法ニ依ルコト

イ、適當ナル事業ノ兼營

ロ、地方ニ適切ナル副業ヲ奨励シ之ニ對スル貸付其ノ他ノ資金ニ充ツルコト

ハ、自作農創設等ニ關スル資金ニ運用スルコト

ニ、國債其ノ他最モ確實ナル有價證券ヲ購入スルコト

- (二) 餘裕金相當多額ニシテ差當リ消化ノ途ナキ組合ニ在リテハ聯合會、中央金庫ニ對シ相當期限ノ貯金ト爲スコト

五、産業組合ノ聯合機關ヲ利用シ機能ヲ一層發揮セシムル方法如何

(右産業組合中央會大阪支會泉南郡部會提出)

左記ノ通り可決ス

- (一) 聯合會ニ關スル事項

イ、出資ノ増口ヲ行ヒ自己資金ノ充實ヲ圖ルコト

ロ、各組合ハ申合セテ一定標準額以上ヲ長期預入ヲ爲スコト

ハ、未加入組合ノ加入ヲ奨励スルコト

ニ、從タル事務所ノ業務ヲ擴張スルコト

- (二) 中央金庫ニ關スル事項

イ、未加入組合ハ加入ヲ爲ス爲メ出資金ノ増額ヲ要望スルコト

ロ、貯金其ノ他ニ關シ中央金庫ヲ充分利用スルコト

ハ、長期貸付ノ實施ヲ要望スルコト

ニ、政府ノ低利資金ハ將來中央金庫一手ニ取扱ヲ爲ス様改正ヲ要望スルコト

- (三) 全國購買組合聯合會ニ關スル事項

イ、加入ヲ爲スコト

ロ、事業擴張ヲ要望スルコト

六、産業組合助長奨励ノ爲メ府費補助金ノ増額方ヲ其ノ筋ニ建議ノ件

(右産業組合中央會大阪支會泉南郡部會提出)

左記ノ通り可決ス

- (一) 府知事宛ニ速カニ建議スルコト

七、産業組合ニ對スル割當低利資金ハ産業組合中央金庫及府縣信用組合聯合會ヲ經由シ簡便ニ貸付ラル、様改正、其ノ筋へ建議



ノ件

左記ノ通り可決ス

(右産業組合中央會大阪支會泉南郡部會提出)

(一) 目下貴族院ニ於テ關係法規ノ改正研究中ニ付確定ノ上更ニ改メテ建議スルコト

八、産業組合事業年度ヲ變更スルノ可否如何

(右産業組合中央會大阪支會泉南郡部會提出)

左記ノ通り可決ス

(一) 右ハ各組合ノ特殊事情ニ依リテ決定スヘキモノニシテ大會ノ決議トスルハ妥當ナラサルヲ以テ一應撤回スルコト

九、産業組合ニ於テ使用スル自轉車稅及荷車稅ヲ免除セラレムコトヲ其ノ筋ニ要望スルノ件

(右産業組合中央會大阪支會中河内郡部會提出)

左記ノ通り可決ス

(一) 大會ノ決議ヲ以テ支會ヨリ府知事宛速ニ建議スルコト

十、府下産業組合ノ普及發達ヲ一層助長スル方法如何

(右産業組合中央會大阪支會中河内郡部會提出)

左記ノ通り決議ス

(一) 府費補助ノ増額ヲ其筋ニ要求シ以テ支會ノ活動ヲ一層徹底セシムルコト

(二) 産業組合關係府吏員及支會職員ヲ増シ指導督勵ヲ一層徹底スルコト

(三) 各郡部會ハ専任職員ヲ設置シ府並ニ支會ト連繫シ指導督勵上遺憾ナカラシムルコト

(四) 實務講習會ヲ屢々開催シ經營當事者ノ能率増進ニ努ムルコト

### 第三回府下産業組合大會

昭和三年三月三日、大阪府立實業會館に於て開催し、産業組合中央會、中央金庫及關係方面よりの來賓、並に管内より約四百三十名の出席者あり、各種の協議事項及功勞者表彰、事務競技會褒賞授與等を行ひ、回を重ねる毎に益々眞劍味を加へ、極めて盛況裡に大會を閉づるを得たのは、眞に斯業發展上慶賀に堪えぬ次第である。

協議事項に就ては、各提案者之を説明し、直に協議に入り、之を分ちて三委員會に附託することとなり、なり正午休憩し、直に委員會を開催し、午後講演後委員會の報告ありて、満場一致可決した。其の協議問題及決議要領左の通である。

#### 第三回府下産業組合大會協議問題

一、産業組合中央會大阪支會ヲ一層振興セシムル方策如何

(以上産業組合中央會大阪支會提出)

二、産業組合課ノ設置ヲ府ニ要望スルノ件

三、府下産業組合及産業組合聯合會ノ爲メニ大阪支會ニ適當ナル顧問辯護士ヲ囑託セラレタキ件

四、貸付金未收利息及購買品未收代金ノ取立及整理ノ其法如何

五、産業組合及産業組合聯合會ヲシテ其ノ区域内ノ公共團體又ハ營利ヲ目的トセサル法人若クハ團體ニ餘裕金ヲ貸付シ得ル様法ノ改正ヲ其ノ筋ニ建議スルノ件

六、産業組合及産業組合聯合會ニ債務ヲ有スル組合員ニ對シ拂戻スヘキ持分及貯金ノ上ニ債權ト相殺シ得ヘキ優先權ヲ的確ニ認ムル様法ノ改正ヲ建議ノ件

七、産業組合中央金庫ヲシテ當該地方ノ銀行手形交換所ニ特別加入ヲ要望スルノ件



(以上大阪府信用組合聯合會提出)

- 八、御大典記念事業トシテ府下産業組合カ統一の事業ヲ行フノ件
- 九、府下産業組合大會ヲ各郡輪番ニ開催サレタキ件
- 一〇、全國産業組合大會ヲ大阪ニ於テ開催ノ目的ヲ以テ各産業組合ニ於テ其ノ基金ヲ積立ツルノ件
- 一一、産業組合ノ貯金證書ニモ印紙税ヲ免除セラル、様其ノ筋ニ建議スルノ件
- 一二、市街地信用組合ニ非ラサル信用組合ニ於テモ組合員ノ手形割引ヲ爲シ得ル様法ノ改正方其ノ筋ニ建議スルノ件
- 一三、準備金特別積立金ノ持分ニ對シ特別配當出來得ル様法ノ改正方建議ノ件

(以上河南信用販賣購買利用組合提出)

決 議

第一問題

- (一) 大阪支會ニ相當ノ基本金ヲ積立ツルコト
  - (イ) 一般篤志家ノ寄附ヲ受クルコト
  - (ロ) 各郡市部負擔額ノ一割ヲ毎年積立ツルコト
  - (二) 府補助金ノ増額ヲ要求スルコト
    - (イ) 各郡市部會長ノ々義ニヨリ府ニ増額方ヲ提案スルコト
    - (ロ) 各郡市部會ニ於テ該案通過ヲ計ルヘク各郡市出身府會議員ニ對シ各郡市部會ヨリ依頼スルコト
    - (三) 將來支會活動方法ヲ講究スル爲メ各郡市ヨリ一名ノ調査委員ヲ設置スルコト
    - (イ) 選出方法ハ各郡市部會ニ一任スルコト市部ニ於ケル選出方法ハ市街地信用組合協會ニ幹旋ヲ一任スルコト

第二問題

- (一) 府下産業組合大會ノ決議ニ基キ知事ニ要望スルコト

シ支會ハ適當ニ整理ヲ

幹旋スルコト

第三問題

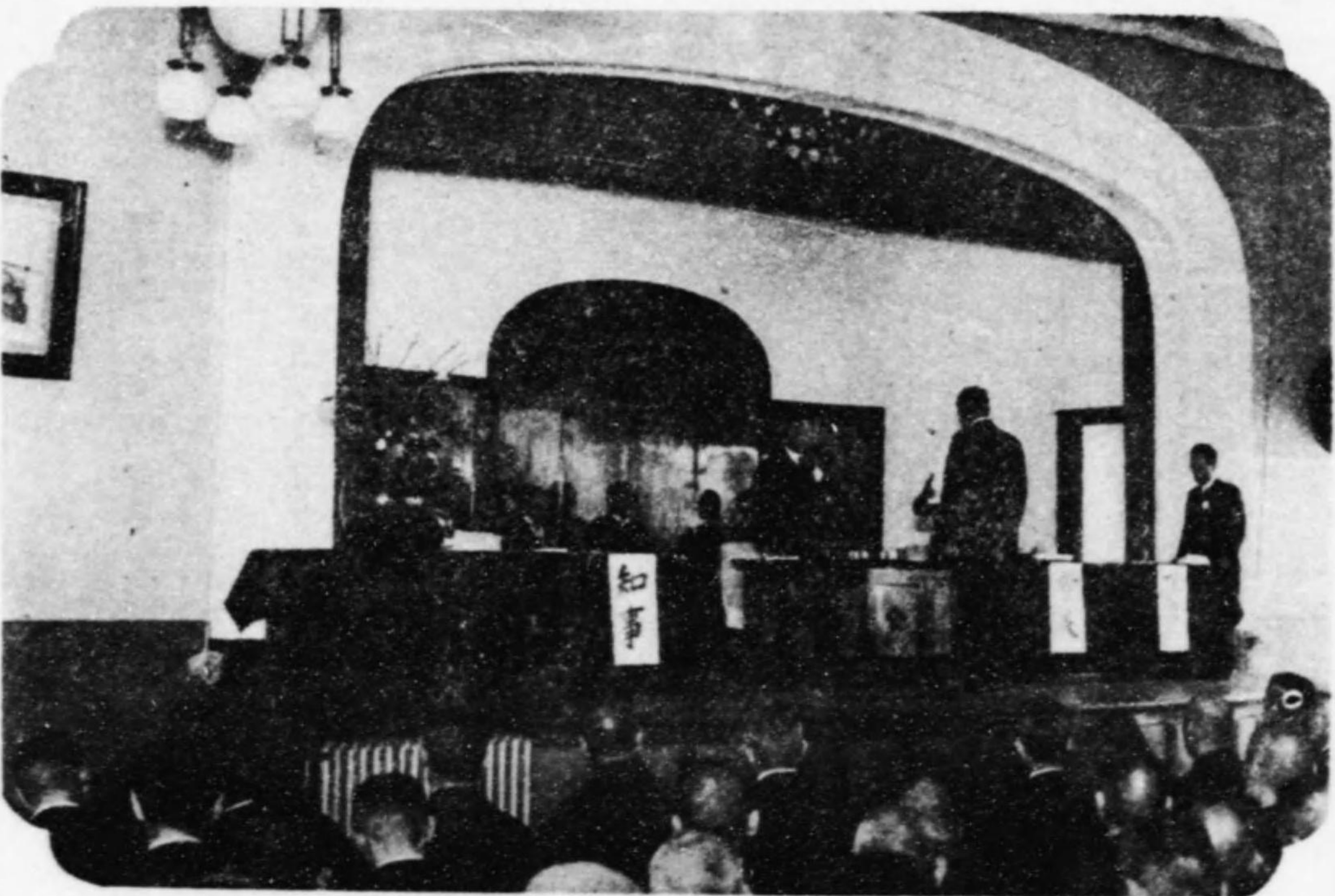
- (一) 可成昭和三年度ヨリ實施セラルル様大阪支會ニ一任スルコト

第五問題  
産業組合中央會ニ建議方ヲ要請スルコト

第四問題

未整理者ニ對シテハ屢々督促シ尙回收不可能ノ者ニ限り左ノ方法ヲ採ルコト

- (イ) 各郡部會ニ適當ナル人物ヲ囑託シ巡回整理セシムルコト
- (ロ) 止ムヲ得サルモノニ限り支會ニ報告\*



第三回府下産業組合大會

第六問題  
大阪府下産業組合大會ノ決議ニ基キ來ルヘキ全國大會ニ提議シ之ヲ其筋ニ建議セシムルコト

第七問題  
府下大會決議ニ基キ支會會長ヨリ銀行手形交換所ニ要望スルコト

第八問題  
速ニ産業組合課ヲ設置セラルル様府知事ニ建議スルコト  
附帶希望  
聯合會事務所建築其ノ他適當ナ



第九問題

毎年全國大會ニ先子之ヲ開催スルヨト開催順番等ハ大阪支會ニ一任スルコト

第十問題

昭和五年ニ全國産業組合大會ヲ大阪ニ開催ノ豫定ヲ以テ組合毎ニ適當ノ方法ニ依リ相當ノ金額ヲ積立ツルコト

第十一問題

産業組合ノ發行スル貯金證書及其ノ他ノ通帳ニ印紙稅ヲ免除セラルヘキ様大阪府下大會ノ決議ニ基キ來ルヘキ全國大會ニ提議シ其ノ筋ニ建議セシムルコト

第十二、十三問題

兩問題共提案ノ理由ハ相當ト認ムルモ尙考究ノ餘地アルモノトシテ大阪支會ニ究研方ヲ依頼スルコト

第四回全國市街地信用組合協議會

大正十四年十一月六、七の兩日に亘り、大阪府立實業會館に於て中央會主催、支會引受の下に、第四回全國市街地信用組合協議會を開催し、大藏、農林兩省、産業組合中央金庫、大阪府市及商工會議所等より多數の來賓を迎へ、各府縣組合關係者約二百名の出席ありて、左記日程に依り協議を重ね、市街地信用組合の經營上極めて意義深き會合を終つた。協議問題其他左の通りである。

協議問題及決議

一、信用組合ノ本旨ニ鑑ミ貸出上注意スヘキ事項

(産業組合中央會提出)

(イ) 貸出(證書貸付、手形割引)利率ノ標準

(ロ) 有價證券又ハ不動産以外ノ安全確實ナル見返品

(ハ) 貸出金回收ニ關スル注意

一、各郡市、市街地信用組合交換所設置ノ件

(右京都府 京都第一信用組合提出)

二、市街地信用組合ハ當該地方ノ手形交換所ニ特別ニ加入シ得ヘキ様其ノ目的ノ貫徹ヲ期スルノ件

(右兵庫縣 神戸信用組合外十組合提出)

三、組合員ニ貸付スヘキ最高限度ヲ定メタル標準如何

理由 一組合員ニ貸付スヘキ最高限度ニ就テハ各組合各々異リ居ルヲ見ル如何ナル標準ニヨリテ定メラレタルヤ各組合ノ御意見を承リタシ

(右鹿兒島縣 鹿兒島信用組合提出)

四、市街地信用組合ニ於ケル信用評定ノ適當ナル方法如何

五、貸付限度ニ左ノ特例ヲ設ケルノ可否

信用評定額以外不動産的性質ノ貯金ニ對シ其ノ預ケ額以内ノ貸付ヲ爲シ得ルコト

六、組合員外貯金者ニ預金額迄資金ノ融通ヲ與フルノ途ヲ講スルコト



七、市街地信用組合ニ於テ無盡ノ經營ヲナシ得ル様其ノ筋ヘ建議ノ件

(右三問題秋田縣 秋田共益信用組合提出)

理由 既ニ無盡業法ノ制定セラレアルモ特別ノ證議ヲ以テ市街地信用組合ニ限リ本邦古來ノ習慣タル無盡ノ經營ヲ爲シ得ル様希  
望スルモノナリ

八、市街地信用組合ノ拂戻準備金ノ管理ニ關スル勅令第九十四號第二條中ヘ「勸業債券、産業債券及農工債券」ヲ追加スル様其筋  
ヘ建議ノ件

理由 勸業債券産業債券ニ關シテハ昨年ノ協議會ニ於テ既ニ其ノ提案ヲ見タル次第ナルモ尙地方金融ノ圓滑ヲ圖ル意味ニ於テ更  
ニ農工債券ヲモ追加セラレタキニアリ

(右二問題茨城縣 結城信用組合提出)

九、大正十年四月十二日勅令第九十四號市街地信用組合拂戻準備金管理ニ關スル規定中ヘ産業組合中央金庫及産業債券追加ノ件ハ  
第三回全國市街地信用組合協議會ニ於テ可決セラレタルモ未タ其ノ實施ニ至ラス之カ促進ヲ其ノ筋ニ建議スルノ件

(右岐阜縣 多治見信用組合提出)

一〇、市街地信用組合ノ組合員外貯令拂戻準備金管理ニ關スル勅令第一條中ヘ左ノ一項ヲ追加スル事

産業組合中央金庫ヘノ貯金

同法第二條ヘ

産業組合中央金庫ノ發行スル産業債券及勸業債券並農工債券ヲ追加スル事

理由 組合ノ貯金利率ハ銀行ヨリ何處モ高率トス然ルニ是カ管理トシテ公債及聯合會貯金トシテハ利率低キ爲メ組合ニ於テ經濟  
的不利ナリ依テ勸業債券及農工債券ヲ追加ス中央金庫ヘノ貯金及産業債券ノ供託ハ至當ノモノニシテ論議スル迄モナキ事  
ト思フ

(右愛媛縣 八幡濱産業組合提出)

一一、産業組合法第四十六條ノ二ノ規定ニ依ル拂戻準備金トシテ供託シ得ヘキ有價證券ニ勸業債券、産業債券並農工債券ヲ加フル  
様法令ノ改正ヲ要望スルノ件

(右大阪府 豊崎信用組合外十組合提出)

一二、市街地信用組合ノ拂戻準備金ノ管理ニ關スル勅令中第一條第三項ヲ削除ノ件

(右石川縣 金澤信用組合提出)

一三、市街地信用組合ノ拂戻準備金ノ管理ニ關スル大正六年十月勅令第二百一號第二條中ニ貯蓄債券、勸業債券、産業債券、日本興業銀行債  
券、農工債券、北海道拓殖銀行債券、産業債券ヲ加ヘラレシコトヲ其ノ筋ニ建議スルノ件

(右二問題兵庫縣 神戸信用組合外十組合提出)

一四、信用組合ノ債權ニ先取權ヲ與ヘラレル様法規ノ改正ヲ其ノ筋ニ要望スルノ件

理由 信用組合貸付金取立ニ付テハ公金同様先取特權ヲ附與セラレシコトヲ其ノ筋ヘ建議ノ件決議ヲ望ム

(右和歌山縣 黒江信用組合提出)

一五、信用組合貸付金取立ニ付先取特權附與ノ件

建議ノ件

一六、組合ニ債務ヲ有スル組合員ニ對シ拂戻スヘキ持分及貯金ノ上ニ債權ト相殺シ得ラルヘキ優先權ヲ的確ニ認ムル様法規ノ改正方  
建議ノ件

(右東京府 東京信用組合外十九組合提出)

一七、産業組合ノ餘裕金アル場合其ノ區域内ニ於ケル市町村又ハ公共團體ニ貸付シ得ル様法規ノ改正ヲ其筋ニ建議スルノ件

四〇五

事業



産業組合中央會大阪支會狀況

四〇六

- 一八、市街地信用組合間ニ於テ簡便ナル送金手續ヲ爲シ得ル様法ノ改正ヲ其筋ニ建議スルノ件  
(右二問題香川縣 丸龜信用組合提出)
- 一九、市街地信用組合相互間及信用組合聯合會ト爲替取引(コルレス)ノ出來得ル様組合法ノ改正ヲ其ノ筋ニ建議スルノ件  
理由 市街地ノ信用組合員ハ多ク商人ニテ各地ト商取引上送金事務煩繁ニテ是迄銀行ニ依頼セシカ組合員ニ於テ銀行トノ取引關係少キ爲メ組合ニ於テ爲替事務ノ取扱方要望スルモノ多キニ依リ提議セリ  
(右愛媛縣 八幡濱信用組合提出)

二〇、市街地信用組合ヲ庶民銀行法トシテ特別法ヲ制定セラルル様其筋ニ建議ノ件  
(右東京府 東京信用組合外十九組合提出)

二一、市街地信用組合ニ對シ單行法制定方要望スルノ件  
(右大阪府 豊崎信用組合外十組合提出)

二二、市街地信用組合組合員外貯金額制限ノ撤廢ヲ其筋ニ建議ノ件  
(右岐阜縣 多治見信用組合提出)

二三、天災事變等ノ爲組合員ノ多數カ罹災シ又ハ組合事務所カ罹災シ組合ノ事業年度末ニ於テ組合財産ノ正確ナル決算ヲナシ能ハサル場合ハ總會又ハ總代會ノ決議ヲ以テ右ニ關スル調査ヲ了シ組合財産ノ計算確定シ拂戻スヘキ持分額決定スル迄事業年度三期ヲ超ヘサル範圍ニ於テ脱退者ニ對シ拂戻スヘキ持分ノ支拂ヲ延期スルノ方法如何

二四、産業組合中央金庫ヲシテ長期貸付ノ途ヲ開カシムル様其ノ筋ニ建議ノ件

二五、例年政府ヨリ供給セラルル産業資金ヲ住宅資金ノ如ク府縣ニ於テ取扱ハシムル様取扱順序ノ改正ヲ其ノ筋ニ建議ノ件

(右三問題東京府 東京信用組合外十九組合提出)

二六、組合員外ノ貯金ニ對シテ其ノ貯金額迄臨時貸付ヲ爲シ得ル様法ノ改正ヲ其筋ニ建議ノコト

理由 前年ノ協議會ニモ或組合ヨリ提出シ否決セラレタルモ實際ニ於テ組合員外ノ者ヨリ其ノ貯金ニ對シ一時融通方申出多數アリテ其取扱ニ迷惑セリ是ニ對シ臨時融通ノ途無キ時ハ預ケ人ノ不便不尠

二七、組合ノ餘裕金及所有有價證券ヲ信託會社ニ信託預ケト爲ス事ヲ得ル様其ノ筋ニ建議ノ件

理由 信用組合ニ於テハ貯金ノ増加ニ反シ資金ノ消化少ナク是ヲ銀行及聯合會ニ貯金スルモ經濟的不利ナリ是ヲ有力確實ナル信託會社ニ信託預ケトシテ運用スルヲ有利ナリト認ム

二八、中央金庫大阪支所ヲ至急開設シテ各所屬組合トノ當座取引ヲ取扱ハレン事ヲ中央金庫ニ申込ムコト

理由 大阪ハ全國ノ商業中心地ニテ同市内商店トノ取引頻繁ニ付キ必要ヲ感スルモノナリ

(右三問題愛媛縣 八幡濱産業信用組合提出)

二九、産業組合中央金庫出張所ヲ速ニ大阪市ニ設置スルコトヲ其筋ニ要望スルノ件  
(右香川縣 丸龜信用組合提出)

三〇、産業組合中央金庫大阪支店設置促進ヲ要望スルノ件  
(右京都府、奈良縣、和歌山縣及大阪府 京都第一信用組合外二十六組合提出)

三一、大阪市産業組合中央金庫出張所ノ設置並ニ爲替業務開始ノ促進ヲ要望スルコト  
(右滋賀縣 大津信用組合提出)

三二、市町村財務規程第二十四條金庫事務ノ取扱ヲ爲サシムヘキ銀行ノ次ニ「信用組合」ヲ加ヘラレシムコトヲ其筋ニ要望ノ件(明治四十四年九月内務省令第十五號參照)



産業組合中央會大阪支會狀況

四〇八

三三、産業組合中央金庫ノ大阪支店設置促進ヲ要望スルノ件

(右香川縣 丸龜信用組合提出)

三四、緊急動議

(右兵庫縣 神戸信用組合外十組合提出)

政府ヨリ低利資金貸下ノ場合ニ於テ役員ノ個人保證撤廢ノコトニ貸付取扱ノ改正ヲ要望スルコト

(右東京府 江東信用組合提出)

右協議問題は何れも左記の通り委員會附託ニなり、委員は別室に於て協議の結果、第二日に於て各委員長より夫々報告を爲し、報告の通り決定した。

決 議

〔甲〕中央會提出問題

第一委員會

- イ、地方々々又ハ組合々々ニヨリ其趣ヲ異ニシ一定ノ標準ヲ立テ難シ故ニ中央會ニ於テ研究アリタシ
- ロ、中央會ニテ調査シ追テ機ヲ見テ審議ス
- ハ、月賦償却又ハ貯金ヲ以テ償却ニ充ツ

〔乙〕組合提出問題

第二委員會

一、保 留

地方々々ニ依リテ事情ヲ異ニスルヲ以テ宿題トス

二、可 決

現在ニ於テハ尙早ノ感アルモ近キ將來ニ於テ是非其ノ域ニ到達スル必要アルヲ認ム

七、撤 回

無盡業法ニ抵觸スルノ嫌アリ

一八、一九、一括 可 決

組合相互ノ間ニ其ノ必要アリト認ム

二七、各組任意ノ問題トスルヲ適當ト認ム

第三委員會

六、二六、一括 否 決

組合法ノ本旨ニ反スルノ理由ヲ以テ否決

事 業



八、九、一〇、一一、一三、一括可 決

組合金融政策上必要ト認ム

一二、可 決

二三、否 決

第四委員會

一四、一五、一括可 決

一六、前二項中ニ包含セラル、カ故ニ自然消滅トナリシモ萬一、二項ノ要望達成セラレサル場合ハ少クトモ本項ノ目的達成ニ努力セラレタキコト

二〇、二一、一括 決 議

一、單行法定ノ件ハ具體的ノ提出説明ナキヲ以テ審議ノ途ナク結局提案者ヨリ撤回セラル但シ産業組合法中市街地信用組合ニ關スル規程ヲ設ケラル、様努力セラレタキコト

二、「信用組合」ノ名稱ニ關シテハ種々ノ不利不便アルヲ以テ市街地信用組合ニ對シテハ適當ナル名稱ヲ附セラレタシトノ希望アリ

三二、可 決

第五委員會

三、組合ノ事情ト土地ノ狀況ニ鑑ミ擴張セラル、様其ノ筋ヘ要望スルコト

四、宿 題

五、撤 回

一七、可 決

二三、中央會ヘ研究ヲ一任スルコト

第六委員會

二四、可 決

二五、可 決

二八、二九、三〇、三一、三三、一括可 決

三四、希望ス

接待方法

第一日一般來會者ニ晝食ヲ呈シ夜間浪花踊ニ招待ス尙特別來賓ニ對シテハ同夜々宴ニ招待ス  
第二日ハ來會者一同午餐會ニ招待同夜中央公會堂ニ慰勞會ヲ催シ記念品ヲ配布ス

豫算及決算

收入之部

事業



科目	目	決算高	豫算高	説	明
第一款	負擔金	三、〇三三、〇〇〇	二、二〇〇、〇〇〇		
第一款	負擔金	三、〇三三、〇〇〇	二、二〇〇、〇〇〇	關係十一組合負擔金平均一組合三百圓ノ割	
第二款	補助金	二、四〇〇、〇〇〇	二、八〇〇、〇〇〇		
第一款	補助金	二、四〇〇、〇〇〇	二、八〇〇、〇〇〇	(大阪府千圓 大阪市五百圓 商業會議所五百圓 信用組合聯合會四百圓)	
第三款	寄附金	三〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇		
第一款	寄附金	三〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	勸業銀行大阪支店 大阪農工銀行各五百圓	
第四款	雜收入	六、四六〇			
第一款	雜收入	六、四六〇		預金利子	
合計		五、七三六、四六〇	五、三〇〇、〇〇〇		

支出之部

科目	目	決算高	豫算高	説	明
第一款	事務費	一二五、五八〇	二二〇、〇〇〇		
第一款	諸費用紙	一二五、五八〇	二二〇、〇〇〇		
第二款	招待費	二五、七八〇	三〇、〇〇〇		
第二款	招待費	二〇、〇五〇	四〇、〇〇〇	八百枚	
第三款	通信費	五、七五〇	四〇、〇〇〇		

科目	目	決算高	豫算高	説	明
第四項	臨時雇給	七四、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇		延五十人分 一人一日二圓ノ割
第二款	印刷費	六二三、〇五〇	六〇〇、〇〇〇		五百部 一部壹圓ノ割
第一款	組合成績表	五二七、九五〇	五〇〇、〇〇〇		大會プログラム其他
第二款	其他印刷費	九五、一〇〇	一〇〇、〇〇〇		
第三款	招待費	二、五二四、二六〇	三、一〇〇、〇〇〇		自働車其他
第一款	送迎費	二三四、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇		五百人分 一人金五圓
第二款	來會者招待費	二、〇〇三、二六〇	二、五〇〇、〇〇〇		五十人分 一人拾圓
第三款	來賓招待費	四九八、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇		
第四款	諸經費	一、〇四〇、五〇〇	一、〇九〇、〇〇〇		延千人分 一人分五拾錢
第一款	辨當費	四〇七、二〇〇	五〇〇、〇〇〇		
第二款	茶菓費	一、七〇〇	二〇〇、〇〇〇		延二十七人分 一人一日貳圓ノ割
第三款	人夫賃	七七、八〇〇	五五、〇〇〇		
第四項	寫真費	一五、〇〇〇	三〇、〇〇〇		二日間使用料
第五項	公會堂借用費	一六、〇〇〇	二五〇、〇〇〇		
第六項	徽章費	四六、九〇〇	五五、〇〇〇		
第七項	雜費	四七五、九〇〇	一八〇、〇〇〇		
第五款	豫備費		三〇〇、〇〇〇		
第一款	豫備費		三〇〇、〇〇〇		
合計		四、三二三、三九〇	五、三〇〇、〇〇〇		



第七回近畿中國四國産業組合協議會

昭和三年三月九日、十日の兩日、本會主催の下に大阪府廳會議室に於て開催し、農林省、産業組合中央會、産業組合中央金庫よりの來賓並に關係府縣より約六十名の出席を得、兩日間産業組合經營上に關し、熱心なる協議を重ね、十日午後五時散會した。其の狀況左の如くである。

一、臨席並出席者氏名

協議會臨席者

産業組合事務官 松本都藏  
産業組合中央會主事 千石興太郎  
産業組合中央金庫理事 加藤正美

協議會出席者

三重縣 支會理事 羽田秀雄  
阿山信購販聯合會書記 塚本信造  
滋賀縣 支會理事 句阪治平  
兵庫縣 同 行方甚次郎

事業

岡山縣 縣主事 阿部武一  
島根縣 支會主事 安部賢之助  
鳥取縣 縣信聯合會 同 御船剛  
和歌山縣 縣主事補 平田義雄  
奈良縣 縣主事 寺澤英一  
奈良縣 縣主事補 角龍平  
奈良縣 縣主事 巽百藏  
但馬郡部會 瀧本保  
縣信用組合聯合會主事 淵江省吾  
縣購買組合聯合會主事 白髭重男  
縣信聯合會理事 前瀧千仞  
同 主事補 橫平享一



支會主事	森田清
縣信聯合會書記	兒島硯夫
川上郡部會理事	成清利市
和氣郡部會理事	竹田好雄
同	三宅豐
同	江草德太郎
同	仲田右左次
縣信聯合會長	飯島哲郎
縣主事	若林正臣
中央部會主事	增田安雄
周東部會主事	平原利治
支會理事	德田時藏
主事	久田常七
支會主事	三枝頼助
支會	溝淵喜八
縣信聯合會長	岡佳吉

愛媛縣	志賀善三郎
縣主事補	宮脇茲雄
縣信聯合會理事	青野岩平
周桑郡購販聯合會長	石黒了
縣主事補	鍵山元彦
縣信購販利聯合會理事	富岡治郎
府信聯合會理事	川ノ上一雄
同主事	田邊治通
大阪支會	小栗一雄
會長	上田忠次
副會長	森田眞太郎
理事	河盛安之介
同	川崎榮治郎
同	西山爲次
同	淺田吉松



二、提出問題

- 一、産業組合總旨宣傳ノ爲メ關係支會ニ於テ宣傳協會ヲ設立スルノ件  
(右和歌山支會提出)
- 二、全國購買組合聯合會ノ發展上考究スヘキ事項如何  
(右奈良支會提出)
- 三、産業組合中央金庫大阪支所業務取扱權限擴張方ヲ建議ノ件  
理由 現在大阪支所ニ於テハ貸出シ其他ノ業務ニ付キ委任業務以外ハ凡テ本所ノ指示ヲ仰キツ、アルカ如キモ斯クテハ迅速ナル取引ヲ望ミ難ク殊ニ將來業務擴張輻輳ヲ見ルニ至ラハ一層困難ナルヘキヲ以テ支所ニ於テモ本所同様取扱ヲ爲シ得ル様支所業務ノ權限擴張ヲ要望スルモノナリ
- 四、産業組合貸付最高限度取扱ニ付各府縣ノ狀況承り度シ  
理由 産業組合カ一組員ニ對スル貸付最高額ハ年々總會ニ於テ適當額ヲ決議スヘキモノナルモ縣ニ於テ右制限ヲ設ケ指示セラレ、ヲ聞ク之ニ對シ各府縣ノ取扱狀況承知シタシ  
(右愛媛縣信用組合聯合會提出)
- 五、産業組合中央金庫並全國購買組合聯合會ト各府縣支會トノ聯絡ヲ一層密接ナラシムル其法如何
- 六、全國販賣組合聯合會設立促進ニ關スル件

- 七、阪神市場ヲ中心トスル穀物販賣組合聯合會ヲ設立シ聯合農業倉庫ヲ經營スルノ件  
(右鳥取支會提出)
- 八、肥料管理法案ノ實現ヲ期シ産業組合聯合會ヲシテ指定販賣ヲ爲サシムル様其ノ筋ニ建議ノ件  
(右山口縣穀物販賣組合聯合會提出)
- 九、農村振興ノ爲ニハ生産費中消費ノ大ナル肥料ノ分配ヲ合理的ナラシムルヲ最モ必要トスルヲ以テ全國購買組合聯合會ニ肥料分配資金トシテ金二百萬圓政府ニリ無利息出資又ハ融通方建議ノ件  
(右山口縣購買販賣組合聯合會提出)

- 一〇、昭和維新ニ際シ我カ産業組合ノ特ニ留意スヘキ事項如何
- 一一、農村ニ於ケル産業組合ト他ノ關係諸團體トノ聯絡統一ニ關シ採ルヘキ方法如何  
(右島根支會提出)
- 一二、行幸啓ノ際函簿並ニブラツトホーム入場資格等ニ付テハ産業組合長及中央會功勞者ニ對シ町村長又ハ日本赤十字社特別社員等ト同様ニ取扱ハレタキ様其ノ筋ニ建議スルノ件
- 一三、近來購買販賣組合區域ニ於テ農會又ハ其他ノ團體ニ於テ其ノ會員ノ爲メニ購買販賣事業ノ斡旋ヲ行フ結果相互ノ競争漸ク甚シク爲メニ弊害ヲ生シ折角組織化セムトスル農村經濟ヲ惑亂シ農民ヲシテ適從ニ迷ハシムルノ虞アルヲ以テ産業組合以外ノ團體ニ對シ相當取締ノ方法ヲ講セラレムコトヲ其ノ筋ニ建議ノ件
- 一四、産業組合記念館建設ノ件  
理由 敬神思想ノ普及向上ニ伴ヒ最近全國産業組合員ニシテ團體又ハ個人トシテ伊勢兩宮ニ參拜スル者年ト共ニ増加スルノ傾向



産業組合中央會大阪支會狀況

四二〇

アルヲ以テ此ノ際全國産業組合ハ本秋舉行セラル、御大典紀念事業ノ一トシテ同市ニ全國産業組合經營旅館ヲ建設シ以テ一層敬神崇祖ノ誠ヲ盡サムトス尙之レカ實現方ニ付中央會ニ於テ相當計畫セラレムコトヲ望ム

参 考

- 一、昭和元年度末組合數 一四、三七三
- 一、調査組合數 一三、三七九
- 一、組合員數 三、六三五、七四八
- 一、旅館建設費概算 一〇〇、〇〇〇圓
- 一、一組合平均當 七五〇〇弱
- 二、一組合員平均當 〇、〇二七弱
- 三、一府縣當 二、一〇〇、〇〇〇強

(右三重支會提出)

- 一五、農村金利ヲ低下セシムル爲メ採ルヘキ適切ナル方法如何
- 一六、遊資金偏在ノ狀態ニ鑑ミ其ノ對策上産業組合聯合會ノ考慮スヘキ點如何
- 一七、府縣區域ノ聯合會力産業組合中央金庫ノ出資口數ヲ五百口迄待テ得ル様中央金庫法ノ改正ヲ其ノ筋ニ要望スル件
- 一八、産業組合ノ助長發達ヲ一層徹底セシムル爲メ各府縣ニ於テ産業組合課ノ設置促進ニ關スル件
- 一九、産業組合信用調査ニ關スル件

(右大阪信用組合聯合會提出)

理由 全國各産業組合間ニ於ケル取引關係ニ於テ組合相互ノ信用狀態ヲ知ルコト不能ナル爲メ取引上ノ圓滑ヲ缺キ時ニハ不慮ノ損失ヲ爲シタル事實アルヤニ聞ク斯クテハ將來發展セムトスル販賣事業ヲ阻害スル虞アルヲ以テ今後組合間ノ取引開始ニ先立チ組合ノ内容、信用狀態等ニ就キ照會ヲ受ケタル府縣支會ハ調査事項ニ就テハ何等黙秘セス誠意アル回答ヲナシ以テ相互利益ノ保全ニ努メムトス

(右香川支會提出)

二〇、信用組合聯合會ノ餘裕金ヲ公共團體ニ貸付シ得ル様法律ノ改正ヲ其筋ニ要望スルノ件

理由 過般ノ財界動搖以來信用組合ノ發達ハ著シキモノアリテ事業分量ノ増大ヲ來シ一面資金ノ餘裕ヲ生シ之レカ資金ノ運用ニ付テハ事業ノ擴張等ニ依リ資金ヲ生産化セシムルコトハ勿論ナルモ尙且相當ノ餘裕ヲ生シ從テ聯合會ノ餘裕金モ又相當多額ニ上ルヘキヲ信ス此ノ場合區域内ニ於ケル公共團體ニ對スル貸付ノ途ヲ講シ公共事業ノ一助トナスヘキハ相互主義ノ主旨ニ副ハサルト雖モ地方産業發達上最モ必要ト認メ本案ヲ提出シタル所以ナリ

(右和歌山縣信用組合聯合會提出)

三、協議會經過ノ大要

第一日 三月九日

午前十時四十分田邊大阪支會長(知事)ヨリ左ノ如キ一場ノ挨拶アリ

今回第七回近畿中國四國産業組合協議會ノ開催ニ當リマシテ、主催地ノ支會長ノ故ヲ以マシテ、一言御挨拶

事 業

四二一



ヲ申上マス。

今回ハ皆様遠路ノ處斯ク多數御來會下サイマシテ誠ニ光榮ニ存ジマス、殊ニ農林省、中央會、中央金庫等ヨリ御繁務ノ央ヲ特ニ御繰合セ下サイマシテ御臨場ヲ得マシタコトハ誠ニ感謝ノ至リニ耐エヌ次第デゴザイマス。折角御來會下サイマシタノニ不拘、設備萬端誠ニ不行届デ、申譯ノナイ次第デアリマス、殊ニ皆様既ニ御承知ノ通、皇室ニ於カセラレマシテハ、誠ニ恐懼ノ次第ヲ拜承シテ居リマス様ナ折柄デアリマスノデ、支會ト致シマシテハ特ニ此際催事等ハ御遠慮致シタイト存ジマスガ、市内ノ有志中皆様遠來ノ勞ヲ御慰メスル意味ニ於テ何カナ方法ヲ講シテ居ラルル様ニモ聞及ビマスノデ、ドウカ緩リト御滞在ノ程ヲ御願致シマス。尙本日ヨリ二日間御協議ノ事ニ御願政ス譯デアリマスガ、會議ニ於ケル議長トシテ、別ニ定マツタ人モナイノデアリマスカラ、各位ノ内ヨリ適當ニ議長ヲ御選任ニナリマシテ、十分ニ御協議アランコトヲ希望致シマス。其ダ簡單デアリマスガ開會ノ御挨拶ト致シマス

(一)議長ノ選任

和歌山縣信用組合聯合會長ノ發議ニ依リ議長ヲ大阪支會ニ一任ノ議成立シ田邊大阪支會長議長席ニ就キ開會ヲ宣ス

(二)前回決議事項經過報告

上田大阪支會理事ヨリ第六回協議會ノ經過ニ關シ大要左ノ報告ヲ爲ス  
 前回協議會ノ經過ハ主催支會ヨリ出席セラレバ同支會ヨリ報告アルモノト信ジマスガ出席ナキ爲便宜本支會

ヨリ御挨拶シマス

前回協議會ノ狀況ニ付テハ大正十五年十一月二十二日廣島支會ヨリ配付セラレタル第六回近畿中國四國附近産業組合協議會要録ニ依リ御承知ノ事ト思ヒマス

決議ニ基ク「要望」等ニ關スル取扱及其ノ結果等ハ當該支會出席ナキ爲判明致シ兼ネマス

(三)協議

議長ハ各提出問題ヲ議題ニ附シ各提出者ヨリ説明及之ニ關スル質問ヲ求ム

第一問題ヨリ第二十問題迄全部各提出者ヨリ説明アリ終テ全議題ヲ委員ニ附託シ休憩ヲ宣ス  
 委員附託問題及委員氏名左ノ如シ(◎印委員長)干時午後零時三十分

第一委員會

(イ) 附託問題

第三、第四、第五、第十一、第十三、第十五、第十六、第十七、第十八、第二十

(ロ) 委員

- |              |                |              |
|--------------|----------------|--------------|
| 羽田 秀雄(三重)    | 匂 阪 治 平(滋賀)    | 寺 澤 英 一(奈良)  |
| 角田 宇兵衛(和歌山)  | 米 谷 正 穂(鳥 取)   | 瀧 本 保(兵庫)    |
| 森 田 清(岡山)    | 若 林 正 臣(山口)    | 久 田 常 七(德 島) |
| 溝 淵 喜 八(香 川) | 志 賀 善 三 郎(滋 賀) | 鍵 山 元 彦(高 知) |

事業



産業組合中央會大阪支會狀況

四二四

◎富岡治郎(大阪)

第二委員會

(イ) 附託問題

第一、第二、第六、第七、第八、第九、第一〇、第十二、第十四、第十九

(ロ) 委員

塚本信造(三重)	橫平享一(兵庫)	巽百藏(奈良)
平田義雄(和歌山)	會繁良逸(鳥取)	安部賢之助(島根)
◎阿部武一(岡山)	増田安雄(山口)	徳田時藏(徳島)
岡佳吉(香川)	中矢仕(愛媛)	石黒了(高知)
上田忠次(大阪)		

(四) 講演

午後一時三十分ヨリ左記三氏ノ講演アリ

産業組合運動ノ將來ニ對スル一考察

産業組合中央會主事 千石興太郎

産業組合ノ二三問題

産業組合事務官 松本都藏

國際金融ニ就テ

野村證券株式會社取締役 橋本庄藏

右終テ直ニ委員會ヲ開キ成案ヲ得テ午後五時散會ス

第二日 三月十日

(一) 協議會

午前十一時小栗大阪支會副會長(府内務部長)議長席ニ着キ開會ヲ宣シ委員會ノ報告ヲ求ム

第一委員會報告(委員長 富岡治郎)

第三、産業組合中央金庫大阪支所業務取扱權限擴張方ヲ建議ノ件 (愛媛縣、信、組合聯合會提出)

「決議」

「建議」ヲ「要望」ト修正可決

第四、産業組合貸付最高限度取扱ニ付各府縣ノ狀況承リ度シ (愛媛縣、信、組合聯合會提出)

提案者ニ於テ各府縣ノ狀況ヲ聴取セリ

第五、産業組合中央金庫並全國購買組合聯合會ト各府縣支會トノ聯絡ヲ一層密接ナラシムル良法如何 (島取支會提出)

右提案者ヨリ撤回

第十一、農村ニ於ケル産業組合ト他ノ關係諸團體トノ聯絡統一ニ關シ採ルベキ方法如何 (島根支會提出)

「決議」

各地方ニ於テ適當ノ方法ヲ講ズルコト

事業

四二五



第十三、近來購買販賣組合區域ニ於テ農會又ハ其他ノ團體ニ於テ其ノ會員ノ爲メニ購買販賣事業ノ斡旋ヲ行フ結果相互ノ競争漸ク甚ダシク爲メニ弊害ヲ生ジ折角組織化セムトスル農村經濟ヲ惑亂シ農民ヲシテ適從ニ迷ハシムルノ虞アルヲ以テ産業組合以外ノ團體ニ對シ相當取締ノ方法ヲ講ゼラレムコトヲ其筋ニ建議ノ件

(三重支會提出)

「決議」左ノ通り修正可決

近來購買販賣組合區域ニ於テ農會又ハ其他ノ團體ニ於テ其ノ會員ノ爲メニ購買販賣事業ノ斡旋ヲ行フ結果農民ヲシテ適從ニ迷ハシムルノ虞アルヲ以テ事務省ニ於テ相當ノ方法ヲ講ゼラレムコトヲ建議ノ件

第十五、農村金利ヲ低下セシムル爲メ産業組合ノ採ルベキ適切ナル方法如何

第十六、遊資金偏在ノ狀態ニ鑑ミ其ノ對策上産業組合及産業組合聯合會ノ考慮スベキ點如何

(大阪府信用組合聯合會提出)

「決議」右二問題ヲ一括シテ左ノ通り決議ス

産業組合及聯合會ノ貸付及貯金ノ利率ヲ漸次低下ノ方法ヲ講ズルコト

第十七、府縣區域ノ聯合會ガ産業組合中央金庫ノ出資口數ヲ五百口迄持テ得ル様中央金庫法ノ改正ヲ其筋ニ要望スル件

(大阪府信、聯合會提出)

「決議」原案可決

第十八、産業組合ノ助長發達ヲ一層徹底セシムル爲メ各府縣ニ於テ産業組合課ノ設置促進ニ關スル件

(大阪信、聯提出)

「決議」左ノ通り修正可決

産業組合ノ助長發達ヲ一層徹底セシムル爲メ各府縣ニ於テ産業組合課ノ設置ヲ其ノ筋ニ要望スルノ件

第二十、信用組合聯合會ノ餘裕金ヲ公共團體ニ貸付シ得ル様法律ノ改正ヲ其筋ニ要望スルノ件

(和歌山縣信、聯合會提出)

「決議」原案可決

委員長ヨリ建議、要望等ニ付テハ其ノ取扱ヲ主催支會ニ一任スルコトヲ附言ス

議長ハ委員會報告ノ通異議ナキヤヲ諮リ委員會報告ノ通全會一致ヲ以テ可決ス

第二委員會報告(委員長 阿部武一)

第一、産業組合主旨宣傳ノ爲メ關係支會ニ於テ宣傳協會ヲ設立スルノ件 (和歌山支會提出)

「決議」

別個ノ宣傳協會ヲ設立セズ「フィルム」ノ交換其他宣傳ニ關スル諸般ノ斡旋ヲ當分大阪支會ニ委託スルコト

第二、全國購買組合聯合會ノ發展上考究スベキ事項如何 (奈良支會提出)

「決議」

系統的機關ノ徹底ノ利用ヲ高調スルト共ニ全購聯ノ經營基礎ヲ確立スル爲メ左記一品徹底ノ實現ヲ期スルコト



- (一) 全國産業組合員ニ全購聯特製ノ石鹼ヲ使用セシムルコト
- (二) 全購聯特製ノ自轉車ヲ一組合一ケ年一臺以上引受賣却ヲ爲スコト

第六、全國販賣組合聯合會設立促進ニ關スル件

(鳥取支會提出)

〔決議〕

中央會ニ調査ヲ一任スルコト

第七、阪神市場ヲ中心トスル穀物販賣組合聯合會ヲ設立シ聯合農業倉庫ヲ經營スルノ件

(山口縣穀物販賣組合聯合會提出)

〔決議〕

關係府縣ニ於テ協議會ヲ開催シ調査考究スルコト

附 開催時期ハ提案縣ニ於テ適宜決定スルコト

第八、肥料管理法案ノ實現ヲ期シ産業組合聯合會ヲシテ指定販賣ヲ爲サシムル様其ノ筋ニ建議ノ件

(山口縣購販聯合會提出)

〔決議〕

中央會ニ於テ適宜ノ處置ヲ購ゼラル、樣要望スルコト

第九、農村振興ノ爲メニハ生産費中消費ノ大ナル肥料ノ分配ヲ合理的ナラシムルヲ最モ必要トスルヲ以テ全國購買組合聯合會ニ肥料分配資金トシテ金二百萬圓政府ヨリ無利息出資又ハ融通方建議ノ件

〔決議〕 可決

附 之ヲ本協議會關係支會ノ連名ヲ以テ來ルベキ全國大會ニ提案スルコト

第十、昭和維新ニ際シ我が産業組合ノ特ニ留意スベキ事項如何

(島根支會提出)

〔決議〕

(一) 改元ニ因ミ産業組合員ノ心得フベキ事ヲ宣傳スルコト

(二) 産業組合ニ於ケル從來ノ欠陥ヲ改善シ其ノ經營ヲシテ一層民衆的ナラシムルコト

第十二、行幸啓ノ際函簿並ブラットホーム入場資格等ニ付テハ産業組合長及中央會功勞者ニ對シ町村長又ハ日本

赤十字社特別社員等ト同様ニ取扱ハレタキ様其ノ筋ニ稟議スル件

(三重支會提出)

〔決議〕 左記ノ通り修正シ中央會ニ取計方ヲ一任スルコト

御大典御大葬及行幸啓以下同文

第十四、産業組合記念旅館建設ノ件

(三重支會提出)

〔決議〕 提案縣ヨリ全國大會ニ提案スルコト

第十九、産業組合信用調査ニ關スル件

(香川支會提出)

〔決議〕 可決

議長ハ委員會報告通異議ナキヤテ諮リ委員會報告ノ通全會一致ヲ以テ可決ス



次ニ香川支會ヨリ左ノ件提案アリ滿場ノ同意ヲ得テ議題ニ附シ各自ノ狀況ヲ發表ス

「産業組合ノ貯金通帳ガ著作權侵害ニ關スル件ニ付各府縣ノ狀況承知シタシ」

(二)次回開催當番決定ノ件

議長ハ次回開催當番支會ノ決定ノ件ヲ議題ニ附シ結局未開催府縣ノ間ニ於テ抽籤ヲ以テ決定スルコトニ決ス此ノ時島根支會ヨリ同支會ニ於テハ明年全國産業組合大會ノ開催ヲ引受ケタル關係上本協議會ノ開催ヲ引受クルハ極メテ困難ニ付今回ニ限り特ニ抽籤ヨリ除外セラレタキ旨ノ希望アリ議長ハ之ヲ滿場ニ諮リ除外スルコトニ決シ抽籤ヲ行フ其ノ結果左ノ通決定ス

當番 高知縣 副當番 滋賀縣

右ニ依リ附議スベキ案件全部議了セルヲ以テ議長閉會ヲ宜ス 干時午後零時二十分

(三)視察

午後一時三十分ヨリ一同自動車ニテ中山太陽堂工場、大阪毎日新聞社、大阪朝日新聞社ヲ視察シ午後五時散會ス

(參考)

近畿中國四國産業組合協議會々則

第一條 本會ハ産業組合ニ關スル諸般ノ協議ヲナスヲ以テ目的トス

第二條 本會ハ近畿中國四國産業組合協議會ト稱ス

第三條 本會ハ左ノ各府縣支會及聯合會ヲ以テ組織ス

京都府 大阪府 兵庫縣 岡山縣 徳島縣 高知縣 廣島縣 山口縣 鳥取縣  
島根縣 和歌山縣 香川縣 愛媛縣 奈良縣 滋賀縣 三重縣

第四條 會議ハ毎年一回各府縣輪番ニ開催スルモノトス但シ必要ニ應シ臨時開催スルコトアルヘシ

開催ノ際ハ主務省關係府縣及中央會ヨリ係員ノ派遣ヲ乞フモノトス

右大正十年五月一日第二回協議會(開催地鳥取縣)ニ於テ協定シ大正十一年五月十六日第三回協議會(開催地香川縣)ニ於テ確定ス  
自第一回至第七回協議會開催各府縣支會左ノ如シ

- 第一回 山口支會・ 大正九年四月九日 第二回 鳥取支會 大正十年五月一日
- 第三回 香川支會 大正十一年五月十六日 第四回 岡山支會 大正十二年十月三十日
- 第五回 愛媛支會 大正十三年十月六日 第六回 廣島支會 大正十五年十月十四日
- 第七回 大阪支會 昭和三年三月九日

尙此の際の經費豫算は左の通である。

収入

項 目	豫 算	説 明
一、支 會 補 助 金	五五〇、〇〇	支會通常經費計上額
一、府 聯 合 會 補 助 金	一五〇、〇〇	
一、雜 收 入	二五〇、〇〇	
合 計	九五〇、〇〇	



項目	豫算	説明
一、事務費	一一〇、〇〇	
一、印刷費	六〇、〇〇	議案其ノ他印刷費
二、記章費	一〇、〇〇	大十個 一個五十錢此金五圓 小百個 一個五錢此金五圓
三、雜費	四〇、〇〇	會場設備人夫賃其ノ他雜費
二、接待費	八四〇、〇〇	
一、辨當茶菓費	一四〇、〇〇	來賓及來會者辨當茶菓一人七十錢 百人分二日間
二、宴會費	六〇〇、〇〇	一人六圓 百人分
三、雜費	一〇〇、〇〇	來賓送迎自動車賃會場茶給仕及小使賃金
合計	九五〇、〇〇	

(四)寄附

本協議會に對し野村證券株式會社、山一證券株式會社の兩社より晚餐會及「この花踊」の招待を受けた。

事務競技會

イ、實務競技會

産業組合の發達に伴ひ、取扱事務は益々繁激を加ふるに至つた。之が爲事務能率の増進に關しては、支會は常に周到なる指導を行つて來たのであるが、茲に支會は全國に未だ類例なき試みとして、府下産業組合の事務に従事する、理事、書記を一堂に集めて、法規、登記、簿記、速算等日常必須の問題を以て、實務競技會を開催し、優秀事務家の養成に努むるに共に、一層の奮勵を促し、斯業の啓發に努めた。其狀況を左に掲ぐることにする。

第一回事務競技會

昭和二年二月十三日府立實業會館に於て開催せし所、府下各組合より競技申込者、百二十名の中七十名参加、來賓參觀者多數にして、頗る盛會であつた。午前九時より競技開始、正午競技を終り、晝食後一般來會者に對し、競技問題を詳細説明し、午後四時閉會した。答案は審査委員の審査採點を綜合し、高點及時間を參酌して順次採用し、入賞者を定め、府下産業組合大會席上に於て、褒賞を授與したのである。當日の問題及入賞者左の如くである。

第一回事務競技會提出問題

簿記問題

其ノ一

(信用購買組合) (豫定時間四十五分)

左ノ取引ヲ日記帳ニ記載シ日計ヲ施スヘシ

事業



(前日現金残高一千三百圓)

- 一、二月一日 木村誠新加入ヲ爲シ出資十口(一口二十圓)ニ對スル出資第一回拂込金五十圓加入金二圓ヲ受入ル
- 二、同日 太田肥料店ヨリ過燐酸百噸ヲ一圓六十錢替ニテ購入シ代金ノ内百圓ヲ大正銀行宛小切手第五〇號(大正銀行預金現在高金一千圓)ニテ支拂ヒ殘高ヲ掛トス
- 三、同日 組合員石原三郎ノ貯金二十五圓ヲ以テ同人ノ出資第二回ノ拂込ニ充當ス
- 四、同日 曩ニ脱退セル中尾通ニ對シ同人持分十五圓(拂込済出資金一口分拾圓、準備金三圓、特別積立金二圓)ノ拂戻ヲ爲ス
- 五、同日 組合員大川清ヨリ事務用机二脚此ノ見積價額五十圓ノ寄贈ヲ受ク
- 六、同日 北村肥料店ニ大豆粕二百枚ヲ注文シ手附金トシテ二百圓支拂ノ爲大正銀行宛小切手第五一號ヲ振出ス
- 七、同日 組合員山本茂ニ金一千圓ヲ貸付同人振出同人支拂本組合受取ノ爲替手形ヲ受取り同時ニ利息金五十圓ヲ受入ル
- 八、同日 組合員野田耕作ニ過燐酸十噸ヲ一圓八十錢替ニテ賣却シ代金ヲ掛トス
- 九、同日 組合員中屋友次郎ヨリ同人貸付金ノ内入トシテ金七十五圓ヲ受入ル
- 一〇、同日 總會ノ際ニ於ケル組合員辨當代金六十圓ヲ春木梅太郎ニ支拂ヒ同人ノ貯金ニ振替受入ヲ爲ス

以 上

簿記問題

其ノ二

(信用購買組合)(豫定時間一時間)

- 一、次ノ各勘定ニ依リ元帳ヲ作成シ棚卸事項ニ付テハ日記帳ニ記載シ決算ノ手續ヲ施シ貸借對照表、損益計算書ヲ作成スヘシ
- 貸付金勘定——貸付額壹千八百圓償還額七百圓
- 給料勘定——支拂額百二十圓

建物勘定——買入額一千五百圓

貯金勘定——受入額三千五百圓拂戻額一千圓

購買品勘定——仕入額六千圓賣上額四千圓ノ内未收一千五百圓

貸付金利息勘定——受入額百三十圓

出資金勘定——出資總額八千圓拂込済額五千圓

貯金利息勘定——支拂額百五十圓

棚卸事項

一、購買品殘品價額二千五百圓

二、建物ニ對シ百圓ノ減價償却ヲ爲ス

三、貸付金利息受入未済額五十圓アリ

以 上

法規問題

(豫定時間二十分)

左記、定款ニ依ル有限責任信用購買組合ニ於テ左ノ問題ニ付答案ヲ求ム

一、出席セル組合員ハ出席セサル組合員ノ決議權ヲ何人迄代理シ得ルヤ

二、數ヶ月前ニ行衛不明トナレル組合員アリ同人ヲ脱退者トシテ取扱ヒ得ルヤ

事 業



- 三、大正十五年七月二十五日任意脱退届出ヲ爲セル組合員ノ脱退シ得ル年月日ヲ問フ
- 四、組合員死亡シ其ノ持分ヲ拂戻サムトスルモ家族其ノ他縁故者ナキ場合之カ持分ノ處分如何
- 五、組合ハ組合員ノ出資證券ヲ擔保トシテ貸付ヲ爲シ得ルヤ
- 六、特別積立金ヲ以テ事務所ヲ建築セムトスルモ其ノ額不足ナルヲ以テ不足額ヲ準備金ヨリ特別積立金ニ振替テ支出シ得ルヤ
- 七、準備金ノ額既ニ出資額ト同額ニ達セリ尙剩餘金ヨリ準備金ヲ積立テ得ルヤ
- 八、家族カ組合員タル場合組合ハ其ノ戸主ノ貯金ヲ取扱ヒ得ルヤ
- 九、通常總會ヲ一月十五日開催ノ趣同月八日付ノ招集狀ヲ受理セリ然ルニ其ノ郵便物ノ消印ハ同月十日付ナリシ場合其ノ總會開催ノ効力如何

一〇、理事ハ年度末財産目錄、貸借對照表、事業報告書及剩餘金處分案ヲ總會當日ニ提出シテ監事ノ承認ヲ求メ差支ナキヤ

参 考

定 款 例

第 條 本組合ハ左ノ事業ヲ行フヲ以テ目的トス

- 一、組合員ニ産業又ハ經濟ノ發達ニ必要ナル資金ヲ貸付シ及貯金ノ便宜ヲ得セシムルコト
- 二、組合員ト同一ノ家ニ在ル者、公共團體又ハ營利ヲ目的トセサル法人若ハ團體ノ貯金ヲ取扱フコト

三、産業又ハ經濟ニ必要ナル物ヲ買入レ之ニ加工シ若ハ加工セスシテ之ヲ組合員ニ賣却スルコト

- 第 條 本組合ハ出資總額ト同額ニ達スル迄毎事業年度ノ剩餘金ノ四分ノ一以上ヲ準備金トシテ積立ツルモノトス
- 第 條 剩餘金ヨリ準備金ニ積立ツヘキ金額ヲ控除シ殘餘アルトキハ其ノ一部若ハ全部ヲ特別積立金トシテ積立ツルコトヲ得
- 第 條 總會ノ招集ハ少クトモ五日前ニ書面ヲ以テ組合員ニ之ヲ通知スルコトヲ要ス

前項ノ通知書ニハ招集者之ニ記名スルコトヲ要ス

- 第 條 組合員ハ五人以上ヲ代理シテ議決權ヲ行フコトヲ得ス
- 第 條 本組合ノ事業年度ハ毎年一月一日ニ始マリ十二月三十一日ニ終ル
- 第 條 組合員脱退セムトスルトキハ少クトモ其ノ事業年度末六ヶ月前ニ書面ヲ以テ其ノ旨理事ニ豫告スルコトヲ要ス

以 上

登 記 問 題 (豫定時間十分)

一、左記事項ノ定款變更認可ニ依リ知事カ組合ヨリノ届出ヲ俟タス登記ヲ爲ス場合、職權登記ト組合ヨリノ届出ニ依リ登記ヲ爲ス場合(届出登記)ト登記ヲ要セサル場合トヲ各事項ノ下括弧内ニ區分記載スヘシ

- 1、目的……………( )
- 2、名稱……………( )

事 業



- 3、理事監事ノ任期……………( )
- 4、區 域……………( )
- 5、事 務 所……………( )
- 6、出資一口ノ金額……………( )
- 7、組合員タル資格……………( )
- 8、出資拂込ノ方法……………( )
- 9、事業 年 度……………( )
- 10、存立 時 期……………( )

〔註〕例ハ何々(職權登記)何々(登記不要)何々(届出登記)ノ如シ

二、大正十三年一月十一日通常總會ニ於テ某甲ハ理事ニ選任セラレ同月十六日就任セリ而モ其ノ任期ハ三箇年ナルトキハ任期満了ノ年月日ヲ問フ

三、理事何某ノ住所ヲ誤記シテ届出シ其ノ儘登記濟トナレル場合之ヲ正シキ住所ニ改メムトス其ノ手續ヲ問フ

以 上

入 賞 者

中河内郡	一等賞	有、高安信用購買組合	書記	清水 駒吉
南河内郡	二等賞	無、千早信用購買販賣利用組合	書記	木ノ本 俊一
中河内郡	二等賞	有、長瀬信用購買販賣利用組合	同	高木 太治郎
泉南郡	三等賞	有、雄信達信用購買販賣利用組合	理事	向井 宗重郎
南河内郡	三等賞	同、河南信用購買販賣利用組合	同	森本 武治郎
豊能郡	三等賞	無、歌垣信用購買販賣利用組合	書記	中澤 種三
南河内郡	三等賞	有、河南信用購買販賣利用組合	同	置田 忠義
三島郡	三等賞	同、磐手信用販賣購買組合	同	日下部 幾太郎

第二回事務競技會

昭和二年十月二十一日府立實業會館に於て開催し、府下各組合よりの競技申込者百三名中、參加者五十五名に達し、來賓並參觀者頗る多く、盛會を極めた。午前九時より競技開始正午終了し、晝食後一般に對し競技問題を詳細説明を爲し、午後四時閉會した。答案は前回同様審査員の審査を経て、入賞者を定め府下産業組合大會席上に於て



産業組合中央會大阪支會狀況

褒賞を授與した。問題及入賞者左の通りである。

第二回事務協議會提出問題

簿記問題

(信用組合「市街地信用組合ニアラサルモノ」)(豫定時間一時三十分)

左記事項ヲ日記帳及元帳ニ記載シ殘高試算表ヲ作成スヘシ

記

一、一月一日 前年度ヨリ左ノ通繰越ヲ爲ス

昭和元年度末貸借對照表

貸	科目	金額		借	科目	金額	
		目	方			目	方
	未拂込出資金		一、五二二、〇〇	出資		一六、四六〇、〇〇	
	備品		二七〇、〇〇	準備		二、三二〇、〇〇	
	有價證券		二、一〇〇、〇〇	定期貯		三八、三五〇、〇〇	
	預金		五、〇〇〇、〇〇	普通貯		一三、八四六、〇〇	
	當座預金		三、三四一、〇〇	積立貯		三、六四七、〇〇	
	貸付金		五二、三四〇、〇〇	未拂利息		一一九、〇〇	
	未收利息		二一六、〇〇	利餘		一、一六〇、〇〇	
	現金		一、一二三、〇〇	計		七五、九一二、〇〇	
合	計		七五、九一二、〇〇	合		七五、九一二、〇〇	

二、一月十日 總會ヲ開キ前年度利餘金ヲ左ノ通處分スルコトニ決ス

利餘金

一、一六〇圓

此ノ處分

準備金 二九〇圓

特別積立金 二七三圓七二

配當金 二九六圓二八

役員賞與金 三〇〇圓

右配當金全額出資拂込ニ充當ス

三、同日 總會諸費五十圓ヲ木村屋商

店ニ支拂フ

四、同日 大村光藏ヨリ

定期貯金三百圓ヲ受入ル

五、同日 北田武市普通

貯金百八十圓\*

事務所用木炭十俵ヲ買入レ代金二十五圓ヲ支拂フ

事業



産業組合事務競技會の狀況

\*

ヲ引出シ、同

人貸付金ノ内

入トシテ金百

五十圓及前年

度利息受入未

濟金三十圓ノ

受入ヲ爲ス

六、同日 阪田春吉ニ金

貳千圓ヲ貸付

ケ、大阪銀行

宛小切手第二

十三號ヲ振出

ス(同行當座

預金現在高金

參千參百四十

一圓也)

七、同日 玉木商店ヨリ



- 八、一月十三日 田中、宮本、小林三理事ニ賞與金百圓宛、計三百圓ヲ支拂フ
- 九、同 日 水谷清吉脱退ニ付同人拂込濟出資金二十圓（出資一口金二十圓、二口分）、準備金六圓、特別積立金四拾錢ヲ拂戻ス
- 一〇、同 日 小山省三定期貯金一千圓ヲ大阪銀行宛小切手第二十四號ヲ以テ拂戻シ同時ニ利息金七十圓（内前年度未拂利息ニ計上セル額金六十七圓五十錢也）ヲ現金ニテ支拂フ
- 一一、同 日 金田千吉新加入ヲ爲シ出資五口引受、同時ニ第一回拂込金二十五圓及加入金五十錢ヲ受入ル
- 一二、同 日 所有有價證券五分利公債五百圓券二枚此ノ帳簿上價額金八百圓ヲ金八百參拾五圓ニテ大田商店ニ賣却シ代金ヲ受入ル
- 一三、同 日 大谷印刷所ニ諸印刷物代金三圓二十錢ヲ支拂フ
- 一四、同 日 仙田房一ヨリ貸付金一千五百圓ノ返済ヲ受ケ同時ニ利息金八十一圓（内前年度未收利息ニ計上セル額金七十二圓二十錢也）ヲ受入ル
- 一五、同 日 大阪銀行ニ當座預金貳千圓ヲ預ケ入ル
- 一六、同 日 道野茂外二十五名ヨリ積立貯金七十二圓二十六錢ヲ受入ル
- 一七、同 日 大阪銀行定期預金二千圓、本月十二日満期ニ付其ノ利息金六十八圓（内前年度未收利息ニ計上セル額金六十三圓也）ヲ加ヘ更ニ半ケ年定期預金ニ切替ヲ爲ス
- 一八、一月十五日 大村作藏ニ普通貯金八十三圓五十錢ヲ拂戻ス
- 一九、同 日 大阪銀行ニ當座預金五百圓ヲ預ケ入ル

- 二〇、同 日 郵便切手代金十五圓ヲ支拂フ
  - 二一、同 日 渡邊正一普通貯金百六十三圓ヲ引出シ之ニ現金三十七圓ヲ添ヘ金二百圓ノ定期貯金トシテ受入ヲ爲ス
  - 二二、同 日 本月分家賃金三十圓ヲ支拂フ
  - 二三、同 日 谷口才二郎ニ金五百圓ヲ貸付同人振出本組合宛七月十四日限り約束手形ヲ受取り同時ニ利息金二十五圓ヲ受入ル
  - 二四、同 日 三浦義雄外六名ヨリ普通貯金四十九圓八十三錢ヲ受入ル
  - 二五、同 日 竹下家具店ヨリ椅子三脚購入シ代金十八圓ヲ支拂フ
- 以上

法規問題 (豫定時間十五分)

記

- 一、總會ノ招集狀ヲ發スルニ當リ甲組會員ハ旅行不在ニシテ旅行先亦不明ナリ適法ナル通知ノ方法如何
- 二、總會ノ特別決議ヲ要スル事項三ヲ擧ケヨ
- 三、甲組會員ハ同情スヘキ事情ニ因リ貸付金返済ノ能力ナキニ至レリ然ルニ同人ノ持分ハ此ノ貸付金ヨリモ多額ナルヲ以テ其ノ一部ヲ拂戻シテ貸付金ノ返済ニ充テシメトス差支ナキヤ
- 四、脱退シタル組會員ノ持分ヲ其ノ年度末(十二月三十一日)財産ニ依リテ定ムル場合ニ昭和元年度中ニ脱退セル組會員ニ對スル持



拂分戻ノ期限ヲ問フ

五、一組合員ニ貸付クヘキ最高限度ヲ金一千圓ト決議アル場合甲組合員ハ價額約三千圓ノ極メテ確實ナル擔保ヲ提供シ金一千五百圓ノ借入ヲ申込メリ依テ調査スルニ用途適當ナルノミナラス組合ノ手許在金亦豊富ナリ此ノ場合申込額丈ヲ貸付クルハ差支ナキヤ

六、加入金及増口金ヲ徴收シタル場合ニ於ケル其ノ金額ノ處分如何

登記問題 (豫定時間十分)

記

一、理事甲ハ九月十六日ニ死亡セル旨其ノ家族ヨリ九月二十日ニ組合ヘ届出テタルヲ以テ組合ニ於テハ初メテ其ノ死亡セルコトヲ知レリ此ノ場合登記届出期間タル「二週間内」ノ記算日ハ右兩日中ノ何レナリヤ

二、左ノ場合ニ於テ各理事ノ改選日ニ最モ近キ就任シ得ヘキ日ヲ問フ

理事	任期満了月日	改選月日	改選ノ日ニ最モ近キ就任シ得ヘキ月日
甲	一月十日	同月十日	月 日
乙	一月五日	同月十日	月 日
丙	一月十五日	同月十日	月 日

三、理事數人アルモ代表者タル組合長カ他出不在中ニ登記事項發生セリ然ルニ組合長ノ歸宅ヲ待ツテ同人ヨリ届出テムニハ期限經過ノ虞アリ此ノ場合ノ處置如何

速算 (豫定時間五分)

一、速算三回

以上

入賞者

一等賞

南河内郡 有、三日市信用購買利用組合 書記 小谷豊作

二等賞

泉北郡 有、踞尾信用販賣購買利用組合 書記 永井一郎

南河内郡 有、千代田信用購買販賣利用組合 同 杉村敏夫

三等賞

南河内郡 有、河南信用購買販賣利用組合 理事 森本武治郎

事業

四四五



三島郡 有、磐手信用購買販賣組合 書記 日下部幾太郎  
 大阪市 有、愛隣信用組合 同 鶴飼貫三郎  
 三島郡 有、大冠信用購買組合 同 段野信雄  
 泉南郡 有、南中通信用購買組合 同 福井秀一

第三回事務競技會

昭和三年十月十七日府立實業會館に於て開催した。府下各組合よりの参加申込者八十餘名に達し當日参加者五十名にして、午前十時開會、讀上算、獨算、簿記、法規、登記の全部を終了したのが午後零時十五分であつた。

當日は産業組合中央金庫、各郡部會長、組合長等の參觀者六十名に達し、回を重ねる毎に倍々緊張し、頗る盛會を極めた。晝食後は別項の如く産業組合辯論大會を開催し、午後四時終了した。

答案是審査員に於て厳正に審査の上、次回府下産業組合大會の席上に於て褒賞を授與するこゝに、した。當日の問題左の通りである。

第三回事業競技會提出問題

(1) 獨算問題 (豫定時間三十分間)

次ノ貯金ニ付本年五月三十一日迄ノ利息ヲ計算スヘシ

注意 一、前入後落ノコト  
 二、日歩九厘ノコト

年月日	受入	拂戻	残高	日數	積數
3/1 10	円 3.50	円	円 3.50		
" 13	24.95		28.45		
" 24	135.83		164.28		
2 17	12.63		176.91		
" 18		20.00	156.91		
" 29	14.63		171.54		
3 9	230.67		402.21		
" 14	8.35		410.56		
" 16		150.00	260.56		
" 20	52.29		312.85		
" 22	14.60		327.45		
4 5		45.50	281.95		
" 14	17.25		299.20		
" 18	33.23		332.43		
" 19		265.82	66.61		
" 25		50.00	16.61		
5 7	146.21		162.82		
" 10	23.65		186.47		
" 16	73.16		259.63		
" 19	1,015.18		1,274.81		
計					

事

業

四四七



(2) 簿記問題 (豫定時間一時間)

一、左記例題ニ依リ十月十七日取引終了後ニ於ケル試算表ヲ求ム  
 (日記帳、元帳ノ作成ハ隨意ナルモ提出ニ及ハス)

例題

一、昭和三年十月十六日現在試算表

貸	科目	金額	借	科目	金額
	拂込未済出資金	一四、三三五、一五		出資金	四五、〇〇〇、〇〇
	預金	一四、〇〇〇、〇〇		準備金	三、一六三、五二
	當座預金	三、五五〇、二九		普通貯金	三〇、七一三、四八
	備品	二二〇、一八		定期貯金	七一、二一九、〇〇
	有價証券	三、〇五五、〇〇		當座貯金	三、二三三、四六
	貸付金	一一三、八九六、〇〇		貸付金利息	四〇二、五三
	購買品	二、四三七、四九		預金利息	一一八、一六
	未收購買品代	五二七、一八			
	貯金利息	三二二、一六			
	合計	一五三、八五〇、一五		合計	一五三、八五〇、一五

貸	科目	金額	借	科目	金額
	會議費	一一四、五九			
	消耗品費	二一、一六			
	現金	一、三七〇、九五			
	合計	一五三、八五〇、一五		合計	一五三、八五〇、一五

二、十月十七日ノ取引左ノ如シ

- 一、山中鹿吉ヨリ貸付金一千五百圓及利息金六十圓ヲ現金收入ス
- 二、深田耕作ノ當座貯金五百圓ヲ定期貯金ニ振替ヲ爲ス
- 三、木村三郎ニ大豆粕二十枚ヲ二圓六十錢替ニテ賣却シ同人振出組合宛小切手ヲ受入ル
- 四、大道真治ノ定期貯金五千圓也満期拂戻ノ爲大阪銀行宛小切手第三十號ヲ振出シ同時ニ利息金百二十五圓ヲ現金ニテ支拂フ  
 (大阪銀行當座預金現在高三千五百五十圓二十九錢、借越極度二萬圓也)
- 五、深田耕作ニ大豆粕十五枚ヲ二圓六十錢ニテ掛賣ス
- 六、木村印刷店ニ傳票其ノ他用紙代金十三圓六十八錢ヲ現金拂ス
- 七、五分利公債證書額面一千圓券一枚(此ノ帳簿上價格金八百八十圓)償還ヲ受ケ現金ヲ受入ル
- 八、田中金市ヨリ大豆粕掛賣代金八十三圓六十三錢ヲ現金收入ス
- 九、川中松吉ニ普通貯金二百十六圓十八錢ヲ拂戻シ同人ニ對スル大豆粕掛賣代金百六十圓十八錢ヲ差引殘金ヲ現金ニテ支拂フ

事業



産業組合中央會大阪支會狀況

四五〇

- 一〇、小畑定十二金三百五十圓ヲ貸付ク
- 一一、浪速商店ヨリ大豆粕五百枚ヲ二圓二十錢替ニテ買入レ代金ノ内金一千圓ヲ現金ニテ支拂ヒ殘額ヲ掛トス
- 一二、郵便切手代金十二圓五十八錢ヲ現金拂ヒス
- 一三、南善之助ニ金六百八十圓、北村三吉ニ金百二十圓ヲ貸付ク
- 一四、南善之助ノ普通貯金百十二圓五十四錢ヲ拂戻ス
- 一五、小川岩藏ヨリ北村三吉振出シ本組合宛小切手金三十圓及現金二十圓トヲ受入レ同人ノ當座貯金ニ繰入ル

以 上

(3) 法 規 問 題

(豫定時間十五分間)

- 一、總會ニ於テ某組合員ヲ除名セムトスル場合其ノ組合員ニ對シ該總會ノ召集狀ヲ發スヘキモノナリヤ否ヤ
- 二、定款ニ「準備金ノ額ハ出資總額ト同額トス」トノ規定アル甲組合力積立タル準備金力出資總額ト同額タル金一萬圓ニ達セリ其ノ後加入金及増口金ヲ徴シタル場合此ノ加入金並増口金ヲ如何ニ取扱フヲ適法ト爲スヤ
- 三、理事ハ其ノ組合ノ出資證券ヲ擔保トシテ貸付ヲ爲シ差支ナキヤ
- 四、監事力組合ヲ代表シテ組合員ノ葬儀ニ列スルハ違法ナリヤ
- 五、組合ノ理事ハ組合員ニ非サル組合ノ債權者ニ對シ定款及總會ノ決議録ノ閱覽ヲ拒ムコトヲ得ルヤ

以 上

(4) 登 記 問 題

(豫定時間十五分間)

- 一、甲理事ハ相續ニ因リテ其ノ住所ノ地番ニ左ノ通變更ヲ生セリ右ハ其ノ變更ノ届出ヲ要セサルモノナリヤ  
舊住所 大阪市東區大手前町百番屋敷  
新住所 大阪市東區大手前町千番地
- 二、理事ノ退任届書ニ添付スヘキ書類ヲ記セ
- 三、組合長理事甲ハ組合長ノ職ヲ辭セリ此ノ場合變更登記ノ手續ヲ要スルヤ  
以 上

尙當日の事務競技會に關する注意事項は大要左記の様なものであつた。

第三回産業組合事務競技會要項

一、日時、場所

一、昭和三年十月十七日

(午前九時開始  
正午終了)

事 業

四五二



産業組合中央會大阪支會狀況

四五二

二、大阪市東區内本町二丁目府立實業會館（但シ參加者多數ノ場合ハ變更スルコトアルヘシ）

二、競技科目

- 一、産業組合簿記
- 二、産業組合法規
- 三、産業組合登記
- 四、速算

右四科目ニ付各問題ヲ提出シテ其ノ答案ヲ求ム但速算ハ讀上算及獨算トス

三、參加者資格

現ニ産業組合ノ事務ニ従事スル役職員

四、審査

- 一、答案審査ノ結果成績優良ナル者ニハ會長ヨリ賞狀及賞品ヲ授ク
- 一等賞 一名
- 二等賞 二名
- 三等賞 五名
- 二、等級ハ全科目ヲ通シ得點多キ者ヨリ定メ同點者ハ答案提出早キ者ヲ上位トス
- 三、審査ハ會長ヨリ囑託セル審査員數名立會ノ上之ヲ行フ
- 五、其他

一、參加者ハ昭和三年九月二十日迄ニ其ノ職氏名ヲ本會ニ通知スル事

二、參加者ハ當日定刻前ニ會場受付ニ出席ノ旨申出競技番號ヲ受取ルコト

注意

一、黒インキ、ペン、算盤ヲ持參ノコト

ロ、辯論大會

産業組合事務競技會を開催することに既に三回に及び、其の成績極めて良好であつて、能率増進上、優秀の結果を収めたるに鑑み、支會は更に昭和三年度に於ける第三回事務競技會後、引續き左記規程に基き、全國に於て未だ類例を見ざる産業組合辯論大會を開催し、事務能力の増進を併せて、組合精神普及に必要な辯論能力及智的修練に努め、何れも斯業に關する經驗を抱負を叫び、聽衆百八十餘名は頗る緊張し、特に出演者の眞摯なる態度言論は敬意を表すべきものが多かつた。

終了後聽衆の嚴正なる投票の結果、最高點より順次五名を採用し入賞者ご定め、特に大阪毎日新聞社及大阪朝日新聞社より寄贈の優勝メダルを當日の賞として支會長より授與し、支會賞は次回府下産業組合大會の席上に於て授與することとし、午後四時盛況を以て終了した。

演題及出演者並入賞者は左の如くである。



産業組合中央會大阪支會狀況

演 題

産業組合精神の普及  
 産業組合の自立に就て  
 我等の叫び  
 農村救済に就ての一考察  
 産業組合の使命  
 産業組合員に對する所懐  
 信用組合發達の道  
 昭和時代の産業組合經營  
 御大典と産業組合に就て  
 産業組合の現状と吾等の覺悟  
 産業組合制度の改善に就て  
 産業組合に於ける爲替業務の必要に就て  
 産業組合に就て  
 信用組合經營に就て  
 組合精神の倫理化

組 合 名

細川信用組合(豊能)  
 愛隣信用組合(大阪)  
 踞尾信販購利組合(泉北)  
 駒ヶ谷信購組合(南河内)  
 水室信購販利組合(北河内)  
 細川信用組合(豊能)  
 大阪府産業信用組合(大阪)  
 佛並信購組合(泉北)  
 茨木信用組合(三島)  
 喜志信購販利組合(南河内)  
 大阪厚生信用組合(大阪)  
 河南信販購利組合(南河内)  
 豊津信購組合(豊能)  
 富田信用組合(三島)  
 愛隣信用組合(大阪)

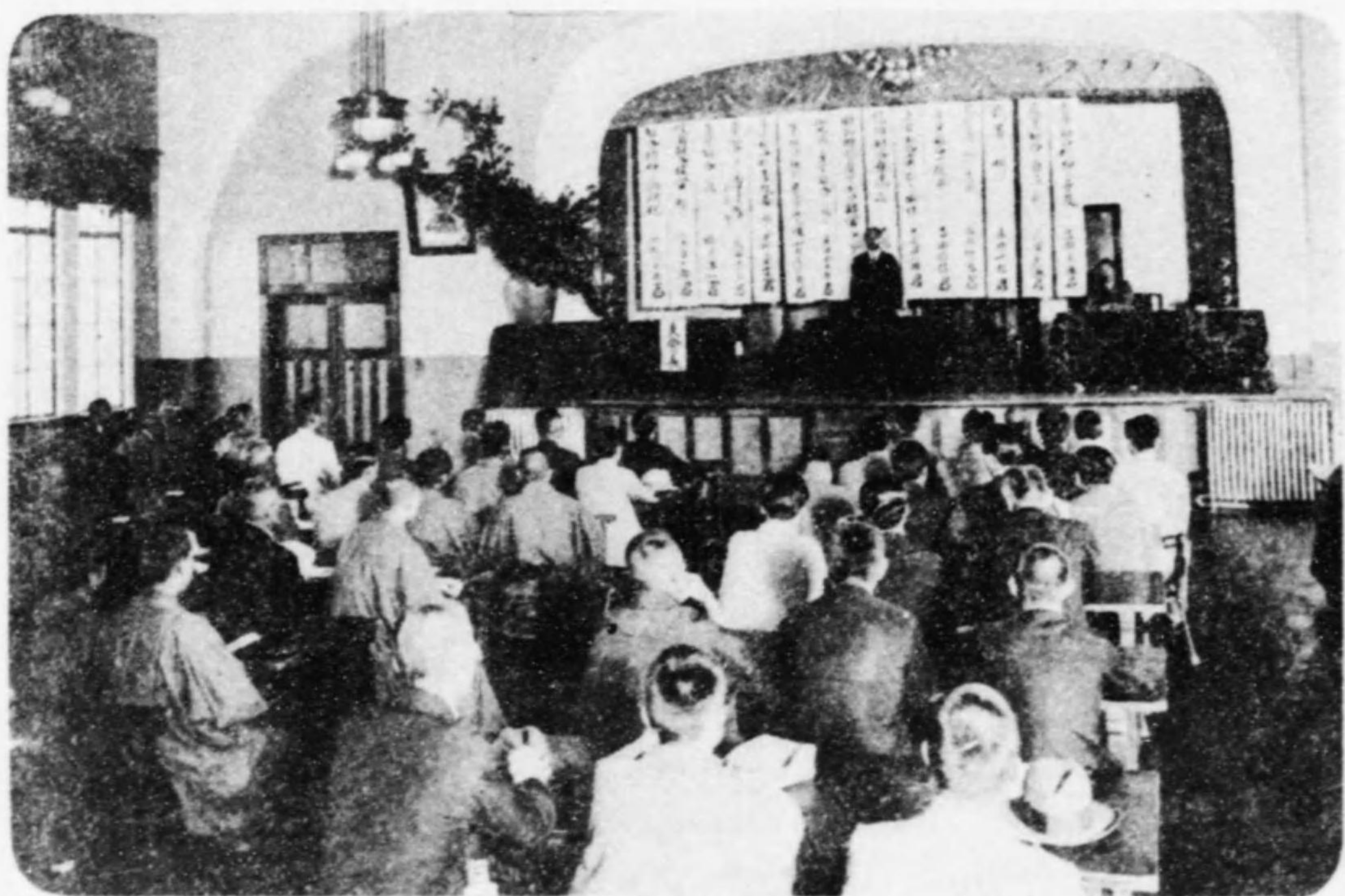
四五四

出 演 者

吉岡重治  
 長澤薰治  
 永井一郎  
 麻野竹治(三等)  
 吉田昭信  
 九鬼兵一郎  
 大島新一(三等)  
 中谷久次郎  
 茨田金次郎  
 榑原藤三郎(二等)  
 中村臺吉  
 置田忠義  
 櫻井治一(二等)  
 小方章太郎  
 川村惣太郎

産業組合辯論會規程

- 第一條 産業組合ノ趣旨ヲ宣揚シ之カ改善發達ノ資ニ供スル爲メ産業組合辯論會ヲ開催ス
- 第二條 本會ノ選手並參會者ハ産業組合ノ現役職員ニ限ル
- 第三條 講演ノ内容ハ産業組合ニ關スル事項ニ限リ一選手ノ講演時間ハ十分間以内トス
- 第四條 選手ハ講演中途ト雖前項時限ノ合圖ト共ニ中止降壇スルモノトス
- 第五條 講演ハ一選手一回トシ選手十五人ヲ定員トス
- 第六條 各選手出演ノ順番ハ本會ニ於テ九月二十日迄ニ演題、役職氏名ヲ郡ニ在リテハ郡都會ヲ經由シ市ニ在リテハ直接本會ニ申込ムモノトス



産業組合辯論會の状況

\*

- 第七條 本會ニ審査員若干名ヲ置キ會長之ヲ囑託ス
- 第八條 審査員ハ審査會ヲ開キ投票ヲ審査ス
- 第九條 得票同數ノ場合ニ於ケル入賞ノ順位ハ審査會ノ定ムル所ニ依ル
- 第十條 選手タラムトスル者ハ
- 第十一條 會ニ於テ係員立會ノ上抽籤ニ依リテ之ヲ定ム
- 第十二條 選手ノ講演ニ對シテハ參會者ノ投票ニ依リ得票ノ多數ナル者ヨリ左ノ通り授賞ス
- 第十三條 一等賞 一名
- 第十四條 二等賞 一名
- 第十五條 三等賞 二名

事 業

四五五



産業組合中央會大阪支會狀況

四五六

第九條 前條申込ノ數カ選手定員ヲ超過スル場合ハ申込ノ人員ニ應シ選手ノ數ヲ定メ郡ニ在リテハ郡部會ニ於テ、市ニ在リテハ本會ニ於テ申込者ト協議ノ上選手ヲ決定スルモノトス

第十條 參會者ハ講演中ニ拍手又ハ發言シ若ハ講演ヲ聲援又ハ妨害スル行爲ヲ爲スコトヲ得ス選手降壇ノ場合亦同シ

實地指導

産業組合の内容の充實を圖り、且つ其の活動を促すべく、實地指導及講話を行つたもの左の如くである。

年 度 別	日 數	組合數
明治四十一年度	六	六
同 四十二年度	一八	一八
同 四十三年度	六	二
同 四十四年度	三七	三八
大 正 元 年 度	四三	四三
同 二 年 度	二一	一六
同 三 年 度	五六	五〇
同 四 年 度	六一	四九

年 度	日 數	組合數
同 五 年 度	四七	四五
同 六 年 度	一〇二	九七
同 七 年 度	一三〇	一二〇
同 八 年 度	一二八	一二〇
同 九 年 度	一四二	一三五
同 十 年 度	一三七	一二一
同 十一年度	一〇五	八二
同 十二年度	九四	七一
同 十三年度	六一	三一
同 十四年度	一〇一	六九
昭 和 元 年 度	七三	六二
同 二 年 度	五一	三六

印刷物配布

事 業

四五七







名	稱	事務所	設立年月日	表彰年月日
有限責任芥川信用購買組合	三島郡芥川村大字芥川二八〇		明治三十九年二月十日	大正五年三月十五日
無限責任田尻信用組合	豊能郡田尻村大字下田尻一三〇ノ一		明治四十年八月二十七日	同
有限責任川北信用購買組合	大阪市西淀川区出来島町五四一ノ一六		明治四十三年三月十九日	同
同	玉櫛信用購買組合	三島郡玉櫛村大字水尾二八〇	明治三十九年二月十四日	同
無限責任曙川信用購買組合	中河内郡曙川村大字八尾木七六八		明治四十年十一月二十九日	同
同	枳根莊信用組合	豊能郡枳根莊村大字森上一〇〇	明治四十二年五月五日	同
有限責任見山信用組合	三島郡見山村大字下音羽三八四		明治四十一年十月十四日	同
保證責任島本信用購買組合	三島郡島本村大字廣瀬八八一		大正元年八月三十一日	同
無限責任細河信用組合	豊能郡細河村大字中川原三三四ノ一		明治四十四年十一月廿九日	同
同	佛並信用購買組合	泉北郡横山村大字佛並六九九	明治四十三年六月二十二日	同
有限責任道明寺信用購買組合	南河内郡道明寺村字林四二五		明治四十五年三月二十二日	同
同	三日市信用購買組合	南河内郡三日市村字三日市一、〇六六	大正元年九月二十七日	同
同	阪堺薰香原料購買組合	大阪市東區南本町四丁目五五	明治三十七年五月二十八日	同
同	茨木信用組合	三島郡茨木町大字茨木一、四七五ノ一	大正元年九月二十七日	同
無限責任日根野信用購買組合	泉南郡日根野村大字日根野二、六三四		大正二年九月十九日	同

同 止々呂美信用購買組合 豊能郡止々呂美村字下止々呂美九六五 明治四十一年九月二十八日 同

口、役職員表彰

産業組合、同聯合會の普及發達に力を竭し、又は經營事務に盡瘁し、其の功績特に顯著にして他の模範とすべきものを表彰せること左の如くである。

表彰年月日	郡市別	組合名稱	職名	氏名
大正十四年十一月八日	三島郡	有、茨木信用組合	理事	野村吉之助
同	豊能郡	無、細河信用組合	同	福井熊三郎
同	同	無、東郷信用購買販賣組合	同	廣畑孝次郎
同	南河内郡	無、平尾信用購買組合	同	奥野伊三郎
同	中河内郡	有、久寶寺信用購買販賣組合	同	高田仁兵衛
同	泉北郡	有、曙尾信用購買販賣利用組合	同	藤井芳太郎
同	北河内郡	保、氷室信用購買販賣利用組合	同	重村太右衛門
同	三島郡	有、見山信用購買組合	書記	東野勇三郎
同	南河内郡	無、高向信用購買利用組合	同	中谷善之助
同	泉南郡	有、木島信用購買販賣利用組合	同	藪本彌太郎



同	北河内郡	保、氷室信用購買販賣利用組合	同	重村清太郎
昭和二 年三月五日	三島郡	保、島本信用購買販賣組合	理事	山本定治郎
同	豊能郡	無、止々美信用購買組合	同	川上幾近
同	泉南郡	有、深日信用購買組合	同	川島直次郎
同	泉北郡	有、北上神信用購買組合	同	大仲政治
同	南河内郡	無、千早信用購買販賣利用組合	同	杉田密治
同	中河内郡	有、長瀬信用購買販賣利用組合	同	義之末三郎
同	北河内郡	有、磐船信用購買販賣利用組合	同	向井直勝
同	大阪市	有、大阪遞友購買組合	書記	橋田由松
同	三島郡	有、富田信用組合	同	中田源之助
同	豊能郡	無、田尻信用購買組合	同	下條定治
同	中河内郡	有、高安信用購買組合	同	清水駒吉
昭和三 年三月三日	豊能郡	豊能郡部會	理事	古田誠
同	泉南郡	泉南郡部會	幹事	森内清次
同	南河内郡	南河内郡部會	理事	西山爲次
同	三島郡	有、芥川信用購買販賣利用組合	同	久保松太郎

同	豊能郡	無、根根莊信用販賣購買組合	同	新谷寅之助
同	泉南郡	無、日根野信用購買利用組合	同	石原龜松
同	泉北郡	有、深井信用購買販賣利用組合	同	奥中徳三郎
同	南河内郡	有、駒ヶ谷信用購買組合	同	眞銅住太郎
同	中河内郡	有、高安信用購買組合	同	貴嶋和三治郎
同	堺市	保、堺信用組合	書記	石脇忠雄
同	豊能郡	無、東郷信用購買販賣組合	同	横川勇
同	南河内郡	有、加賀田信用購買組合	同	北井寛次郎

二、中央會表彰

イ、組合表彰

本府産業組合にして産業組合全國大會に於て、其の成績優良なるの故を以て産業組合中央會より表彰を受けたるもの左の通である。



被表彰年月日	組合名稱	所在地
明治四十二年四月八日	無、歌垣信田購買販賣利用組合	豊能郡歌垣村大字會垣九四二 (能勢電鐵終點ヨリ二里自動車ノ便アリ)
大正六年五月四日(特別表彰)	有、清水信用購買組合	三島郡清水村大字服部八〇三ノ一 (東海道線高槻驛ヨリ一里自動車ノ便アリ)
明治四十二年四月八日	同、如是信用購買組合	三島郡如是村大字東五百住七二一 (東海道線攝津富田驛ヨリ半里)
同 四十五年五月八日	無、西郷信用購買販賣組合	豊能郡西郷村大字宿野五五 (能勢電鐵山下驛ヨリ三里自動車ノ便アリ)
大正 二年五月 七日	有、長瀬信用購買販賣利用組合	中河内郡長瀬村大字北蛇草三九三 (大阪軌道長瀬停留所ヨリ五丁)
同 三年十一月 六日	同、高向信用購買利用組合	南河内郡高向村 (大阪鐵道長野驛ヨリ一里)
同 四年五月 五日	保、氷室信用購買販賣利用組合	北河内郡氷室村大字尊延寺一、五六六 (關西線津田驛ヨリ約一里)
同 五年五月 五日	有、芥川信用購買販賣利用組合	三島郡芥川村二八〇 (東海道線高槻驛ヨリ西北五丁)
同 六年五月 四日	無、田尻信用購買組合	豊能郡田尻村大字下田尻一三〇ノ一 (能勢電鐵終點ヨリ三里自動車ノ便アリ)
同 七年四月二十八日	無、根根莊信用購買販賣組合	三島郡玉櫛村大字水尾二八〇 (東海道線茨木驛ヨリ東南十丁餘)
同 八年四月二十六日	保、島本信用購買販賣利用組合	豊能郡根根莊村大字森上一〇〇 (能勢電鐵山下驛ヨリ三里自動車ノ便アリ)
同 九年四月二十五日	有、道明寺信用購買組合	三島郡島本村字廣瀬八八一 (東海道線山崎驛ヨリ西南五丁)

同 十年三月 七日	無、日根野信用購買利用組合	泉南郡日根野村大字日根野二、六三四 (南海鐵道佐野驛ヨリ西南一里自動車ノ便アリ)
同 十一年四月二十日	有、茨木信用組合	三島郡茨木町大字茨木一、四七五ノ一 (東海道線茨木驛ヨリ東五丁)
同 十二年四月二十五日	同、三日市信用購買利用組合	南河内郡三日市村大字三日市一、〇六六 (南海鐵道高野線三日市驛ヨリ北二丁)
同 十三年四月十四日	同、富田信用組合	三島郡見山村大字下音羽三八四 (東海道線茨木驛ヨリ北方三里自動車ノ便アリ)

ロ、支會役職員表彰

産業組合中央會大阪支會役職員にして、多年産業組合の普及發達に盡瘁し、其の功勞顯著なるの故を以て、産業組合全國大會に於て、中央會功勞章を授與せられたるもの左の如くである。

表彰年月日	功勞章	職	氏名
大正四年五月 四日	綠綬功勞章	大阪支會理事	高 落 松 男
同	同	同	富 岡 治 郎
同 七年 四月 二十七日	同	同	外 山 親 三
同	同	同	古 田 誠
同	同	同	増 田 鐵 藏



昭和二年十月一日 同  
同 三年四月二十六日 同

同 同

重村 太右衛門  
上田 忠次

經營資料展覽會

昭和二年三月五日より二日間、府立實業會館に於て、第二回府下産業組合大會開催を機會として、産業組合經營上に關する諸材料を、府下各組合、郡部會、及聯合會より蒐集するに共に、廣く他府縣支會を勧誘し、之等の出品點數實に六百五十六點に達し、參觀者の如きも兩日を通じ約二千名に達するの盛況を呈し、採長補短相互に經營上裨益せしもの頗る多く、本會主催最初の試みとして、極めて盛會裡に終了した。其の狀況掲ぐれば次の通である。

出品者及點數

イ、他府縣支會

産業組合中央會	六四點
東京府	六
京都府	三一
兵庫縣	一三
埼玉縣	四
栃木縣	七
山梨縣	七
茨城縣	一
福島縣	二
新潟縣	六

群馬縣	三	石川縣	三
千葉縣	一	岐阜縣	二
岩手縣	四	富山縣	六
長野縣	三七	島根縣	三
三重縣	三	鳥取縣	一
和歌山縣	一三	廣島縣	六
香川縣	一	山口縣	二
徳島縣	二	佐賀縣	一
長崎縣	四	鹿兒島縣	九
口、管内			
大阪府及支會	一七	聯合會	五
大阪市	二二	三島郡	三七
堺市	二	豊能郡	三二
泉南郡	一四	泉北郡	五四
南河内郡	一三三	中河内郡	三二
北河内郡	二		



造幣局

五

大阪市立衛生試驗場

二五

大原社會問題研究所

五

尙右出品は事業成績表、ポスター、パンフレット、累年統計表、各種宣傳用扇子、手拭、寫眞、取扱物品、漫講、事務用諸帳簿傳票、各種貯金通帳及證書類、諸規程類であつて、各部門に分ち陳列し、比較對照するに便利の方法を講じた。

展覽會規則左の如くである。

産業組合資料展覽會規則

- 第一條 本會ハ産業組合ニ關スル諸般ノ資料ヲ陳列シ組合相互ノ參考ニ資セシムルヲ以テ目的トス
- 第二條 本會ハ昭和二年三月五日ヨリ同月六日迄大阪市ニ於テ開催ス
- 第三條 出品物ノ種類左ノ如シ
  - 一、組合事務及勤儉貯蓄獎勵ニ關スル計畫施設
  - 二、貯金獎勵ニ關スル宣傳ビラ、標語、印刷物、貯金通帳、貯金證書、貯金箱
  - 三、販賣組合ノ見本品、商標又ハ廣告用印刷物
  - 四、購買組合ノ店舗及加工設備ノ寫眞、取扱物品ノ見本
  - 五、利用組合ノ模型又ハ寫眞及利用方法

六、組合員ノ訓育指導ニ關スル宣傳ビラ、標語、又ハ印刷物

七、農業倉庫ニ關スル諸印刷物

八、組合事務所ノ設計圖又ハ寫眞

九、産業組合記念日ニ於ケル諸般ノ施設

一〇、其他産業組合及農業倉庫業ニ關シ參考トナルヘキ資料

第四條 資料出品希望者ハ左記様式ニ依リ出品目錄書ヲ大正十六年一月末日迄ニ大阪市大手前町大阪府廳商務課内産業組合中央會

大阪支會ニ差出スヘシ

第五條 出品資料ハ大正十六年二月二十日迄ニ到着スル様産業組合中央會大阪支會中へ送付スヘシ但送料ハ出品者ノ負擔トス

第六條 出品資料ハ展覽會終了後産業組合中央會大阪支會ニ保存シ會員ノ參考資料ト爲ス但シ返送ヲ要スルモノハ其ノ旨出品目錄ニ記載スヘシ

産業組合資料展覽會出品目錄

品名	數量	備考
		寄付又ハ返送ヲ要スル旨記載スルコト



### 記念貯金獎勵

一、大正十三年一月より、支會は府に提携し、御成婚を記念する爲め目的貯金を獎勵し、通帳の共同印刷を爲し、更に同年九月政府の勤儉獎勵の主旨に基き、一口に付月掛五十錢宛、五ヶ年満期の勤儉義務貯金を獎勵し、貯金證書及臺帳を共同印刷して配布したが其の印刷證書部数は、一萬七千枚の多きに及んだ。爾來府下産業組合の貯金中の主要なるものになつた。

尙本會より各組合に對し、貯金獎勵の徹底を圖る爲めの通達、並に當時定めた勤儉義務貯金規程は左の通である。

#### 貯金獎勵ノ件

#### 産業組合中央會大阪支會

- 一、現下ノ經濟的國難ニ際シ政府獎勵ノ趣旨ニ從ヒ府下ノ産業組合ニ對シ極力貯金ノ獎勵ヲ爲シ組合員及其ノ家族ノ貯金ノ増加ヲ圖ルト共ニ組合資金ノ充實ヲ圖ルコト
- 二、右貯金ノ獎勵ハ組合員ノ他ニ預入セル貯金ハナルヘク自己ノ組合ニ預入レシムルコトヲ勸奨スルト共ニ大體左記方法ニ依リ組合員及其ノ家族ニ義務的ノ月掛貯金ヲ實行セシムルコト
- (イ)「勤儉義務貯金」ト稱シ金額ハ必シモ多キヲ望マサルモ組合員全體ニ普及セシメ各貯金者ニ此ノ貯金ヲ爲スコトニ依リテ

消費節約勤勉力行ニ對スル月々ノ緊張味ヲ感セシメ且ツ不知不識ノ間ニ零碎ナル餘資ヲ積マシメ貯金ノ趣味ヲ感セシムルコトヲ以テ主眼トス

- (ロ) 本貯金ノ方法ハ別紙規程ノ通りトス
- (ハ) 本貯金ノ證券、臺帳ハ支會ニ於テ考案共同印刷シテ組合ノ要求ニ應スルコト
- (ニ) 現ニ之ニ類セル月掛貯金ヲ爲セル組合ニ對シテハ此ノ際一層其ノ貯金ノ増加ヲ勸奨スルコト
- 三、貯金獎勵ノ爲宣傳用ノポスター二千枚及印刷物一萬枚ヲ印刷シテ無償交付スルコト
- 四、十月中ニ各郡市毎ニ産業組合長會ヲ開キ本會ヨリモ役員ヲ派遣シ實行方法ノ協議及宣傳ニ努ムルコト
- 五、組合ノ要求ニ應シ講師ヲ派遣シ又ハ活動寫眞班ヲ派遣シ宣傳ニ努ムルコト

#### 勤儉義務貯金規程

- 第一條 本貯金ハ組合員及其ノ家庭ニ消費節約及勤勉力行ノ趣旨ヲ服膺シテ義務的ニ日常ノ餘資ヲ蓄積セシムルコトヲ以テ目的トス
- 第二條 本貯金ハ一箇月ニ付一口金五十錢宛預ケ入レ五箇年ヲ以テ満期トシ之ニ對シ満期ノ翌月金三十五圓ヲ拂戻スモノトス  
本貯金ノ契約ハ一口以上其ノ倍數ヲ以テス
- 第三條 本貯金ハ何時ニテモ開始スルコトヲ得  
本貯金ヲ開始セムトスル者ハ申込書ニ第一回預入金ヲ添ヘ印鑑持參ノ上申込ムヘシ
- 第四條 毎月預ケ入レノ期日ハ其ノ月二十日限リトス但シ預ケ入期日遅レタル場合ハ一口一箇月ニ付金一錢ノ過意金ヲ徴收ス



前項ノ過怠金ヲ支拂ハサル者ニハ延滞日數丈ケ満期日ヲ延期スルモノトス

第五條 本貯金ハ不時ノ災厄又ハ死亡轉住其他特別ノ事情アル場合ノ外拂戻シ又ハ解約ヲ申込ムコトヲ得ス

第六條 預ケ入金カ延滞シテ三箇月以上トナリタル場合ハ契約中止ト看做シ満期日ニ至リ既ニ預入金高ノミヲ拂戻スモノトス但シ

前條ノ場合ニ於テハ普通貯金ノ利子ヲ附スルモノトス

第七條 預ケ入金ヲ受取タルトキハ貯金證券ノ當該月ノ欄ニ集金人又ハ理事捺印シテ其ノ證トス

第八條 貯金拂戻ノ場合ニ於テハ貯金證券ノ領收欄ニ豫テ届出テアル印鑑ヲ押捺セシメテ受取ノ證トス

印鑑紛失改印又ハ住所移轉ノ場合ハ滞滞ナク届出ツルコトヲ要ス

第九條 本貯金證券紛失ノ場合ニ於テハ直ニ届出テ相當ノ手續ヲ了セシメタル上代證券ヲ交附ス

第八條第二項及前項ノ届出以前ニ起リタル損害ハ當組合ニ於テ其ノ責ニ任セサルモノトス

第十條 本組合ハ本貯金ノ利子支拂ニ充ツル爲メ毎年度末ニ於テ利息支拂準備金ノ積立ヲ爲ス

第十一條 本組合ハ本貯金獎勵ノ爲メ毎年度末ニ前條利息支拂準備金ノ高ノ一割以上ノ獎勵金ヲ支出シ之ヲ前條利息支拂金ニ繰入

ル、モノトス

第四條ノ過怠金ハ利息支拂備金ニ繰入ル、モノトス

第十二條 本貯金ノ預入レヲ了シタル者ニ對シテハ満期拂戻ノ際ニ至リ利息支拂備金ヨリ利息ヲ支拂ヒタル殘額中ヨリ抽籤ノ方法

ニ依リ獎勵金ヲ交附ス

獎勵金ノ割當テ及抽籤方法等ニ關シテハ理事會ニ於テ之ヲ定ム

第十三條 本貯金ノ預リ高總額ノ三分ノ一以上ハ大阪府信用組合聯合會ヘ定期貯金トシテ預入ル、モノトス

前項ノ金額ハ毎年六月末及十二月末現在ノ貯金高ニ依リテ之ヲ定ム

### 産業組合記念日宣傳

産業組合法發布以來滿二十五週年に相當せる、大正十五年三月六日、全國的に産業組合主旨を高唱宣傳する爲め、支會は産業組合中央會ニ相呼應して宣傳を行ひ、爾後毎年之を實行することに、した。即ち左の通である。

第一回、大正十五年三月六日

(イ) ラジオ放送 (大阪放送局)

産業組合に就て (講演)

大阪府内務部長  
支會副會長

吉村哲三氏

産業組合理想と社會生活 (講演)

大阪高等商業學校  
教授

村本福松氏

産業組合惠の露 (浪花節)

京山孤舟氏

(ロ) 宣傳ビラ配布

三月五、六の兩日大阪府市街地信用組合協會主催、本會後援の下に、組合主旨宣傳ビラ約八萬枚を、自動車を以て全市に配布した。



第二回、昭和二年三月六日

(イ) ラジオ放送 (大阪中央放送局)

民衆生活と産業組合 (講演)

支會副會長 片岡安氏

産業組合の精神 (講演)

大阪高等商業學校 教授 松岡壽氏

(ロ) 宣傳小旗配布

三月五、六の兩日、支會及大阪府市街地信用組合協會は、産業組合宣傳標語入小旗九千本を、大阪市、堺市、岸和田市に配布した。

第三回、昭和三年三月六日

ラジオ放送 (大阪放送局)

産業組合と其の金融 (講演)

産業組合中央金庫 大阪支所長 加藤正美氏

郡部會補助

各郡市に於ける産業組合相互間の連絡を圖り、併せて支會及府と提携して、指導督勵上遺憾なきを期せむが爲めに郡市部會の設置を奨勵し、年々多少の補助金を交付して其の活動を圖つて來た。既設郡市部會並補助せし部會名左の如くである。

一、郡市部會設置

設立年月日	部會
明治四十一年十二月二十五日	豊能郡部會
同 四十二年六月二十八日	中河内郡部會
大正三年七月三十日	西成郡部會 (大阪市區改正に伴ひ廢止)
同 五年十月十九日	南河内郡部會
同 七年十一月十八日	泉南郡部會
同 八年二月三日	三島郡部會
同 年四月一日	泉北郡部會
同 年五月六日	北河内郡部會

事業



同 十四年十一月

大阪府市街地信用組合協會

二、補助金交付

年度別	部會	名
明治四十四年度	豐能郡、中河内郡部會	
大正元年度	同	
同 二年度	同	
同 三年度	中河内郡、西成郡部會	
同 四年度	西成郡部會	
同 五年度	西成郡、南河内郡、中河内郡部會	
同 六年度	西成郡、豐能郡、南河内郡、中河内郡部會	
同 七年度	西成郡、豐能郡、泉南郡、南河内郡、中河内郡部會	
同 八年度	西成郡、三島郡、豐能郡、泉南郡、泉北郡、南河内郡、中河内郡、北河内郡部會	
同 九年度	三島郡、豐能郡、泉南郡、泉北郡、南河内郡、中河内郡、北河内郡部會	
同 十年度	同	
同 十一年度	同	
同 十二年度	西成郡、三島郡、豐能郡、南河内郡、泉南郡、泉北郡、中河内郡、北河内郡部會	

同 十三年度	同
同 十四年度	三島郡、豐能郡、泉南郡、泉北郡、南河内郡、中河内郡、北河内郡部會
昭和元年度	市街地信用組合協會
同 二年度	三島郡、豐能郡、北河内郡、中河内郡、南河内郡、泉南郡、泉北郡部會

視察員派遣

組合經營者をして成績良好なる組合を視察せしめ、採長補短以て組合の經營に資せんが爲め、視察員を派遣せしこ  
こ左の如くである。

年度別	視察府縣	視察員數
明治四十一年	京都府、兵庫縣、管内	八
同 四十三年	管内	六
同 四十四年	京都府、兵庫縣、管内	六
大正元 年	管内	一
同 二 年	新潟縣、愛知縣	二
同 三 年	廣島縣	一



同	同	同
同 四年	東京府、愛知縣	二
同 五年	新潟縣	二
同 六年	滋賀縣	二

産業組合長期講習生推薦

産業組合の發達を期せむせば、之れが指導監督の任に衝るべき適材を得るの要ありと認め、本會は産業組合中央會主催、産業組合長期講習會講習生として、是迄左の通り推薦して來た。

職名	氏名	推薦年月日
三島郡技手	上田 忠次	大正七年九月十日
支會主事補	川ノ上 一雄	同 九年九月十日
大阪府産業組合主事補	植木 貞一	同 十一年九月十日
元大阪府信用組合聯合會書記	田中 馨	同 十四年九月十日
大阪府中河内郡産業主事補	山路 輝造	同 十四年九月十日
大阪府農林主事補	西野 甚藏	同 十四年九月十日
同	前田 英太郎	昭和二年九月十日

經 費

産業組合中央會大阪支會經費收支決算累年比較表

一、收 入 其一、 (昭和三年度ハ豫算額トス)

年 度	第一款 會費	第一項 負擔金	第二款 補助金	第一項 中央會補助金	第二項 大阪府補助金	第三款 交附金	第一項 基本金利息交附金	第二項 指定事業交附金	第三項 仲介事業交附金
明治四十一年度	三、八〇〇	三、八〇〇	五、〇〇〇	五、〇七〇	—	三、〇〇〇	三、〇〇〇	—	—
同 四十二年度	四〇、九〇〇	四〇、九〇〇	五、二、四〇〇	五、二、四八〇	—	三、〇〇〇	三、〇〇〇	—	—
同 四十三年度	五〇、四〇〇	五〇、四〇〇	二七、四〇〇	二七、四四〇	—	三、〇〇〇	三、〇〇〇	—	—
同 四十四年度	四〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	—	三、〇〇〇	三、〇〇〇	—	—
大正 元 年度	九、三三五	九、三三五	五、五、五〇〇	五、五、五〇〇	—	二、〇〇〇	二、〇〇〇	—	—
同 二 年度	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	五、四、九四〇	五、四、九四〇	—	一、八〇〇	一、八〇〇	—	—
同 三 年度	七、〇〇〇	七、〇〇〇	八、三、八〇〇	八、三、八〇〇	—	三、〇〇〇	三、〇〇〇	—	—
同 四 年度	六、五〇〇	六、五〇〇	八、〇、五〇〇	八、〇、五〇〇	—	一、九、〇〇〇	一、九、〇〇〇	—	—
同 五 年度	六、五〇〇	六、五〇〇	八、三、七〇〇	八、三、七〇〇	—	一、八、〇〇〇	一、八、〇〇〇	—	—



産業組合中央會大阪支會狀況

年度	雜收入	第一項雜收入	第五款繰越金	第一項繰越金	第六款納付金	第一項納付金	合計
同 六年度	九三,〇〇〇	八八,五〇〇	三六,五〇〇	八〇,〇〇〇	一八五,〇〇〇	一五〇,〇〇〇	三〇〇,〇〇〇
同 七年度	二五,一九〇〇	九四三,九三〇	四三,九三〇	九〇,〇〇〇	二五,一八〇	一五〇,〇〇〇	三〇〇,〇〇〇
同 八年度	三八四,九〇〇	一,一四一,四三〇	四,四三〇	一,〇〇〇,〇〇〇	四八,三三〇	四〇〇,〇〇〇	二五〇,〇〇〇
同 九年度	六八〇,六〇〇	一,一六二,四三〇	六二,四三〇	一,〇〇〇,〇〇〇	三五,八〇〇	一八二,〇〇〇	三〇〇,〇〇〇
同 十年度	七四六,三〇〇	一,五三〇,〇〇〇	四〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	四八,七三〇	四八,七三〇	三〇〇,〇〇〇
同 十一年度	八〇二,〇〇〇	一,五六〇,〇〇〇	四六〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	五〇,七六〇	五〇,七六〇	三〇〇,〇〇〇
同 十二年度	一,〇三七,〇〇〇	一,五三〇,〇〇〇	五三〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	四四,五四〇	四四,五四〇	三〇〇,〇〇〇
同 十三年度	二,八五〇,〇〇〇	一,五〇一,〇〇〇	五二〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	八七,五八〇	八七,五八〇	三〇〇,〇〇〇
同 十四年度	三,二八六,〇〇〇	一,五〇一,〇〇〇	五五〇,〇〇〇	九五〇,〇〇〇	六七,四三〇	六七,四三〇	三〇〇,〇〇〇
昭 和 元 年度	一〇,一四一,〇〇〇	一,五四四,〇〇〇	五九二,〇〇〇	九五〇,〇〇〇	五八,九〇〇	五八,九〇〇	三〇〇,〇〇〇
同 二 年度	五,三三二,〇〇〇	一,四四四,〇〇〇	四三四,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	六四,六三〇	六四,六三〇	三〇〇,〇〇〇
同 三 年度	五,三三〇,〇〇〇	一,六〇〇,〇〇〇	六〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	六〇,〇〇〇	六〇,〇〇〇	三〇〇,〇〇〇

四八〇

其二、

年度	科目	第四款雜收入	第一項雜收入	第五款繰越金	第一項繰越金	第六款納付金	第一項納付金	合計
同 明治 四十二年 度		一〇,七一〇	一〇,七一〇	四,一九〇	四,一九〇			三二四,〇七〇
同 明治 四十一年 度		一〇,七一〇	一〇,七一〇	四,一九〇	四,一九〇			三二四,〇七〇

經費

年度	第四款雜收入	第一項雜收入	第五款繰越金	第一項繰越金	第六款納付金	第一項納付金	合計
同 四十三 年度	一	一	五,七四〇	五,七四〇			三〇三,五八〇
同 四十四 年度	一	一	二九,七七五	二九,七七五			八〇,六五五
大 正 元 年度	一	一	八五,五五〇	八五,五五〇			九三,三八五
同 二 年度	一〇,七一〇	一〇,七一〇	四,一九〇	四,一九〇			八四九,〇四〇
同 三 年度	一三,二八〇	一三,二八〇	三,八九〇	三,八九〇			一,一四五,九七〇
同 四 年度	二七,八一〇	二七,八一〇	一四八,三六五	一四八,三六五			一,二七一,二五五
同 五 年度	一五,八〇〇	一五,八〇〇	二七,七三〇	二七,七三〇			三四九,七三〇
同 六 年度	三〇,〇七〇	三〇,〇七〇	八五,四〇〇	八五,四〇〇			一,三三二,九九〇
同 七 年度	九,七三〇	九,七三〇	一	一			一,四一〇,七三〇
同 八 年度	七九,三九〇	七九,三九〇	四七〇	四七〇			二,〇六四,三九〇
同 九 年度	一八二,一〇五	一八二,一〇五	一	一			二,二八〇,九二五
同 十 年度	一三三,一四〇	一三三,一四〇	四七,〇六〇	四七,〇六〇			二,四九五,二〇〇
同 十一年 度	一六六,〇四五	一六六,〇四五	二四,七六五	二四,七六五			二,六〇三,七五〇
同 十二年 度	一〇〇,〇一〇	一〇〇,〇一〇	二〇,五一五	二〇,五一五			二,八三三,〇七五
同 十三年 度	四三,三四〇	四三,三四〇	一四,〇三五	一四,〇三五			四,四六一,九五五
同 十四 年度	一三六,六三〇	一三六,六三〇	八四四,三〇〇	八四四,三〇〇	八,四〇〇	八,四〇〇	五,八三三,七〇〇
昭 和 元 年度	一〇〇,九三〇	一〇〇,九三〇	八二,五〇〇	八二,五〇〇			一,一九二五,三三〇
同 二 年度	一四七,四五〇	一四七,四五〇	六二五,六九〇	六二五,六九〇			七,五八三,七七〇
同 三 年度	一五〇,〇〇〇	一五〇,〇〇〇	五〇二,〇〇〇	五〇二,〇〇〇			七,六四二,〇〇〇

四八一



一、支 出

其一、

(昭和三年度ハ豫算額トス)

年 度	第一項	第二項	第三項	第四項	第五項	第六項	第七項	第八項
明治四十一年度	40,890	20,000	1,150	4,500	4,350	12,150	4,500	1,000
同 四十二年度	37,500	11,550	1,150	3,980	6,000	15,460	4,500	1,000
同 四十三年度	33,450	5,000	1,150	3,980	2,950	16,905	7,600	1,000
同 四十四年度	33,300	5,000	1,150	700	3,980	16,450	6,200	1,000
大正 元 年度	40,285	10,000	1,150	850	750	20,285	8,400	1,000
同 二 年度	45,270	5,000	1,150	1,150	3,300	19,550	17,400	1,000
同 三 年度	53,145	10,000	1,150	700	3,300	19,335	17,400	1,000
同 四 年度	79,035	11,700	1,150	1,150	2,700	33,265	66,000	1,000
同 五 年度	85,930	110,000	1,150	1,150	3,400	35,580	76,950	1,000
同 六 年度	75,990	40,000	1,150	3,800	2,400	24,520	18,000	1,000
同 七 年度	83,330	1,150	1,150	1,930	2,400	24,330	18,000	1,000
同 八 年度	1,156,995	1,150	1,150	2,715	5,900	76,235	148,640	1,000
同 九 年度	1,150,500	73,000	1,150	3,700	1,780	35,000	148,640	1,000
同 十 年度	1,156,675	114,000	1,150	3,400	3,000	8,970	394,000	1,000
同 十一年度	1,158,850	110,000	1,150	1,500	1,860	46,950	150,000	1,000

年 度	第一項	第二項	第三項	第四項	第五項	第六項	第七項	第八項
同 十二年度	1,158,400	1,150	1,150	3,410	4,200	15,000	150,000	39,400
同 十三年度	1,147,045	1,150	1,150	1,806	5,850	36,295	170,000	1,000
同 十四年度	644,800	1,150	1,150	1,930	1,700	41,600	100,000	1,000
昭 和 元 年度	1,124,780	1,150	1,150	2,260	1,700	105,900	99,500	1,000
同 二 年度	1,033,785	1,150	1,150	2,260	2,700	105,900	148,470	1,000
同 三 年度	1,160,000	1,150	1,150	2,850	2,700	94,765	148,470	1,000

其二、

年 度	第二項	第三項	第四項	第五項
明治四十一年度	6,350	1,150	1,150	4,050
同 四十二年度	7,300	1,150	1,150	5,000
同 四十三年度	33,000	1,150	1,150	1,800
同 四十四年度	16,400	1,150	1,150	16,350
大正 元 年度	22,300	1,150	1,150	20,000
同 二 年度	25,700	1,150	1,150	23,400
同 三 年度	19,700	1,150	1,150	17,400
同 四 年度	33,850	1,150	1,150	31,550
同 五 年度	32,750	1,150	1,150	30,450







其四、

年科	目	同十一年度	同十年度	同九年度	同八年度	同七年度	同六年度	同五年度	同四年度	同三年度	同二年度	同元年度	大正元年度	同四十四年度	同四十三年度	同四十二年度	同四十一年度	明治	
第四款	負擔金																		
第一項	中央會負擔金																		
第五款	補助金	九〇,〇〇〇	九〇,〇〇〇	九〇,〇〇〇	八〇,〇〇〇	五〇,〇〇〇													
第一項	郡市部補助金	九〇,〇〇〇	九〇,〇〇〇	九〇,〇〇〇	八〇,〇〇〇	五〇,〇〇〇													
第二項	會代表補助金																		
第三項	代中補助金																		
第四項	總代補助金																		
第六款	積立金																		
第一項	職員退給與金																		
第七款	豫備費																		
第一項	豫備費																		
	合計	二,五八三,〇五五	二,四七〇,三五五	二,三三三,八六五	二,二七六,二一五	一,四一〇,二六〇	一,三三一,九九〇	一,二六四,三三〇	一,〇五三,五三五	九九七,六〇五	八三五,一五〇	九一九,一九五	七三七,五九五	二八三,四三三	三〇八,三三〇	一四七,一八〇			

同十一年度	同十年度	同九年度	同八年度	同七年度	同六年度	同五年度	同四年度	同三年度	同二年度	同元年度	昭和一十一年度	昭和一十二年	昭和一十三年	昭和一十四年	昭和一十五年	昭和一十六年	昭和一十七年	昭和一十八年	昭和一十九年	昭和一二十年
一,〇〇四,五〇〇	一,〇〇四,五〇〇	一,〇〇四,五〇〇	一,〇〇四,五〇〇	一,〇〇四,五〇〇	一,〇〇四,五〇〇	一,〇〇四,五〇〇	一,〇〇四,五〇〇	一,〇〇四,五〇〇	一,〇〇四,五〇〇	一,〇〇四,五〇〇	一,〇〇四,五〇〇	一,〇〇四,五〇〇	一,〇〇四,五〇〇	一,〇〇四,五〇〇	一,〇〇四,五〇〇	一,〇〇四,五〇〇	一,〇〇四,五〇〇	一,〇〇四,五〇〇	一,〇〇四,五〇〇	一,〇〇四,五〇〇
一,〇〇四,五〇〇	一,〇〇四,五〇〇	一,〇〇四,五〇〇	一,〇〇四,五〇〇	一,〇〇四,五〇〇	一,〇〇四,五〇〇	一,〇〇四,五〇〇	一,〇〇四,五〇〇	一,〇〇四,五〇〇	一,〇〇四,五〇〇	一,〇〇四,五〇〇	一,〇〇四,五〇〇	一,〇〇四,五〇〇	一,〇〇四,五〇〇	一,〇〇四,五〇〇	一,〇〇四,五〇〇	一,〇〇四,五〇〇	一,〇〇四,五〇〇	一,〇〇四,五〇〇	一,〇〇四,五〇〇	一,〇〇四,五〇〇
七〇〇,〇〇〇	七〇〇,〇〇〇	七〇〇,〇〇〇	七〇〇,〇〇〇	七〇〇,〇〇〇	七〇〇,〇〇〇	七〇〇,〇〇〇	七〇〇,〇〇〇	七〇〇,〇〇〇	七〇〇,〇〇〇	七〇〇,〇〇〇	七〇〇,〇〇〇	七〇〇,〇〇〇	七〇〇,〇〇〇	七〇〇,〇〇〇	七〇〇,〇〇〇	七〇〇,〇〇〇	七〇〇,〇〇〇	七〇〇,〇〇〇	七〇〇,〇〇〇	七〇〇,〇〇〇
五〇〇,〇〇〇	五〇〇,〇〇〇	五〇〇,〇〇〇	五〇〇,〇〇〇	五〇〇,〇〇〇	五〇〇,〇〇〇	五〇〇,〇〇〇	五〇〇,〇〇〇	五〇〇,〇〇〇	五〇〇,〇〇〇	五〇〇,〇〇〇	五〇〇,〇〇〇	五〇〇,〇〇〇	五〇〇,〇〇〇	五〇〇,〇〇〇	五〇〇,〇〇〇	五〇〇,〇〇〇	五〇〇,〇〇〇	五〇〇,〇〇〇	五〇〇,〇〇〇	五〇〇,〇〇〇
一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇
一五〇,〇〇〇	一五〇,〇〇〇	一五〇,〇〇〇	一五〇,〇〇〇	一五〇,〇〇〇	一五〇,〇〇〇	一五〇,〇〇〇	一五〇,〇〇〇	一五〇,〇〇〇	一五〇,〇〇〇	一五〇,〇〇〇	一五〇,〇〇〇	一五〇,〇〇〇	一五〇,〇〇〇	一五〇,〇〇〇	一五〇,〇〇〇	一五〇,〇〇〇	一五〇,〇〇〇	一五〇,〇〇〇	一五〇,〇〇〇	一五〇,〇〇〇
一五〇,〇〇〇	一五〇,〇〇〇	一五〇,〇〇〇	一五〇,〇〇〇	一五〇,〇〇〇	一五〇,〇〇〇	一五〇,〇〇〇	一五〇,〇〇〇	一五〇,〇〇〇	一五〇,〇〇〇	一五〇,〇〇〇	一五〇,〇〇〇	一五〇,〇〇〇	一五〇,〇〇〇	一五〇,〇〇〇	一五〇,〇〇〇	一五〇,〇〇〇	一五〇,〇〇〇	一五〇,〇〇〇	一五〇,〇〇〇	一五〇,〇〇〇
二,八〇八,〇四〇	三,六七六,六五五	四,三五一,三五〇	四,七九九,六三〇	六,六五五,七五五	六,六五五,七五五	七,六四三,〇〇〇	七,六四三,〇〇〇	七,六四三,〇〇〇	七,六四三,〇〇〇	七,六四三,〇〇〇	七,六四三,〇〇〇	七,六四三,〇〇〇	七,六四三,〇〇〇	七,六四三,〇〇〇	七,六四三,〇〇〇	七,六四三,〇〇〇	七,六四三,〇〇〇	七,六四三,〇〇〇	七,六四三,〇〇〇	七,六四三,〇〇〇

產業組合中央會大阪支會特別會計經費收支決算累年比較表

收入

科目	年度別	昭和元年度	昭和二年度	昭和三年度
第一款 積立金		八五,〇〇〇	八五,〇〇〇	一一五,〇〇〇
第一款 職員退職給與金		八五,〇〇〇	八五,〇〇〇	一一五,〇〇〇
第二款 納付金		三九,二八〇	八,八五〇	一一,〇〇〇
第二款 納付金		三九,二八〇	八,八五〇	一一,〇〇〇
第三款 雜收			五,〇一〇	一一,〇〇〇
第三款 雜收			五,〇一〇	一一,〇〇〇
第四款 雜收			五,〇一〇	一一,〇〇〇
第四款 雜收			五,〇一〇	一一,〇〇〇
第四款 越金			一二四,二八〇	二二〇,〇〇〇
第四款 越金			一二四,二八〇	二二〇,〇〇〇
合計		一五〇,〇〇〇	二二〇,〇〇〇	三三〇,〇〇〇







同 同 二年七月三十一日就任  
 同 二年三月三十一日辭任  
 同 二年四月一日就任

同 岸本四郎  
 主事補 畑修

同 岸本四郎  
 畑修

郡會部長



古田誠氏

四、部會事業の概要

イ、講習

年 月 日	開催地	種別	講師	修了人員
大正十年八月一日—三日間	郡役所	實務講習	西川主事 上田府主事 高田支會主事 高上支會主事 川上支會主事	一六

同 十一年十月九日—五日間	同	同	同	一八
同 十二年八月二十日—五日間	同	同	同上田府主事	一五
同 十三年八月二十五日—三日間	同	同	外山主事 上田府主事 川上聯合會主事 植木主事	三一
同 十四年九月二十一日—五日間	同	同	同上田府主事 川上聯合會主事	一七
昭和二年三月二十二日—三日間	元郡役所	同	荻原主事補 岩崎主事補	一六
同 三年九月二十五日—三日間	同	同	同上田主事 山路主事補	一五

ロ、研究協議會

年 月 日	開催地	種別
大正十一年十月十三日	郡役所	組合長協會
同 十三年六月三日	同	同
同 年六月二十六日	同	同
同 年九月二十九日	同	同



産業組合中央會大阪支會狀況

四九二

同	十四年九月二十六日	同	同
昭和元年三月六日	同	同	同
同	二年三月二十九日	元郡役所	同
同	三年三月二十六日	同	同

ハ、優良組合視察

年	月	日	視察地	視察者
大正十年	十月	四日	中河内郡長瀬村、三島郡芥川村、清水村	北今在家組合長外一名
同	十一年十二月	十二日	兵庫縣	秦野 組合長外三名
昭和二年	四月	十六日	京都府	古田部會長外十三名
同	三年四月	二十一日	同	同 十六名

ニ、實地指導

年	度	別	日數	組合數
大正十五年	度		四五	一八
昭和二年	度		一八〇	一九
同	三年九月	迄	九〇	一九

ホ、宣傳

大正十一年九月十六日貯金宣傳標入語手拭を各組合に配布す

五、設立以來毎年度經費豫算

年	度	別	豫算額
明治四十四年	度		一五、〇〇〇
大正元年	度		三七、〇〇〇
同	五年	度	五八、〇〇〇
同	九年	度	一四二、〇〇〇
同	十三年	度	五三五、〇〇〇
同	十四年	度	五九六、〇〇〇
昭和三元	度		四三〇、〇〇〇
同	二年	度	一、四七八、〇〇〇
同	三年	度	一、四七八、〇〇〇

部 會

四九三



中河内郡部會

一、設立年月日

明治四十二年六月二十八日

二、歴代部會長

明治四十二年六月二十八日就任  
大正二十二年六月二十一日辭任

中平元彦

郡部會長



高田仁兵衛氏

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
昭	昭	同	同	同	同	同	同	同	同
和	和	元	元	元	元	元	元	元	元
元	元	元	元	元	元	元	元	元	元
年	年	年	年	年	年	年	年	年	年
七	六	三	三	一	一	一	一	一	一
月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
一	三	十	十	十	十	十	十	十	十
日	日	日	日	日	日	日	日	日	日
就	就	就	就	就	就	就	就	就	就
任	任	任	任	任	任	任	任	任	任

奧	黑	中	永	高
田	木	村	尾	田
多	吉	三	吉	仁
賀	郎	德	三	兵
雄	郎	三	郎	衛

三、歴代職員

大	同	同	同	同
正	同	同	同	同
十	十	十	十	十
一	一	一	一	一
年	年	年	年	年
一	一	一	一	一
月	月	月	月	月
十	七	四	八	四
日	日	日	日	日
就	就	就	就	就
任	任	任	任	任
書記	同	同	同	同
山路輝造	植田熊吉	岸本常治	同	同

(書記設置迄は幹事に於て事務を執行す)

四、部會事業の概要

イ、講習

年	月	日	開催地	種別	講師	修了人員
大正六年	八月	一日—五日間	郡役所	實務講習	理事高落松男 同古田誠	三〇







産業組合中央會大阪支會狀況

同 年六月十九日  
同 十三年六月二十六日

三野鄉村  
八尾町

同 同

四九八

三〇七

ホ、優良組合視察

年 月 日

大正 六年四月九日  
同 七年四月二十二日  
同 八年四月二十八日  
同 九年三月二十五日  
同 十年五月十九日  
同 十一年五月二日  
同 十二年五月十日  
同 十三年五月二十七日  
同 十四年四月十三日  
昭和 元年五月十三日  
同 二年四月十六日

視察地

兵庫縣  
滋賀縣  
岡山縣  
三重縣  
和歌山縣  
兵庫縣  
京都府  
山口縣  
滋賀縣  
福井縣

視察者

久寶寺組合長外三名  
長瀬組合長外二名  
久寶寺組合長外三名  
加美組合長外二名  
惠我組合長外二名  
中高安組合長外三名  
堅上組合長外四名  
山路郡部會書記外二名  
英田組合長外四名  
長瀬組合長外四名  
曙川組合長外五名

ハ、實地指導

年 度 別

明治 四十三年度  
大正 三 年 度  
同 六 年 度  
同 七 年 度  
同 八 年 度  
同 九 年 度  
同 十 年 度

日 數

九 六 〇 二 一 二 二 八

組合數

九 一 〇 二 一 二 三

五、設立以來每年度經費豫算

年 度 別

明治 四十二年度  
同 四十三年度  
同 四十四年度  
大正 元 年 度

豫 算 額

一〇,〇〇〇  
三二,五〇〇  
四〇,〇〇〇  
五〇,〇〇〇

四九九











ロ、研究協議會

年	月	日	開催地	種別	人員
大正	六年	九月二十日	郡役所	協議會	一一
同	七年	十月十二日	同	同	一二
同	年	十二月七日	道明寺村	研究會	一〇
同	八年	九月十五日	郡役所	協議會	一三
同	九年	十月二十五日	同	同	一五
同	十年	一月七日	同	同	一六
同	十一年	五月二十三日	三日市村	研究會	一九
同	年	十月二十七日	駒ヶ谷村	同	二〇
同	十二年	四月十三日	郡役所	協議會	二一
同	十三年	六月二十五日	錦郡村	研究會	二三
同	年	十月二十九日	郡役所	同	二六
同	十四年	四月九日	同	協議會	二三
昭和	元年	三月十一日	同	同	二六
同	年	七月二十六日	三日市村	研究會	二六

ハ、優良組合視察

同	二年	八月三日	元郡役所	協議會	二三
同	年	十月二十五日	駒ヶ谷村	研究會	二〇
同	年	十一月二十五日	喜志村	同	二七
同	三年	三月八日	川西村	同	二七
同	年	五月九日	千早村	同	二五
同	年	六月三十日	三都村	同	二四

年 月 日

視察地

視察者

大正	九年	四月一日	鳥取縣	眞銅住太郎
同	十一年	四月二十日	東京府	西尾壽太郎
同	十二年	四月二十五日	宮城縣	奥野伊三郎
同	十四年	三月十五日	滋賀縣	書記 田中重造
同	昭和二	年六月五日	三重縣	理事 樽谷寅之助
同	三年	六月三日	岡山縣	理事 樽谷寅之助
部	會			眞銅部會長



二、實地指導

年 度 別	日 數	組 合 數
大正 五 年 度	三五	一二
同 六 年 度	五三	一三
同 七 年 度	六五	一三
同 八 年 度	七二	一五
同 九 年 度	八二	一七
同 十 年 度	六三	一八
同 十 一 年 度	七五	二〇
同 十 二 年 度	九一	一五
同 十 三 年 度	一三五	二三
同 十 四 年 度	一一一	二一
昭 和 元 年 度	一一五	一五
同 二 年 度	一二五	一七

本、事務競技會

年 月 日  
昭和二年九月十三日

開 催 地 參 加 人 員  
郡 部 會 一 五

入 賞 者  
一等 三門市組合書記 小谷 豊作  
二等 喜志組合書記 榑原 藤三郎  
三等 千早組合書記 鎌谷 勇治郎  
三等 駒ヶ谷組合書記 田中 和三郎  
三等 千代田組合書記 杉村 俊夫

ハ、全國産業組合大會出席費補助

年 月 日	開 催 地	出 席 者
大正九年四月二十五日	山 田 市	三門市組合長 南 長壽外三名
同 十年五月七日	大 分 市	同 塚根丑之助外三名
同 十一年四月二十日	東 京 市	三都組合長 奥野虎太郎外四名
同 十二年四月二十三日	仙 臺 市	書記 田 中 重 造 外二名
同 十三年四月十五日	福 岡 市	柏原組合長 畑中六郎外三名
同 十四年四月十六日	山 口 町	理事 西 山 爲 次 外二名
昭和元年八月七日	札 幌 市	東條組合長 松村 肇 外三名
同 二年十月一日	靜 岡 市	天見組合長 田中英夫 外七名
同 三年四月二十七日	東 京 市	加賀田組合長中谷覺太郎外十名



五、設立以來每年度經費豫算

年 度 別	豫 算 額
大 正 五 年 度	二八、〇〇〇
同 六 年 度	五三、九〇〇
同 七 年 度	六七、六〇〇
同 八 年 度	二一七、七七五
同 九 年 度	五二五、三五五
同 十 年 度	六七〇、〇〇〇
同 十 一 年 度	五五五、〇〇〇
同 十 二 年 度	九八五、〇〇〇
同 十 三 年 度	一、四一四、〇〇〇
同 十 四 年 度	一、三五五、〇〇〇
昭 和 元 年 度	二、一三五、〇〇〇
同 二 年 度	二、四七七、〇〇〇
同 三 年 度	三、一一五、〇〇〇

泉 南 郡 部 會

一、設立年月日

大正七年十一月十八日

二、歴代部會長

大正七年十一月十八日就任  
 同 十一年五月二十八日就任  
 同 十一年五月二十九日就任  
 同 十二年四月九日就任  
 同 十二年四月二十日就任  
 昭和元年六月二十一日就任  
 同 年六月二十一日就任

佐藤 益三  
 竹内 實  
 森下 重格  
 川嶋 直次郎

三、歴代職員

大正七年十一月十八日就任  
 大正七年十一月十八日就任  
 同 十三年四月三十日就任  
 昭和元年八月十六日就任  
 昭和二年三月三十一日就任

幹事 森内 清次  
 主事補 淺井 喜一郎  
 同 中谷 富之助  
 同 田中 馨

四、部會事業ノ概要

部 會



一、講習

年 月 日	開催地	種 別	講 師	修了人員
大正九年九月一日	大土村	實務講習	不詳	二五
同 十年八月六日	淡輪村	同	同	五〇

郡部會長



川崎直次郎氏

同 十四年五月七日	樽井村	同	同	六七
昭和元年三月六日	佐野町	婦人講習	河原益代	三〇

同 年十一月十九日	元郡役所	實務講習	上田農林主事 葦原主事補 堀江支會主事補	三五
昭和二年八月十二日	佐野町	教育者講習	大島大阪府主事 有元中央會主事 上田農林主事	三一
同 年九月十四日	元郡役所	監查講習	上田農林主事 葦原農林主事補	三〇
同 三年八月四日—二日間	同	實務講習	上田主事 葦原主事補 川ノ上聯合會主事	三〇
同 年九月三日—二日間	日根野村	婦人講習	上田主事 植木主事補 川原益代	二〇五

年 月 日	開催地	講 師	種 別	人員概數
大正十年八月二十日	元郡役所	不詳	人形講演(原環)	一八〇
八、宣傳	元郡役所	同	浪花節(京山孤舟)	二〇〇
大正十四年九月十七日	元郡役所	同	同	二〇〇
昭和二年二月二十七日	同	同	同	一二〇



二、研究協議會

年	月	日	開催地	種別	人員
大正	七	年十二月	郡役所	協議會	二〇
同	八	年九月	同	同	一九
同	十	年十二月	同	同	四二
同	十	年十月	多奈川村	研究會	七
同	十	年十月	雄信達村	同	九
同	十	年十月	熊取村	同	九
同	十	年十月	西葛城村	同	六
同	十	年十月	山直上村	同	七
昭	和	元年一月	榊井村	同	八
同	一	年一月	日根野村	同	一五
同	一	年一月	南掃守村	同	〇
同	一	年一月	深日村	同	七
同	一	年一月	木島村	同	八
同	九	年九月	郡役所	協議會	三〇

年	月	日	開催地	種別	人員
同	一	年十二月	信達村	研究会	一〇
同	一	年十二月	大土村	同	〇
同	一	年十二月	北掃守村	同	七
同	一	年十二月	多奈川村	同	〇
同	一	年十二月	西葛城村	同	一
同	二	年九月	土生郷村	同	八
同	九	年九月	上ノ郷村	同	五
同	九	年九月	新家村	同	〇
同	九	年九月	貝塚町	同	二
同	九	年九月	鳥取村	同	七

ホ、優良組合視察

年	月	日	視察地	視察者
大正	七	年八月	北河内郡水室村	淺井主事補
同	十	年二月	同	同
同	十	年八月	豊能郡歌垣村 南河内郡三日市村	西信達組合長外六名



産業組合中央會大阪支會狀況

五一四

同 年八月十五日	中河内郡長瀬村	淺井 主事 補
同 十二年三月十三日	香川 縣 下	森内 幹事 外二名
昭和元年十一月二十三日	泉北郡大津町	森内 幹事 外一名
同 三年五月二十七日	南河内郡三日市村	森内 幹事 外三十九名

へ、實地指導

年 度 別	日 數	組 合 數
大正十三年度	一五	一五
同 十四年度	三一	一二
昭和元 年 度	一三	一三
同 二 年 度	一六〇	三〇
同 三年九月末迄	五四	二二

ト、印刷物配布

年 月 日	配 布 物 ノ 種 類	部 數
大正 十 年 度	事業報告書用紙 (以降毎年配布)	一、五〇〇部
同 年九月二十一日	農業倉庫ススメ	

同 十一年十二月十九日	購買組合宣傳パンフレット	一二〇
昭和元年九月一日	農業共同經營	六〇
同 年十二月二十五日	殘高試算表用紙	三、〇〇〇
同 三年六月二十五日	元帳殘高調査表用紙	

チ、表 彰 (泉南郡大會に於て表彰す)

年 月 日	組 合 名	職 氏 名
大正十四年九月十七日	有限責任木島信用購買販賣利用組合	書記 藪本 彌太郎
同	同 深日信用購買組合	同 西村 安太郎
昭和二年二月二十七日	無限責任日根野信用購買利用組合	理事 石 原 龜 松
同	有限責任南掃守信用購買組合	書記 喜多田 幸次郎

リ、全國産業組合大會出席費補助

年 月 日	開 催 地	出 席 者
大正九年四月二十五日	山 田 市	佐野組合長 外十三名
同 十年五月六日	大 分 市	淺井主事補 外一名
同 十一年四月二十日	東 京 市	淺井主事補

五一五



産業組合中央會大阪支會狀況

同 十二年 四月二十三日  
 同 十四年 四月十六日  
 昭和二年 十月二十五日  
 同 三年 四月二十六日

仙臺市  
 山口市  
 静岡市  
 東京市

淺井主事補  
 森内幹事外二名  
 川嶋會長外二名  
 森内幹事外二名

五、設立以來毎年度經費豫算

年 度 別	豫 算 額
大 正 七 年 度	二一、〇〇〇
同 八 年 度	二六、〇〇〇
同 九 年 度	一〇六、三二〇
同 十 年 度	二一九、四六〇
同 十 一 年 度	一七七、九九〇
同 十 二 年 度	一七九、五九〇
同 十 三 年 度	七五二、五〇〇
同 十 四 年 度	一、一六九、九九〇
昭 和 元 年 度	三、二一四、七〇〇

同 二 年 度	三、三九一、二二〇
同 三 年 度	三、七三一、二一〇

三 島 郡 部 會

一、設立年月日 大正八年二月三日

二、歴代部會長

大正八年二月三日就任	有馬松之助
同 九年五月十八日辭任	
同 九年六月十四日就任	黒山義宣
同 十三年十二月十八日辭任	
昭和二年三月十九日就任	久保松太郎

(會長欠員の間は理事之を代理す)

三、歴代職員

昭和二年三月十九日就任 主事 里田八郎

(主事就任迄は専任職員を置かず理事一名事務を執行す)

部 會



四、部會事業ノ概要

イ、講習

郡部會長



久保松太郎氏

年 月 日	開催地	種 別	講 師	修了人員
大正八年八月十五日—十七日間	郡役所	實務講習	井上主事 高落支會理事 上田府屬	二九
同 九年八月十八日—十七日間	同	同	井上主事 高落支會理事 上田府屬 川ノ上支會主事	一九

同 十一年五月一日—十四日間	同	同	西川主事 上田府屬	一三
同 十三年九月二十四日—四日間	同	同	上田府屬 川ノ上聯合會主事	二一
同 年十月三日	清水村	婦人講習	川原益代 堀江支會主事補	九〇
同 十四年三月二十日	石河村	同	同	一五〇
昭和元年三月十五日	島本村	同	上田農林主事 川原益代	八五
同 二年七月三十日	三宅村	同	堀江支會主事補 川原益代	一二〇
同 三年八月八日—二日間	磐手村	同	上田主事 植木主事補 川原益代	五一

口、宣傳

年 月 日	開催地	種 別	宣傳標語ヲ入レタル手拭 ヲ各組合ニ配布宣傳ス
大正十三年五月十日	各 組 合	宣傳手拭	二、〇〇〇
同 十四年度以降	(清水、芥川、三宅、島本、茨木、五領、 磐手、大冠、石河、溝咋、春日各組合) (如是、山田、三宅、茨木、高槻、 大冠、阿武野、味舌、安威各組合)	人形講演 浪花節	三、四〇〇人

部 會



八、研究協議會

年 月 日	開催地	種 別	人員
大正八年五月二十八日	郡 役 所	協 議 會	一九
同 九年二月二十三日	同	同	一一
同 十年四月十六日	同	同	一六
同 十一年四月二十一日	同	同	一八
同 年六月十七日	同	同	二三
同 十二年四月六日	同	同	九
同 年七月三十一日	同	同	二一
同 十三年九月二十七日	同	同	一七
同 十四年十二月二十六日	同	同	九
昭和二年三月十九日	元 郡 役 所	同	一三
同 三年三月二日	同	同	二

三、優良組合視察

年 月 日	視 察 地	視 察 者
大正九年十一月六日	中河内郡長瀬村	烏飼組合長 外七名

ホ、實地指導

年 度 別	日 數	組 合 數
大正 十 年 度	八	八
同 十 一 年 度	二三	二五
同 十 二 年 度	六〇	二五
同 十 三 年 度	一六三	二二
同 十 四 年 度	二四一	二八
昭 和 元 年 度	一二三	二七
同 二 年 度	二六四	二九
同 三 年 度 九 月 迄	八一	二八

同 十一年五月十五日 豊能郡歌垣村  
 同 十二年四月二十日 泉南郡日根野村  
 同 十三年十月二十日 南河内郡道明寺村  
 中河内郡長瀬村 三宅組合専務理事外七名  
 里田 八郎 外二名  
 奈佐原組合長 外五名

ヘ、印刷物配布

年 月 日	配布物の種類
大正十年四月十八日	大曾土産安心丸



産業組合中央會大阪支會狀況

同 十年十月二十二日  
同 十三年十一月十四日  
昭和元年十二月三日

産業組合指針及趣味（希望組合に對し配布）

勤儉義務貯金通帳雛形

組合決算に關する注意事項

五、設立以來毎年度經費豫算

年 度 別	豫 算 額
大 正 八 年 度	六〇、五〇〇
同 九 年 度	二六〇、〇〇〇
同 十 年 度	二六〇、〇〇〇
同 十 一 年 度	三一〇、〇〇〇
同 十 二 年 度	五七〇、〇〇〇
同 十 三 年 度	六七三、〇〇〇
同 十 四 年 度	七四六、〇〇〇
昭 和 元 年 度	一、九〇〇、〇〇〇
同 二 年 度	一、九〇〇、〇〇〇
同 三 年 度	一、九〇〇、〇〇〇

泉 北 郡 部 會

一、設立年月日 大正八年四月一日

二、歴代部會長

大正八年四月一日就任	清水篤太郎
同 十一年五月九日就任	渡邊龍太
同 十二年二月十五日就任	岸本瀧三郎
同 十四年十二月十八日就任	山本茂吉
同 十四年十二月十九日就任	山本與治郎
同 元年六月二十九日就任	山本與治郎

三、歴代職員

大正八年四月十三日就任	書記	吉田房治
同 八年十月十四日就任	同	檀野憲二
同 十三年六月二十一日就任	同	谷尾一夫
同 十四年六月三十日就任	同	藤原義太郎
昭和元年七月一日就任	同	藤原義太郎
昭和二年四月一日就任	主事	和泉正一

郡 部 會







産業組合中央會大阪支會狀況

年 月 日	開催地	種別	人員
大正十三年九月二十六日	郡役所	協議會	二一
同 十四年六月二日	同	理事協議會	一四
昭和二年四月五日	穴師村	協議會	八
同 年五月十二日	久世村	同	一〇
同 年六月十五日	横山村	同	五
同 年七月十日	元郡役所	同	一五
同 三年一月十一日	同	同	一九

ハ、優良組合視察

年 月 日	視察地	視察者
大正十一年四月二十九日	三島郡茨木町、玉櫛村	外山技師 外二十三名
同 十二年四月二十日	中河内郡長瀬村	同 二十二名
同 十三年四月二十六日	泉北郡北上神村	同 二十八名
同 十四年四月十六日	山口縣	鳳組合長 外三名
同 年五月二十六日	三島郡清水村	和泉正一 外二十七名
昭和元年五月七日	泉南郡木島村	山本部會長 外二十六名

ニ、印刷物配布

年 月 日	配布物の種類	人員
同 年八月七日	北海道	鳳組合長 外二名
同 二年六月三日	南河内郡千早村	山本部會長 外二十六名
同 年十月一日	静岡縣	踞尾組合長 外一名
同 三年四月二十七日	東京市	和泉主事 外四名

産業組合記念日ポスター

年 月 日	種類
昭和元年三月六日	同
同 二年三月六日	同
同 三年三月六日	同

ホ、實地指導

年 度 別	日 數	組合數
大正 八 年 度	一〇	八
同 九 年 度	二九	二〇
同 十 年 度	三五	二三
同 十一年度	四六	二六
部 會		五二七



産業組合中央會大阪支會狀況

同	十二年	度	一三二	二九
同	十三年	度	一五三	三〇
同	十四年	度	一三七	三〇
昭和	元年	度	二六五	二九
同	二年	度	二七〇	二九
同	三年度	九月迄	一〇八	二八

五二八

へ、顧問辯護士設置

昭和三年度より部會法律顧問として辯護士を囑託す

五、設立以來毎年度經費豫算

年	度	別	豫算額
大正	八	年	九〇,〇〇〇
同	九	年	一二〇,〇〇〇
同	十	年	一七〇,〇〇〇
同	十一	年	二三五,〇〇〇
同	十二	年	二四五,〇〇〇

同	十三年	度	五六五,〇〇〇
同	十四年	度	六八七,〇〇〇
昭和	元年	度	一,八〇三,〇〇〇
同	二年	度	二,二〇五,〇〇〇
同	三年	度	二,一九五,〇〇〇

北河内郡部會

一、設立年月日 大正八年五月六日

二、歴代部會長

大正八年五月六日就任	野村 壽三郎
同十二年十二月十日就任	野村 壽三郎
同十三年三月十六日就任	安野 實
昭和元年六月三十日就任	安野 實
昭和二年一月二十二日就任	重村 太右衛門

三、歴代職員

大正十四年二月五日就任	書記	堀 清三郎
昭和二年三月三十一日就任	書記	堀 清三郎

(書記設置迄は理事に於て事務を執行す)

部 會

五二九



四、部會事業ノ概要

1、講習

年 月 日	開催地	種 別	講 師	修了人員
大正九年九月七日	郡役所	實務講習	不詳	三〇

郡 部 會 長



重村太右衛門氏

同 十三年十月六日—二日間	同	同	不詳	二八
昭和二年三月二十五日—二日間	同	同	岩崎農林主事補	二〇

口、宣 傳

年 月 日	開催地	種 別	人員概數
大正十四年中	山田村、樟葉村、招提村、氷室村	浪花節(京山孤舟)	一、三五〇
同 年 中	川越村	活動寫真	四〇〇

八、研究協議會

年 月 日	開催地	種 別	人員
大正八年五月六日	郡役所	創立協議會	一三
同 九年五月九日	同	協議會	一五
同 十年七月十八日	同	同	一七
同 十一年四月十一日	同	同	一三
同 十二年五月十三日	同	同	一五
同 十三年四月五日	同	同	一二
同 十四年四月二十一日	同	同	一五
昭和元年四月二十日	友呂岐村	同	一七
同 二年一月十日	元郡役所	同	一三
同 三年六月九日	同	同	一二







同	十	年	度	二〇六、〇〇〇	
同	十	一	年	度	一六五、〇〇〇
同	十	二	年	度	休 止
同	十	三	年	度	四五七、〇〇〇
同	十	四	年	度	四五七、〇〇〇
昭	和	元	年	度	四九九、〇〇〇
同	二	年	度	一四八、〇〇〇	

大阪府市街地信用組合協會

一、設立年月日

大正十四年十一月二十二日

郡部に於ける産業組合は相互連絡上何れも郡部會を設置し、色々の事業を行つて居るが、市部に於ては從來之等の機關なく、連絡上遺憾の點尠からざりしに鑑み、大阪市、堺市、岸和田市の各市街地信用組合及之に準すべき信用組合を以て郡部會と同様の活動を爲すべき協會を設立した。

二、歴代常務理事

會長制度を設けずして之に、代ふるに常務理事とし、各一年毎に改選し、協會の總務を處理し來つて居る。即ち左の通りである。

協會創立當時	有、大阪相互信用組合
同	有、岸和田信用組合
現 在	有、大阪信用組合
同	有、大阪府信用組合聯合會

三、事 業

本協會は會員より毎月十圓の會費を徵集するの外、別に豫算なく、毎月一回例會を、四月及十月の兩度に總會を開催し、信用組合經營上の研究協議を爲し、府又は支會と相呼應して之れが發展に努力しつゝある。

備考 本協會に關する記事は別項「市街地信用組合の沿革並現勢」に掲載す



### 會則及諸規程

#### 産業組合中央會大阪支會々則

(大正十三年三月十三日  
大正十三年七月十四日改正)

##### 第一章 總 則

第一條 本會ハ産業組合中央會ノ趣旨ヲ遵守シ大阪府ニ於ケル産業組合及産業組合聯合會ノ普及發達及聯絡ヲ圖ルヲ以テ目的トス

第二條 本會ハ産業組合中央會大阪支會ト稱ス

第三條 本會ノ事務所ヲ大阪府廳内ニ置ク

##### 第二章 會 員

第四條 本會ノ會員ハ之レヲ分チテ正會員及贊助會員ノ二種トス

正會員ハ大阪府下ニ於ケル産業組合及産業組合聯合會トス

贊助會員ハ本會ノ趣旨ヲ賛スル團體又ハ個人トス

第五條 正會員ハ支會負擔金ヲ納付スル義務アルモノトス

前項ノ負擔金ハ毎年總代會ニ於テ之ヲ定メ其ノ納付時期ハ會長ノ定ムル所ニ依ル

第六條 會員ハ左ノ事由ニ因リ脫退ス

- 一、解 散
- 二、死 亡
- 三、除 名

但シ會員脫退セントスルトキハ其ノ事由ヲ記シ三ヶ月前ニ其ノ旨届出ツヘシ

第七條 會員ニシテ本會ノ目的ニ反スル行爲アルトキ又ハ會員負擔金ヲ滯納シタルトキハ總代會ノ決議ニ依リ之ヲ除名ス

##### 第三章 役 員

第八條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク

- 一、會 長 一 人
- 二、副 會 長 二 人
- 三、理 事 十五 人
- 四、評 議 員 十一 人

第九條 會長ハ本會ヲ總理ス

副會長ハ會長ヲ補佐シ會長事故アルトキハ之ヲ代理ス

第十條 理事ハ會長ノ指揮ヲ受ケ會務ヲ執行ス

第十一條 評議員ハ會長ノ諮詢ニ應シ及會務執行ノ狀況ヲ監査ス

第十二條 會長、副會長、理事及評議員ハ總代會ニ於テ會員中ヨリ之ヲ選舉ス

會 則 及 諸 規 程



辭任其ノ他ノ事由ニ依リ役員ニ欠員ヲ生シ總代會ノ時期迄猶豫スルコト能ハサル場合ニ限り書面ヲ以テ選舉ヲ爲スコトヲ得

第十三條 會長、副會長及理事ノ任期ハ三ケ年トシ評議員ノ任期ハ二ケ年トス但シ滿期再選ヲ妨ケス

中央會定款第十八條第二項第三項及第十九條ノ規程ハ本會役員ニ之ヲ準用ス

第十四條 役員ハ名譽職トス但シ總代會ノ決議ニヨリ理事ノ一人ヲ有給トナスコトヲ得

第十五條 本會ニ主事、主事補、書記若干名ヲ置キ會長之ヲ任命ス

主事ハ會長ノ命ヲ承ケテ會務ヲ處理シ主事補及書記ハ理事及主事ノ命ヲ承ケテ庶務ニ從事ス

第十六條 主事、主事補、及書記ハ有給トス

第十七條 本會ニ講師ヲ置ク事ヲ得

講師ハ名譽職トシ會長之ヲ囑託ス

講師ハ會長ノ依囑ヲ承ケテ調査指導ニ關スル事務ヲ掌ル

第四章 會 議

第十八條 本會ニ總代會ヲ設ク

本會ノ總代會ヲ組織スル總代ハ各都市ノ區域内ニ於テ正會員十以內ニ付各一人ヲ選舉シ十以內ヲ増ス毎ニ一人ヲ増加ス

前項會員數ノ算定ハ毎改選期ノ前年十二月末日ニ於ケル正會員數ニ依ル

第十九條 總代ノ選舉ハ各都市部會ニ一任ス郡市部會ノ設置ナキ都市ハ會長ノ指定シタル會員ニ於テ之ヲ管理シ別ニ定ムル方法ニ從ヒ之ヲ行フ

管理者ハ選舉ノ狀況ヲ記録シ之ヲ會長ニ報告スヘシ

第二十條 總代ノ任期ハ會計年度ニ從ヒ三ケ年トス但シ再選ヲ妨ケス

第二十一條 總代會ハ通常總代會及臨時總代會ノ二種トス

通常總代會ハ毎年一回二月之ヲ開ク

臨時總代會ハ左ノ場合ニ於テ之ヲ開ク

一、會長必要ト認メタルトキ

二、評議員會ニ於テ必要ト認メ請求シタルトキ

三、總代ノ五分ノ一以上ヨリ會議ノ目的及招集ノ事由ヲ示シテ請求シタルトキ

第二十二條 總代ノ決議權ハ平等トス

第二十三條 總代會ハ會則ニ定メタルモノ、外經費豫算決算其ノ他必要ナル事項ヲ決議ス

第二十四條 總代會ハ會長之ヲ招集ス

總代ノ招集ハ少クとも五日以前ニ書面ヲ以テ總代ニ之ヲ通知スヘシ

第二十五條 總代會ノ議長ハ會長又ハ副會長之ニ當ル

會長、副會長共ニ事故アルトキハ理事ノ一人之ニ代ル

第二十六條 本會ハ總代會ノ外組合相互ノ連絡ヲ計リ經驗ヲ交換シ其ノ他事業發展ヲ期スル爲メ年一回以上産業組合大會ヲ開催ス

ルノ外事業ノ種類別ニ依ル組合協議會ヲ開クモノトス

産業組合大會及各種組合協議會ニ關スル規定ハ別ニ之ヲ定ム

第五章 事 業

第二十七條 本會ハ左ノ事業ヲ行フモノトス

一、産業組合及産業組合聯合會ノ設立ヲ獎勵斡旋スルコト



- 二、組合及聯合會ニ對シ實地指導ヲ爲スコト
- 三、組合及聯合會相互ノ連絡ヲ圖リ事業經營上ノ便宜ヲ與フルコト
- 四、組合及聯合會ニ關スル講習、講話等ヲ行フコト
- 五、組合及聯合會ニ關スル調査ヲ行フコト
- 六、會員ノ質疑ニ應スル事
- 七、會報又ハ組合及聯合會ニ關スル參考書籍ヲ發行スルコト
- 八、組合及聯合會ノ關係者ヲ表彰スルコト
- 九、其他中央會ヨリ指示セラレタル事項

第六章 會計

- 第二十八條 本會ノ會計年度ハ每年四月一日ニ始リ翌年三月三十一日ニ終ルモノトス
- 第二十九條 本會ノ經費ハ會員負擔金、中央會及大阪府補助金、中央會交附金、第三十條ノ徵收金其他ノ收入ヲ以テ之ニ充ツ
- 第三十條 本會ハ總代會ノ決議ニ依リ事業ニ對シテ手数料ヲ徵スルコトヲ得
- 第三十一條 本會ノ經費ニ不足ヲ生シ第二十九條ノ收入ヲ以テ支拂フコト能ハサルトキハ總代會ノ決議ヲ經テ特ニ會員ヨリ之ヲ徵收スルコトヲ得

第七章 郡市部會

- 第三十二條 本會ノ區域内ニ於ケル郡市ニ於テ會員數七人ニ達シタルトキハ郡市部會ヲ設置スルコトヲ得
- 前項ノ規定ニ依リ郡市部會ヲ設置シタルトキハ其ノ會ノ代表者ハ會則ノ附本ヲ添付シ本會長ニ届出スヘシ本會々長ハ必要ト認メタルトキハ郡市部會々則ヲ變更セシムルコトヲ得
- 第三十三條 郡市部會ハ産業組合中央會大阪支會某郡市部會ト稱ス

- 第三十四條 郡市部會ハ其ノ經費豫算ヲ會計年度前其ノ會務ノ狀況ヲ會計年度後速ニ本會ニ報告スヘシ
- 第三十五條 郡市部會ノ發達ヲ圖ル爲ニ本會ハ毎年豫算ノ範圍内ニ於テ補助金ヲ交付ス

第八章 附則

- 第三十六條 本會則ノ變更ハ總代會ニ於テ總代半數以上ノ同意ヲ經ルコトヲ要ス
- 第三十七條 増員ニ依ル理事ノ任期ハ現任理事ノ任期ニ依ル

◎參照

産業組合中央會々則

- 第十八條 理事ノ任期ハ三ケ年トシ監事ノ任期ハ二ケ年トス但再選ヲ妨ケス
- 補缺選舉ニ依リ就任シタル理事又ハ監事ハ前任者ノ任期ヲ繼承ス
- 理事及監事ハ任期滿了後ト雖モ後任者ノ就任スル迄仍其ノ職務ヲ行フモノトス
- 第十九條 辭任其ノ他ノ事由ニ依リ理事又ハ監事ニ關員ヲ生シタルトキハ通常總會ヲ俟ツコト能ハサル場合ニ限り臨時總會ニ於テ補闕選舉ヲ行フヘシ
- 總會力理事又ハ監事ノ解任ヲ議決シタルトキハ同時ニ其ノ補闕選舉ヲ行フヘシ

處務規程 (大正十三年七月七日)

- 第一條 本會ニ常務理事一名ヲ置ク

會則及諸規程



常務理事ハ本會ノ會務ヲ執行ス

常務理事事故アルトキハ會長ノ指名ニ依リ他ノ理事ノ一人ニ代ル

第二條 常務理事ハ會務執行上必要ト認メタルトキハ理事會ヲ招集シ其ノ重要ナル事項ハ會長ノ決裁ヲ受クルモノトス

第三條 會長ノ指名ニ依リ評議員中一名又ハ二名毎年少クトモ二回會計ノ検査ヲ爲シ其ノ成績ヲ會長ニ報告スヘシ

第四條 本會ノ執務日及時間ハ官廳ノ例ニ依ル但シ事務ノ都合ニヨリ時間外又ハ休日ト雖モ執務スルコトアルヘシ

第五條 本會職員出勤シタルトキハ先ツ出勤簿ニ捺印シ各分掌ノ事務ニ就クヘシ

第六條 本會職員事故又ハ疾病ノ爲メ出勤スルコト能ハサルトキハ其ノ旨書面ヲ以テ届出スヘシ

第七條 役員會務ノ爲メ出張シタルトキハ歸會後五日以内ニ復命書ヲ提出スヘシ

第八條 本會ニ左ノ帳簿ヲ備付ケ會務ヲ處理スヘシ

會員名簿

役員名簿

書類發受簿

會費整理簿

經費收支簿

第九條 總テ發送文書ハ係員ニ於テ之ヲ起案シ副會長ノ決裁ヲ經テ處理スヘシ但シ重要ナル事項ニアリテハ會長ノ決裁ヲ經テ之ヲ執行スヘシ

成規定例ニ依ル往復照會及報告事項ハ常務理事ニ於テ之ヲ專行スルコトヲ得

第十條 往復文書ハ之ヲ三種ニ區別シ整理保存スヘシ但シ保存期間ノ計算ハ文書完了ノ翌年四月ヨリ之ヲ起算ス

第一種 永久保存

第二種 五年保存

第三種 一年保存

文書ノ種別ハ別ニ決裁ヲ經テ之ヲ定ム

文書保存區分標準 (大正十三年九月十日)

- 一、總代會又ハ理事會ノ決議録毎年度歳出入豫算並決算書及之ニ關スル證憑書類、官廳ノ指令書類、郡市部會則、役員ノ身上ニ關スル書類若ハ例規ノ基礎トナルモノ等ニシテ永久保存ヲ必要トスルモノハ第一種トス
- 二、總代選舉録、復命書、統計材料表彰組合事蹟調査、郡市部會豫算書等ニシテ五ヶ年保存ヲ必要トスルモノハ第二種トス
- 三、印刷物ノ原稿、報告、洞牒、往復文書等ニシテ一ヶ年保存ヲ必要トスルモノハ第三種トス
- 四、前項ニ定メナキ事項ハ常務理事ノ決スル所ニ依ル

會計規則 (大正十三年七月七日)

- 第一條 會計ニ關スル事務ハ本則ノ定ムル所ニ依リ之ヲ處理スヘシ
- 第二條 會計係主任ハ毎年二月末日迄ニ翌年度豫算案ヲ作成シ常務理事ニ提出スヘシ
- 第三條 會計係主任ハ毎年度終了後遲滞ナク該年度ノ決算報告書ヲ作成シ常務理事ニ提出スヘシ
- 第四條 支出豫算各項ニ不足ヲ生シタルトキハ會計係主任ハ支拂ヲ停止シ常務理事ノ指揮ヲ受クヘシ
- 第五條 支出豫算ニ於ケル項内ノ流用ハ副會長ノ決裁ヲ受クルコトヲ要ス
- 第六條 俸給、旅費、郵稅ハ常務理事ニ於テ其ノ他ノ支拂ハ副會長之ヲ專決ス
- 第七條 現金ハ郵便貯金又ハ理事會ノ承認ヲ經タル確實ナル銀行ニ預入ヲ爲スモノトス
- 第八條 本會ノ現金及財産ハ會長ノ命ヲ承ケ常務理事之ヲ保管スヘシ



- 第九條 會係計主任ハ毎年度初メニ於テ左ノ帳簿ヲ作成スヘシ  
 歳出内譯簿 歳入内譯簿 現金受拂簿  
 財産臺帳 備品臺帳
- 第十條 受入及支拂ハ會計係主任ニ於テ豫算科目毎ニ區別シ滞滯ナク記帳スヘシ支拂及收入命令書又ハ之ニ代ルヘキ書類ハ部類ヲ分チテ編綴シ會計係ニ於テ之ヲ保管スヘシ
- 第十一條 本會ノ物品ハ備品臺帳ニ之ヲ記入整理シ會計係主任其ノ保管ノ責ニ任ス
- 第十二條 本會ノ支拂ハ毎月二十一日トシ其ノ休日ニ當ルトキハ順次繰下クモノトス
- 第十三條 本則ニ定メナキ事項ハ常務理事ノ定ムル所ニ依ル

總代選舉規則 (大正十三年七月七日)

- 第一條 本會ノ總代會ヲ組織スル總代ノ選舉ハ各郡市部會長若ハ會長ノ指名シタル管理者ニ於テ之ヲ行フ
- 第二條 總代ノ選舉ハ單記無記名トシ其ノ選出區域ニ於ケル會員中ヨリ其ノ會員數ヲ其ノ區域ニ於テ選出スヘキ總代ノ數ヲ以テ除シテ得タル數ノ三分一以上ノ得票アリタル者ヲ當選者トス但シ當選者ノ數ヲ選出スヘキ總代ノ員數ヲ超過シタルトキハ其ノ得票數ノ多キ者ヨリ順次之ヲ定メ得票同數ノ者ニ付テハ抽籤ヲ以テ之ヲ定ム
- 第三條 前項ノ場合ニ於テ議決權總數ノ半數以上ニ當ル會員ノ同意アルトキハ指名選舉ノ方法ニ依ルコトヲ得
- 第四條 管理者ハ二名以上ノ會員立會ノ下ニ前條ノ投票ヲ開票スヘシ  
 前項ニ依リ立會スヘキ會員ハ管理者之ヲ指名ス

第四條 管理者ハ選舉ノ時期場所、方法、並其ノ願末ヲ記録シ滞滯ナク之ヲ會長ニ報告スヘシ

總代會議事細則 (大正十三年七月七日)

- 第一條 總代ノ席次ハ每總代會ニ於テ議長之ヲ定ム
- 第二條 議長開議ノ宣告ヲ爲ササル前及散會又ハ中止ヲ宣告シタル後ハ議事ニ付發言スルコトヲ得ス
- 第三條 議長ハ會議ニ當リ議事順序方法ヲ定メ議案ノ宣告ヲ爲シ其ノ說明ハ理事之ヲ爲ス但シ說明ハ理事ノ指名シタル主事ニ於テ之ヲ爲スコトヲ得
- 第四條 發言セムトスル者ハ自己ノ氏名ヲ唱ヘ議長ノ許可ヲ待チ發言スヘシ
- 第五條 議決ハ總代ノ半數以上出席シ其ノ決議權ノ過半數ニ依ル
- 第六條 採決ハ起立、舉手、記名若ハ無記名投票ノ四種トシ議長ノ定ムル所ニ依ル但シ總代會ノ決議アリタルトキハ此ノ限ニ在ラス
- 第七條 議長ハ採決ノ結果ヲ宣告スヘシ若シ異議アルトキハ其ノ人員ヲ調査スヘシ
- 第八條 決議錄ニハ少クトモ左ノ事項ヲ記載スヘシ  
 一、開會、閉會ニ關スル事項及年月日時並場所  
 二、出席總代氏名  
 三、開議中止及散會ノ月日時  
 四、議長及委員報告ノ件  
 五、會議ニ附シタル議案ノ題目



- 六、決議ノ事件
- 七、表決及可決ノ數ヲ調査シタルトキハ其ノ數
- 第九條 本則ニ疑義ヲ生シタルトキハ議長之ヲ決ス但シ議長ハ總會ニ諮リ之ヲ決スルコトヲ得  
本細則ニ規定ナキ事項ニ付テハ前項ノ例ニ依ル

旅費支給規程

(大正十五年九月三日決  
大正十五年九月一日施行)

- 第一條 本會役職員ニシテ會務ノ爲メ出張シタルトキハ第一號表規程ノ旅費ヲ支給ス但シ役職員ニシテ他ニ官職ヲ有スル者ハ同官等相當ノ旅費ヲ支給スルコトヲ得
- 第二條 本會職員ニシテ各都市ニ駐在セシムル者ハ第二號表規程月額旅費ヲ支給ス
- 第三條 月額旅費ハ左ノ場合ニハ日割ヲ以テ支給ス
  - 一、新給(増減給、轉勤ノ場合ヲ含ム) 其ノ事實ヲ生シタル日ヨリ廢給(休職、退職、轉勤、死亡ノ場合ヲ含ム)ハ其ノ事實ノ止ミタル日迄
  - 二、一箇月内ノ出張日數十五日ニ達セサルトキ又ハ前號該當ノ者ニシテ出張日數ノ三分ノ二ニ達セサルトキハ現ニ出張シタル日數迄
  - 三、缺勤日數及普通旅費ノ支給ヲ受ケタル日數ハ之ヲ控除ス
- 月額旅費日數計算ノ方法ハ其ノ月ノ現日數ニ依リ前乘後除トス
- 第四條 月額旅費ハ其ノ月分ヲ翌月二十一日支給ス但シ廢給ノ場合ハ其ノ際之ヲ支給ス

- 第五條 在動廳所在地ノ市内出張ハ金八十錢ノ市内日當ヲ支給ス但シ他ノ旅費ヲ受クル場合ニハ之ヲ支給セス
  - 第六條 旅行里程ハ本會事務所ヨリ起算ス
  - 第七條 旅行中天災若ハ病氣等止ムヲ得サル事故ニ依リ滞在一週間以内ハ日當及宿泊料ヲ支給ス但シ事實ヲ認メ得ヘキ證明ヲ要ス
  - 第八條 本規程ニ別段ノ定ナキ事項ハ大正九年五月勅令第七十六號内國旅費規則ヲ準用ス
- 附 則
- 本令ハ大正十五年九月一日ヨリ之ヲ施行ス  
従前ノ規程ハ本令施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス

第一號表

職 名	車馬賃(一里)		日當(一日)		宿泊料(一夜)		食卓料(一夜)		軌道賃(一里)	汽 車 船 賃
	内	外	内	外	内	外	内	外		
主 事	七拾五錢	七拾五錢	參圓	參圓	五圓五拾錢	五圓	貳圓	貳圓	拾錢	二 等
主 事 補	七拾五錢	七拾五錢	貳圓	貳圓	參圓	參圓	壹圓八拾錢	壹圓	拾錢	二 等
理 事	九拾錢	九拾錢	參圓	參圓	四圓	四圓	貳圓四拾錢	貳圓	拾錢	一 等
主 事 補	七拾五錢	七拾五錢	貳圓	貳圓	四圓五拾錢	四圓	貳圓	貳圓	拾錢	二 等
主 事 補	七拾五錢	七拾五錢	貳圓	貳圓	四圓五拾錢	四圓	貳圓	貳圓	拾錢	二 等



講 師	書 記	
	内	外
五拾錢	四拾錢	六拾錢
壹圓六拾錢	壹圓貳拾錢	壹圓八拾錢
貳圓四拾錢	貳圓	參圓七拾錢
壹圓八拾錢	壹圓	壹圓拾錢
拾錢	拾錢	拾錢
二	二	二
等	等	等

第二號表

郡 市 別	月俸八拾五圓以上ノモル	月俸八拾五圓以下ノモノ
大阪、堺、岸和田	貳拾圓	拾圓
三島郡	貳拾圓	拾圓
豊能郡	貳拾圓	拾圓
泉南郡	貳拾圓	拾圓
泉北郡	貳拾圓	拾圓
南河内郡	貳拾圓	拾圓
中河内郡	貳拾圓	拾圓
北河内郡	貳拾圓	拾圓

表彰規程 (大正十三年三月十三日)

- 第一條 本會ハ産業組合關係者ニシテ五ヶ年以上勤續シ功勞顯著ナルモノニ對シ本規程ニヨリ之ヲ表彰ス
- 第二條 表彰者ハ左記各號ニ依リ本會理事會ニ於テ之ヲ詮衡スルモノトス
- 一、産業組合ノ普及發達ニ盡瘁シ其ノ功勞顯著ナル者
  - 二、産業組合ノ經營ニ盡瘁シ其ノ功勞顯著ニシテ他ノ模範トナルモノ
  - 三、産業組合ノ事務ニ精勵シ其成績優長ニシテ他ノ模範トナルモノ
- 第三條 表彰式ハ毎年府下産業組合大會ニ於テ舉行ス
- 第四條 郡市部會(郡市部會ノ設置ナキトキハ郡市役所)ハ毎年二月末日限り本規程ニ依ル表彰候補者ノ氏名及事績ヲ調査シ之ヲ本會ニ報スルモノトス
- 第五條 表彰者ノ氏名ハ之ヲ本會簿冊ニ登錄シ永ク其ノ名譽ヲ傳フルモノトス

有給職員退職給與金支給規程 (大正十三年三月十三日)

- 第一條 本會有給職員在職滿二ヶ年以上ニシテ退職シタルモノハ本規程ニヨリ退職給與金ヲ支給ス
- 會則及諸規程
- 五四九



- 第二條 本會有給職員ハ其ノ月俸若ハ年俸月割ノ百分ノ一ヲ毎月納付スル義務アルモノトス
- 第三條 退職給與金ハ退職現時ノ俸給月額二年數ヲ乘シタル額ヲ以テス
- 第四條 特別事情アルトキハ會長ハ理事會ニ諮リ第一條第二條ノ規程ニ依ラサルコトヲ得
- 第五條 在職年數ハ就職ノ月ヨリ起算シ退職ノ月ヲ以テ終ルモノトス
- 第六條 本會有給職員在職中死亡シタルトキハ第二條ノ規程セル退職給與金ニ相當スル吊祭料ヲ贈呈ス
- 第七條 職務上ノ怠慢ニ依リ退職ノモノニハ退職給與金ヲ支給セス

附 則

- 第八條 本規程ハ大正十三年四月一日ヨリ之ヲ施行ス
- 第九條 本規程實施當時ノ現在有給職員ハ其ノ就職ノ時ニ溯リテ本規程ヲ適用ス

基本財産積立及管理規則

(昭和二年二月二十六日)

- 第一條 本會ハ左ノ方法ニ依リ基本財産ヲ積立ツルモノトス
  - 一、有志家又ハ會員ノ寄附若ハ遺贈ニ係ル金錢及物品ニシテ他ニ用途ノ指定アラサルモノ
  - 二、本會經費ノ剩餘金ノ一部又ハ全部

第二條 本會ノ基本財産ハ左ノ方法ニ依リ之ヲ管理ス但シ物品ノ管理ニ付テハ理事之ヲ定ム

- 一、國債證券、地方債證券、農工債券、産業債券ノ購入
  - 二、産業組合中央金庫又ハ保證責任大阪府信用組合聯合會ヘノ預入
  - 三、確實ナル銀行ヘノ預入
- 前項第一號及第三號ノ債券及銀行ハ理事之ヲ定ム

産業組合調査會々則

(昭和三年六月二十二日)

- 第一條 産業組合中央會大阪支會ノ活動方法ヲ講究スル爲メ本會ニ産業組合調査會ヲ置ク
- 第二條 産業組合調査會ハ會長一名及委員若干名ヲ以テ之ヲ組織ス
- 第三條 會長ハ支會長之ニ當リ會務ヲ總理ス
  - 會長事故アルトキハ會長ノ指名シタル者其ノ職務ヲ代理ス
- 第四條 委員ハ學識經驗アル者ノ中ヨリ支會長之ヲ囑託ス
- 第五條 産業組合調査會ニ幹事、書記若干名ヲ置キ會長之ヲ囑託ス
  - 幹事、書記ハ會長ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス